

ふじさわ子ども読書プラン 2020

～第3次 藤沢市子ども読書活動推進計画～

みんなで伝えよう 読む楽しさ

みんなで育もう 読む力

みんなで見守ろう 子どもの読書



2016年（平成28年）3月

藤 沢 市



計 画 の 策 定 に あ た っ て



今日、多様なメディアの発達・普及や、ライフスタイルの変化等により、子どもたちの生活や読書環境も大きな変化が見られ、「読書離れ」「活字離れ」が指摘されています。

国では、2001年（平成13年）12月の「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行後、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次基本計画：2013年（平成25年）5月）を策定しています。また、神奈川県では、2014年（平成26年）4月に「かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～」を策定しており、さまざまな施策が展開されています。

本市においても、すべての子どもたちが、本に出会い、言葉にふれ、本に親しめる環境をより豊かにつくるために、2006年（平成18年）に「藤沢市子ども読書活動推進計画」、2011年（平成23年）には「ふじさわ子ども読書プラン2015 第2次藤沢市子ども読書活動推進計画」を策定し、さまざまな取組を進めてまいりました。

このたび、第2次計画の最終年度を迎え、すべての子どもたちが本に出会い、言葉にふれ、本に親しめる環境をより豊かに整えるため、新たに「ふじさわ子ども読書プラン 2020 第3次藤沢市子ども読書活動推進計画」（第3次計画）を策定いたしました。

第3次計画では、基本理念「すべての子どもが本に親しむことができるまち ふじさわ」、計画推進のキャッチフレーズ「みんなで伝えよう 読む楽しさ みんなで育もう 読む力 みんなで見守ろう 子どもの読書」を掲げ、市民の皆様に対する計画の周知に努めるとともに、地域全体で子どもの読書活動の推進を目指してまいります。

本計画の策定により、子どもの読書を大人があたたかく見守り、子どもだけでなく大人も読書に親しむことができるとともに、子どもたちが人生をより深く生きるための“かけがえのない一冊”に出会えることを願っております。今後とも、明日の藤沢を担う子どもたちが豊かな心を育み、健やかに育つための「未来へ向けた元気なまちづくり」を進めてまいりますので、皆様のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びにあたり、アンケート調査やパブリックコメントを通して多くの貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、計画の策定にご尽力いただきました策定委員の皆様、関係各位に心から御礼申し上げます。

2016年（平成28年）3月

藤沢市長 鈴木恒夫

目 次

第1章 子どもの読書活動の意義と計画の位置づけ	1
1. 子どもにとっての読書活動の意義	1
2. 子ども読書活動推進計画（第3次計画）の位置づけ	4
(1) 計画策定の背景 ～国・県の動向	4
(2) 計画策定の目的	8
(3) 計画の位置づけ	9
(4) 計画の期間	10
(5) 計画の対象	10
第2章 子どもの読書活動をめぐる状況	11
1. 子どもの読書活動を取り巻く社会の状況と課題	11
(1) 学校段階とともに進む「読書離れ」	11
(2) 貧困問題等さまざまな状況に置かれた子どもに対する配慮の必要性	13
(3) インターネットなどさまざまなメディアの普及	13
2. 藤沢市における子どもの読書活動をめぐる状況と課題	15
(1) 子どもの読書の状況と課題	15
(2) 地域の図書館等の利用状況と課題	17
(3) 学校図書館を取り巻く状況と課題	19
(4) 家庭における子どもの読書活動の支援状況と課題	21
3. 第2次計画の検証～これまでの取組と今後の課題～	23
(1) 第2次計画における取組の評価	23
(2) 評価と今後の課題	26
4. 重点項目の設定	30
第3章 第3次計画の基本理念と施策の方向性	31
1. 計画の基本的な考え方	31
(1) 基本理念	31
(2) 計画推進の基本的な考え方と視点	32
【目標1】すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘う	34
【目標2】子どもの「読む力」を育み、伸ばす	34
【目標3】地域のちからをつなげる	35
【目標4】みんなで子どもの「読書」を見守る	36
2. 計画推進のための各主体の役割	37
(1) 家庭	37
(2) 学校など	38
(3) 地域	40
(4) 行政	41
3. 施策の体系	42

第4章 施策の展開と事業 44

1. 【目標1】すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘う.....	44
(1) 乳幼児期における読書活動の支援.....	44
(2) 小学生・中学生・高校生期における読書活動の支援.....	51
2. 【目標2】子どもの「読む力」を育み、伸ばす.....	56
(3) 学校教育における読書活動の推進.....	56
(4) 魅力ある利用しやすい学校図書館の整備・充実.....	59
3. 【目標3】地域のちからをつなげる.....	62
(5) 読書活動推進の拠点として利用者に身近な市民図書館・市民図書室づくりとネットワーク化の推進...	62
(6) 地域の子どもの関わる施設・団体等における読書環境整備と協力連携体制の推進.....	70
(7) 地域での読書活動を支える人材の育成と協力連携の推進.....	74
4. 【目標4】みんなで子どもの「読書」を見守る.....	76
(8) 読書に親しむための人づくり.....	76
(9) 計画の効果的な推進体制づくり.....	79
5. 総事業数.....	80

資料編 82

1. 第3次藤沢市子ども読書活動推進計画の策定経過.....	82
2. 藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱・委員名簿.....	84
(1) 藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱.....	84
(2) 藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿.....	86
3. 藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会設置要綱・委員名簿.....	88
(1) 藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会設置要綱.....	88
(2) 藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会委員名簿.....	90
4. 藤沢市子ども読書活動推進会議の設置及び運営に関する要綱.....	91
5. 藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査の概要.....	93
(1) 調査の概要.....	93
(2) 調査結果の概要.....	94
6. パブリックコメント（市民意見公募）の実施概要と結果.....	103
(1) パブリックコメントの概要.....	103
(2) 実施結果.....	103
7. 関係法令.....	104
(1) 子どもの読書活動の推進に関する法律.....	104
(2) 文字・活字文化振興法.....	107
8. 参考文献及び資料一覧.....	109

第1章 子どもの読書活動の意義と計画の位置づけ



1 子どもにとっての読書活動の意義

子どもは、身近な人のぬくもりを感じながら本にふれ、本と出会います。そして、さまざまな体験や学習を通して、言葉を学び、自ら本を読む喜びを知ります。やがて成長していく中で、さまざまな本に出会い、さまざまな世界を知り、ときには読書を通して深く自分を見つめることもあるでしょう。

読書は、子どもの想像力を育み、心を豊かなものとしてくれます。子どもは、読書による体験を通して、自分が体験したことをより深く知ったり、未体験のことや未知の世界・物事を体感したりすることができるようになります。また、読書を通じて、自分を表現する力や周囲とのコミュニケーションの力が高められることが期待されます。

2001年（平成13年）に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第2条では、子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであると謳われています。

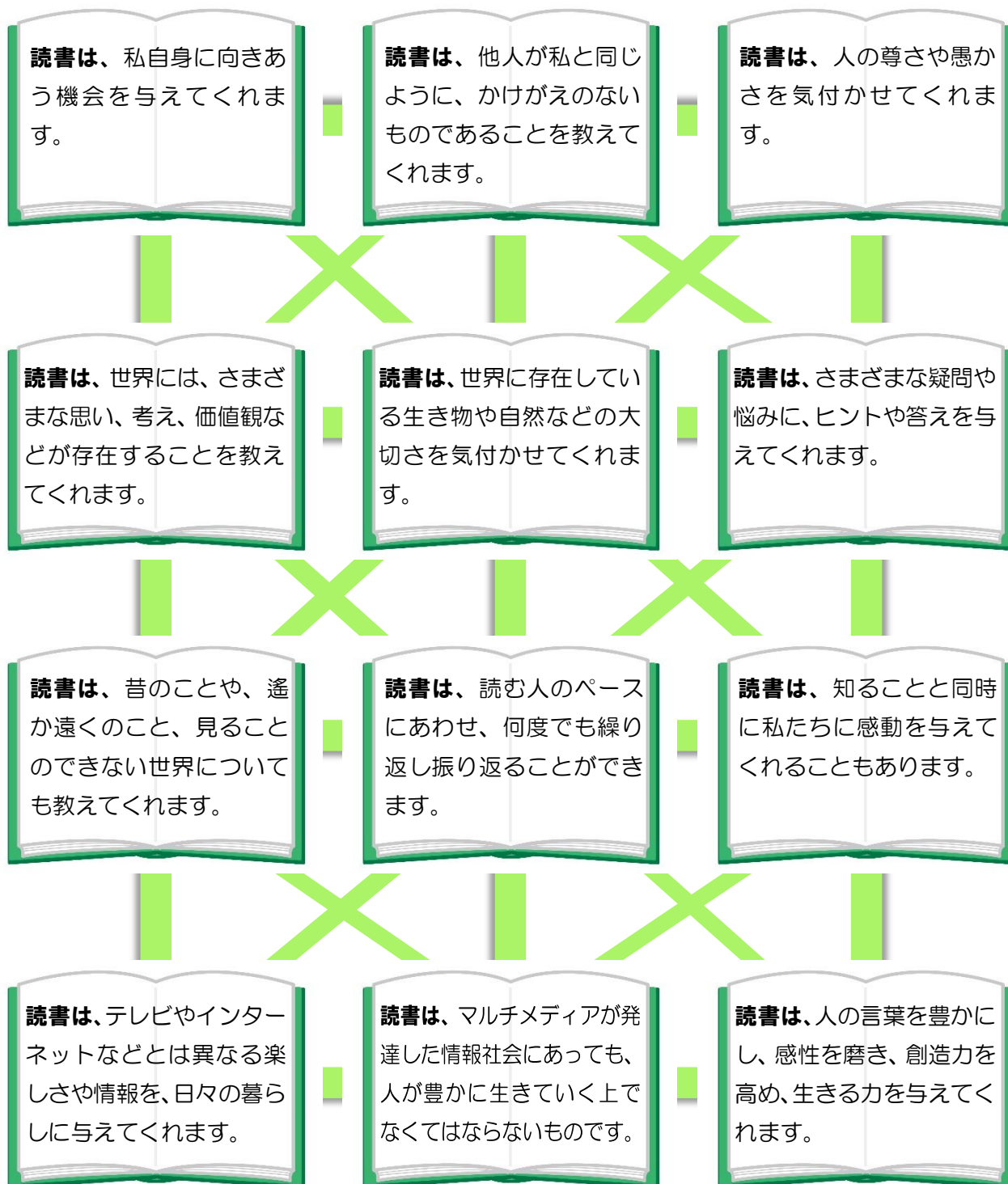
子どもは一日一日が成長の過程にあります。そのため、一人ひとりの発達段階にあったさまざまな読書活動が自由にできるよう、環境を整備し、機会を提供していくことが必要です。子どもが読書を楽しみ、習慣化していくためには、本を手渡し、読書の楽しさを伝えていく大人の存在が重要です。子どもから大人まで、すべての市民が、それぞれのライフステージにあわせた読書活動を楽しんで行うことができるように、社会全体が読書活動に興味をもち、子どもの読書活動を支える環境があることも必要です。

次代を担う子どもたちが、読書の喜びに出会い豊かな体験をすることで、自ら読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身に付け、「考える力」や「感性」を育み、健やかで心豊かに成長することは社会の願いです。そのためには、強制や干渉によるのではなく、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、社会全体で積極的に子どもの読書を支えることが重要です。子どもが読書に親しめる機会や環境の整備を推進していくことは、子どもたちを取り巻く周りの大人や社会全体に課せられた大きな責務です。

図表 1 「読書」とは

本の扉を開く自発的な行為としての読書。

読書には、人が生きていく上で大切な魅力あふれるものが隠されています。



図表 2 子どもの発達段階ごとの特徴と必要な働きかけ

【発達段階】 《 読書活動に関わる特徴 》 《 必要な働きかけ 》

妊娠期

乳幼児期 (0～5歳)

- 乳児期は、保護者や周囲の大人からの「語りかけ」を通して心と言葉が育まれ、安心感や信頼感が築かれます。
- 幼児期は、自分の思いを言葉で伝えようとする力が育つ時期です。「絵本」等に興味をもち、お気に入りの本を繰り返し手にするようになります。

- ◇ 家庭では、保護者をはじめ周りの大人が子どもの読書活動の意義や重要性を理解し、語りかけやスキンシップ等とともに、絵本等の読み聞かせをしてあげることが大切です。そして、絵本を読んであげる時は、大人も子どもと一緒に楽しむことが大切です。
- ◇ 「おはなし会*1」等の機会を積極的に活用したり、幼い頃から市民図書館・市民図書室等を一緒に利用したりするなど、子どもが本にふれる機会をできるだけ多くつくってあげることが大切です。

小学生期 (6～12歳)

- 小学校低学年は、保護者等による読み聞かせがまだまだ必要な時期です。少しずつ長文も読めるようになり、興味・関心の広がりに伴い読書の対象も徐々に広がってきます。
- 小学校高学年になると、興味や関心が大きく広がってきます。読む楽しさを知り、自分の目的にあった本を読もうとする子が増えてきます。

- ◇ 家庭では、低学年児に対し引き続き読み聞かせをしてあげるとともに、保護者も読書に親しむようにし、子どもと一緒に家庭での読書活動を楽しむことが大切です。
- ◇ 学校図書館や市民図書館等が子どもにとって利用しやすいものとなるよう、配慮していくことも必要です。
- ◇ 高学年児に対しては、地域の子どもに関わる施設等も活用しながら、本を選択し、読む楽しさを体感できる環境づくりを進めていく必要があります。

中学生・高校生期 (13～18歳)

- 中学生・高校生期*2では、本とのつきあい方がさらに多分野に拡大し、さまざまな悩みや生き方の方向性を求めるなど、質的にも深まりを求めます。
- 一方で、学業や部活動など時間に追われる生活スタイルになるにつれて、読書から離れる傾向がさらに進みやすい時期です。

- ◇ 読書を強制したり、干渉したりするのではなく、一人ひとりの興味や関心にあった「本」との出会いを自ら求め、達成できるよう、周囲の大人はあたたかいまなざしで見守ってあげることが大切です。
- ◇ “かけがえのない一冊”に出会えるよう、保護者の働きかけや、個々の子どもに応じた適切なレファレンス*3や読書相談、情報提供等が必要です。
- ◇ 忙しい生活の中で読書から離れてしまう子どもたちが、学校図書館や市民図書館、地域の施設等を活用し、生涯にわたる読書習慣につながるができるように、利用しやすい読書環境づくりや、機会の提供等により、支援していくことが必要です。

*1 おはなし会：図書館等で、子どもに向けて、図書館員やボランティアが本の読み聞かせ等を行うことです。
 *2 高校生期：この計画では、中学校を卒業し、おおむね18歳までの子どものことを指します。
 *3 レファレンス：図書館の利用者に対して、依頼された必要な資料や情報を提供することです。

2

子ども読書活動推進計画(第3次計画)の位置づけ

(1) 計画策定の背景 ～国・県の動向

社会状況の変化により、子どもと家庭をめぐる状況も変化し続けています。21世紀に入り、情報化社会における多様なメディアの発達・普及とともに、幼児期からの読書習慣の未形成等による子どもの「読書離れ」も指摘されてきました。そうした状況の中で、子どもの読書活動の重要性を認識し、子どもの読書活動を支援するために、国は、2000年(平成12年)を「子ども読書年」と決めました。さらに、2001年(平成13年)12月には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行して、毎年4月23日を「子ども読書の日」と定めるなど、子どもが自主的に読書活動を行うことができるようになるための国及び地方公共団体の責務を明らかにしました。

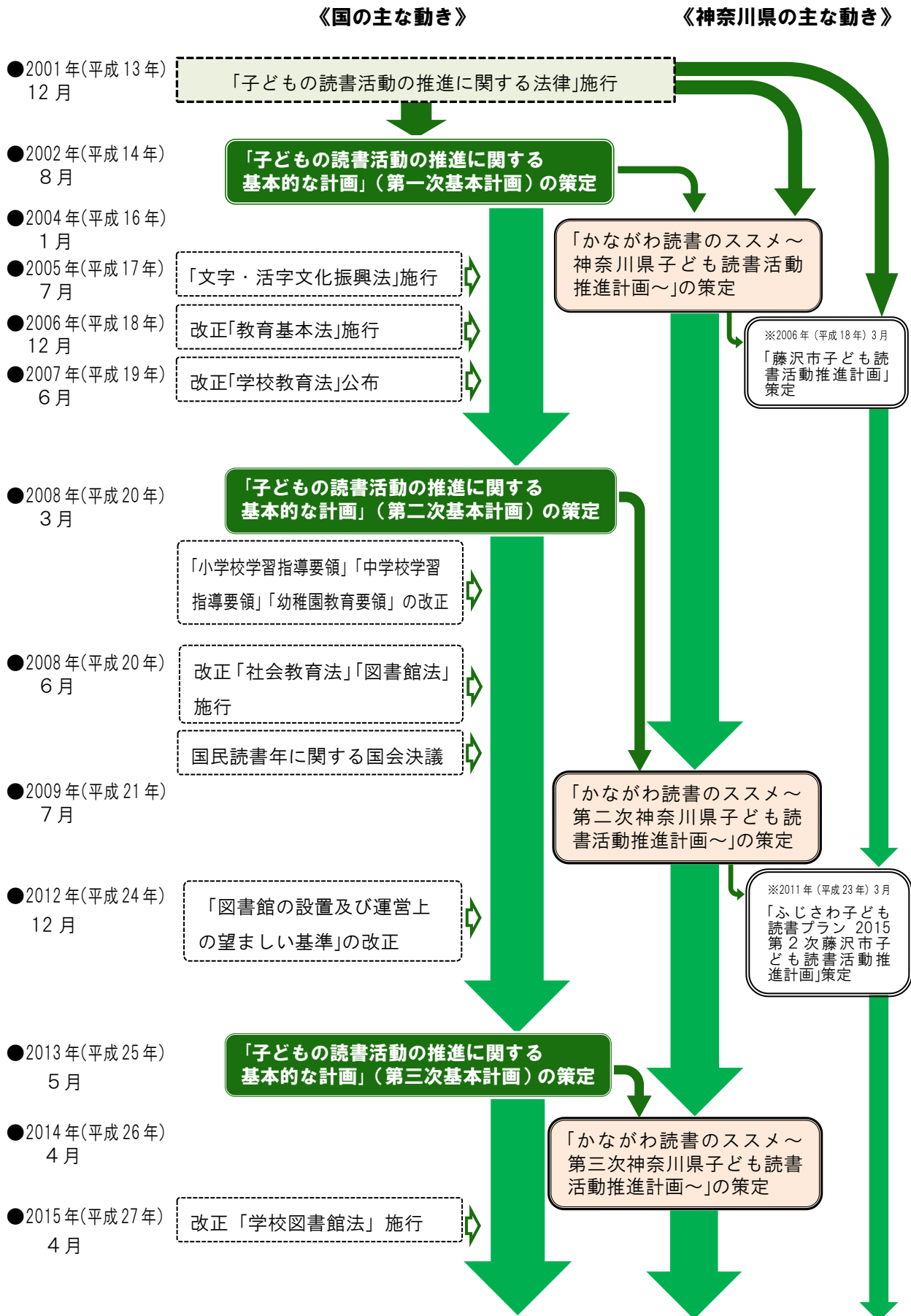
「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行後、「文字・活字文化振興法」(2005年(平成17年)7月)、改正「教育基本法」(2006年(平成18年)12月)、改正「学校教育法」(2007年(平成19年)6月)、改正「社会教育法」「図書館法」(2008年(平成20年)6月)、改正「学校図書館法」(2015年(平成27年)4月)が相次いで公布・施行されるなど、子どもの読書活動をめぐる法律面での整備が進められてきました。この間、国は三度にわたり「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定して、子どもの読書活動に関する意義を普及するとともに、家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組や、子どもの読書活動を支える環境の整備を進めています。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、各地方公共団体が地域の実情を踏まえて子どもの読書活動の推進に関する施策を策定・実施することとされています。また、都道府県、市町村内の子どもの読書活動の推進状況等を踏まえ、子ども読書活動推進計画を定めることを求めています。

神奈川県では、2004年(平成16年)1月に「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」を、2009年(平成21年)7月に「かながわ読書のススメ～第二次神奈川県子ども読書活動推進計画～」を策定してさまざまな施策に取り組んできました。2014年(平成26年)4月には、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第三次基本計画)やこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、子どもたちの読書活動をさらに推進し、すべての子どもが本に親しみ、自主的に読書を行えるよう、今後おおむね5年間の施策の具体的な方向を示す「かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～」を策定しました。

このような子どもと読書に関わる国や神奈川県の動向をまとめると、次のとおりとなります。

図表 3 「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行後の国・県の取組



図表 4 国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次基本計画）の概要

基本的 方針	① 家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組 ② 子どもの読書活動を支える環境の整備 ③ 子どもの読書活動に関する意義の普及		
	【子どもの読書活動の推進のための方策】		
【家庭】	【地域】	【学校等】	
◆家庭での読書の習慣づけ	◆図書館の役割と取組 ◆図書館の機能強化 ①公立図書館の整備 ②図書館の資料、施設等の整備・充実 ◆司書・司書補の適切な配置・研修の充実 ◆その他 ・「国際子ども図書館」と学校図書館等の連携 ・大学図書館の知見や資料の活用 ・児童館での読み聞かせやお話会	◆幼稚園、保育所、認定こども園 ・絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備 ◆小学校、中学校、高等学校等 ①学習指導要領 ②読書習慣の確立、読書指導の充実 ◆学校図書館の資料、施設等の整備・充実 ①学校図書館図書整備5か年計画（H24-28年度） ②学校図書館図書標準の達成 ◆学校図書館の情報化 ◆司書教諭*4、学校司書*5等の人的配置の推進	
【民間団体等】			
◆読書週間等のキャンペーンの実施 ◆民間団体等の活動支援（子どもゆめ基金） ◆ボランティアグループ、企業の社会貢献活動			
【普及啓発活動】			
◆「子ども読書の日」 ◆「文字・活字文化の日」 ◆優れた取組の奨励 ◆優良な図書の普及			

▼文部科学省資料より作成

- * 4 司書教諭：学校図書館法に基づき、学校図書館司書教諭講習を受講して「司書教諭」の資格を取得し、学校内の役割として司書教諭となるよう命じられた教諭のこと。学校図書館の専門的職務にあたる役割を担っています。
- * 5 学校司書：司書教諭とともに、学校図書館に関わる仕事を主に行う事務職員のこと。2015年（平成27年）4月に施行された改正学校図書館法では、学校司書を「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員」と位置づけ、その配置に努めることや資質向上のための措置を講ずることに努めるよう示しています。

図表 5 かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～の概要

スローガン 「いつも そばに 一冊の本を」

～本との出会い、本から拓く 心のつながりを大切に～

- めざす子どもの姿
- 本との出会いを楽しみにする子
 - 本から学び、知ることの喜びを感じる子
 - 本を生活に活かし、伝えることができる子

- 基本方針
- ① 子どもが読書に親しむための人づくり
 - ② 子どもが読書に親しむための環境づくり
 - ③ 子どもの読書活動を推進するための普及啓発

【具体的方策】

「家庭」「地域」「学校等」「関係機関・団体等」「普及啓発」の5つの柱のもと、66の施策を推進。

重点取組「子どもと本とをつなぐ」プロジェクト

- ①ファミリー読書の推進
- ②ブックリストの作成と活用
- ③読書ボランティアの養成支援
- ④学校図書館の利用の促進
- ⑤関係機関・団体等の協働・連携の促進

▼神奈川県資料より作成

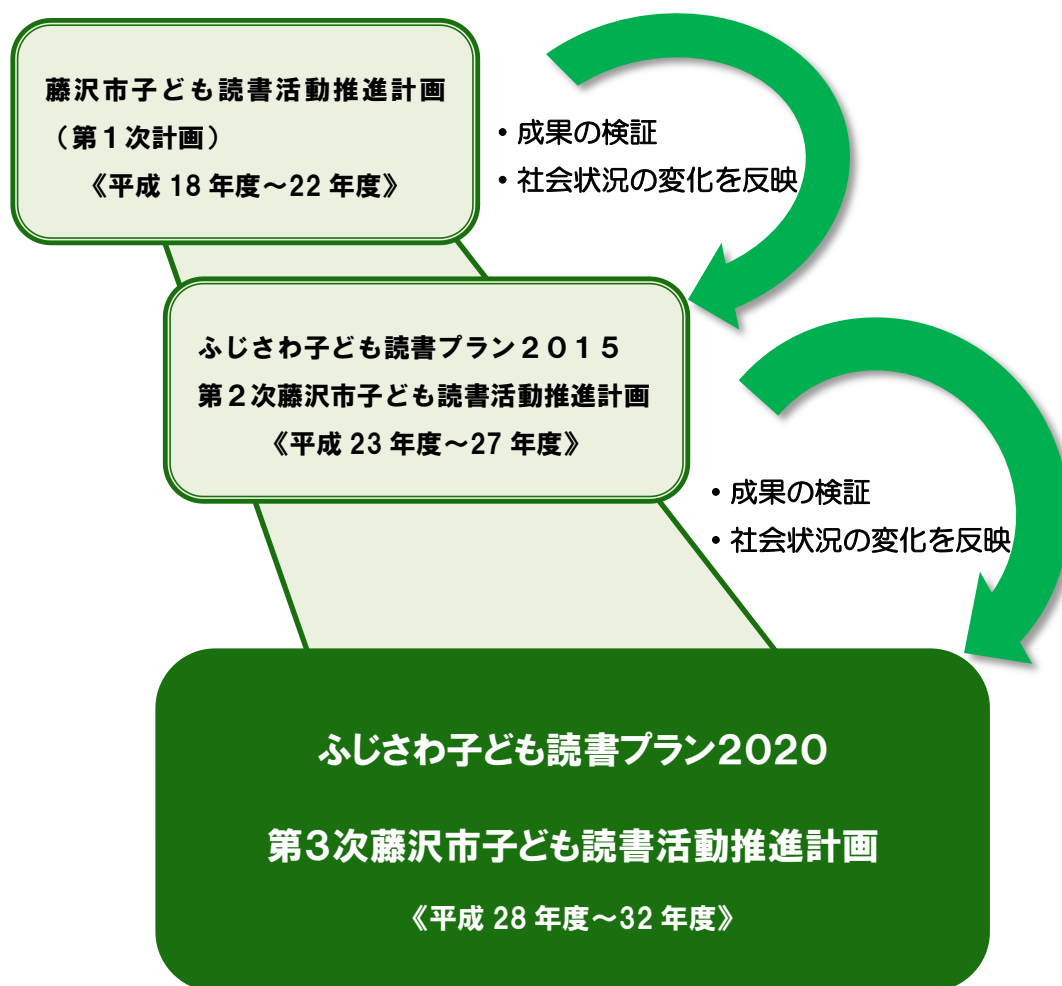


(2) 計画策定の目的

本市では、国・県の計画策定を受けて、「藤沢市子ども読書活動推進計画」（第1次計画；2006年（平成18年）3月）、「ふじさわ子ども読書プラン2015 第2次藤沢市子ども読書活動推進計画」（2011年（平成23年）3月。以下「第2次計画」という）を策定し、子どもの発達段階に応じた課題や、家庭・学校・地域・行政のそれぞれが担うべき役割を考慮しながら、さまざまな取組を進めてきました。

今般、第2次計画期間の最終年度を迎え、これまでの計画に基づく取組の成果を検証し、すべての子どもが本に出会い、言葉にふれ、本に親しめる環境をより豊かに整えるために、残された課題や変わりゆく社会状況を踏まえて、子どもの読書活動がより一層効果的に展開される状態を目指して、新たな計画「ふじさわ子ども読書プラン2020 第3次藤沢市子ども読書活動推進計画」（以下「第3次計画」という）を策定するものです。

図表 6 本市の子ども読書活動推進計画策定の軌跡

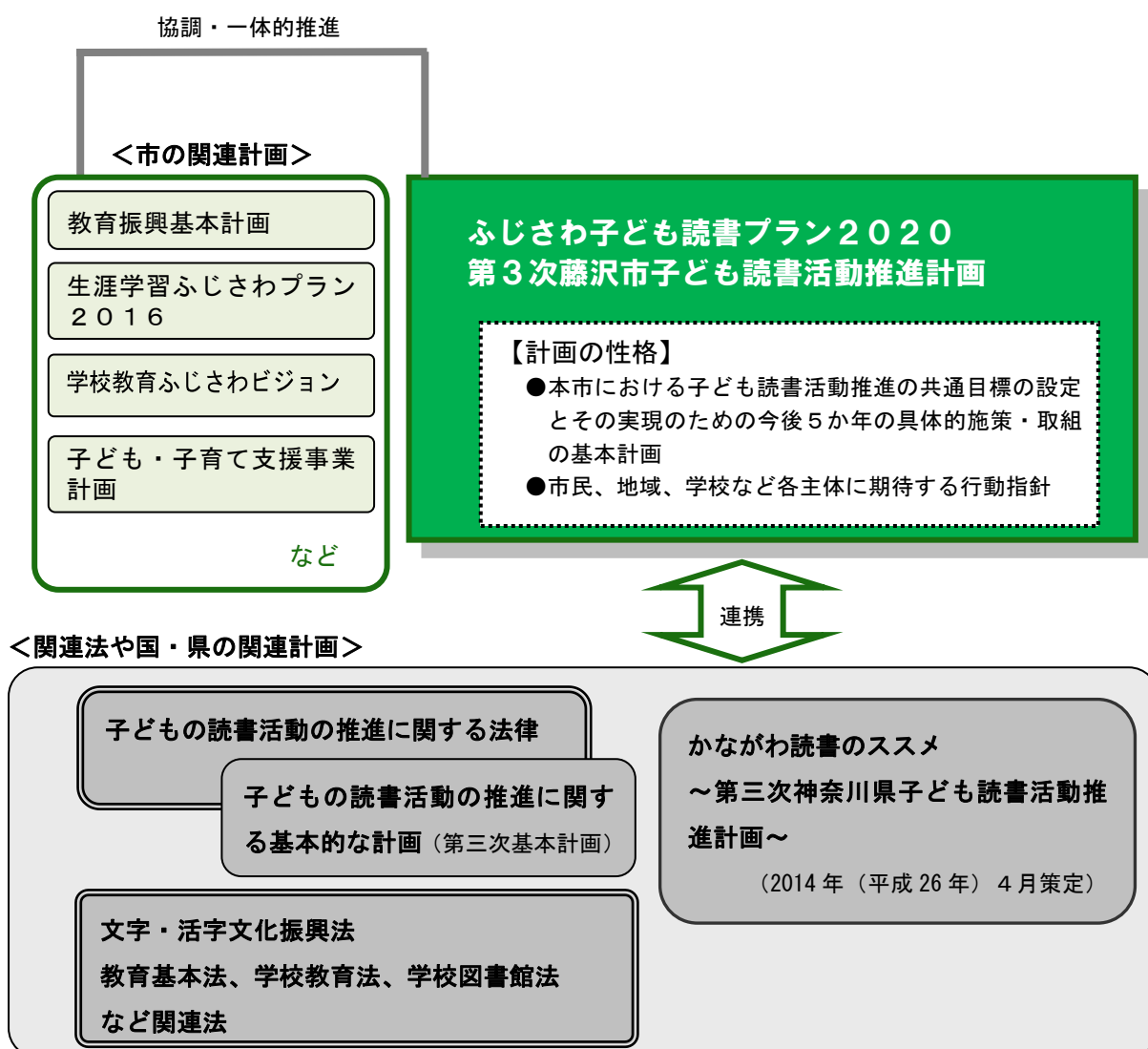


(3) 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に定める「市町村子ども読書活動推進計画」として策定する計画です。また、子どもの読書活動の推進に関する本市の「第3次計画」として、市全体が取り組むべき共通の目標を掲げるとともに、その実現に向けた行政推進の基本方針として具体的な施策の方向や取組内容を示すものです。そのため、「藤沢市教育振興基本計画」をはじめ、本市の他の関連する計画との整合性を確保するとともに、施策・事業間の調整・連携を図るものとします。

なお、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（2013年（平成25年）5月策定）や神奈川県「かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～」（2014年（平成26年）4月策定）との整合にも配慮するとともに、第2次計画期間における取組の成果や課題の検証に基づく計画とします。

図表 7 計画の位置づけと性格



(4) 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。ただし、社会状況の変化等により、計画期間中であっても必要に応じて見直す場合があります。

(5) 計画の対象

この計画の対象は、0歳からおおむね18歳までの子どもとします。

また、保護者をはじめ、子どもの読書活動に関わるすべての市民や地域、学校、行政、関係機関も対象としています。



第2章 子どもの読書活動をめぐる状況

1

子どもの読書活動を取り巻く社会の状況と課題

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行後、各都道府県、各市町村では子ども読書活動推進計画の策定作業が進められてきました。文部科学省の調査によると、平成26年度末時点で都道府県のすべてと市町村のほぼ7割で計画が策定済みとなっており、多様な施策が展開されています。神奈川県調査によると、県内すべての市町村で計画が策定済みとなっています。

その一方で、近年のわが国の子どもを取り巻く社会環境は変化を続けています。第2次計画期間の最終年度を迎えた現在、子どもの読書活動は次のような課題に直面しています。

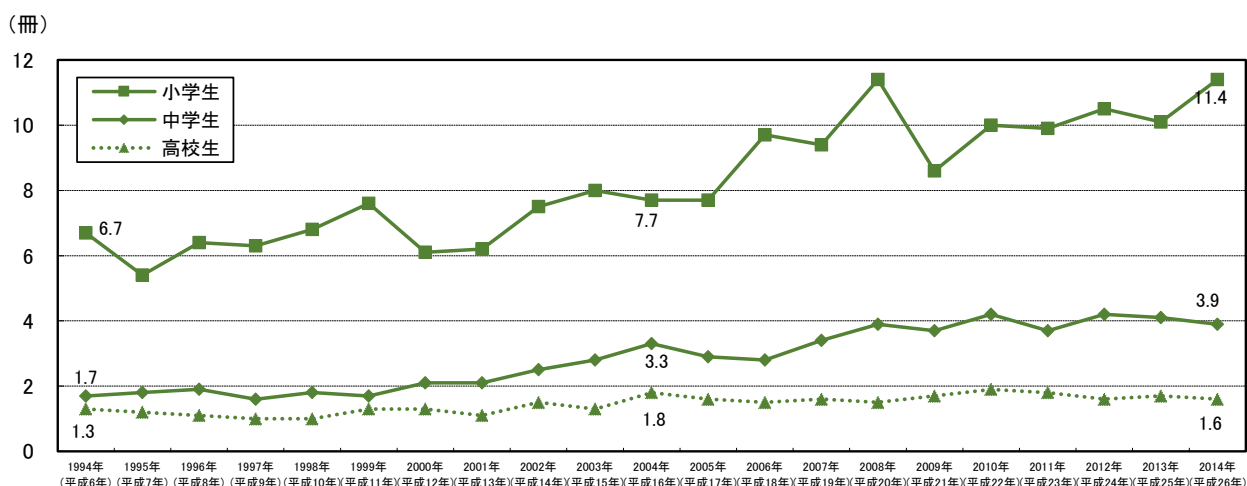
(1) 学校段階とともに進む「読書離れ」

子どもの「読書離れ」については、1990年代から社会問題として取り上げられてきました。しかし、2000年代に入り、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行に伴うさまざまな取組等を背景に、近年では子どもの読書量は増加傾向を示しています。

全国の小学校・中学校・高校の児童・生徒の読書状況を毎年調査している「学校読書調査」（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）によると、小学生の1か月間の平均読書冊数は11.4冊（2014年（平成26年）調査）となっています。平均読書冊数は、20年前の同調査（1994年（平成6年）調査）で6.7冊、10年前の同調査（2004年（平成16年）調査）で7.7冊であり、年度によって増減があるものの、全体として読書量が増加傾向にあることがわかります。

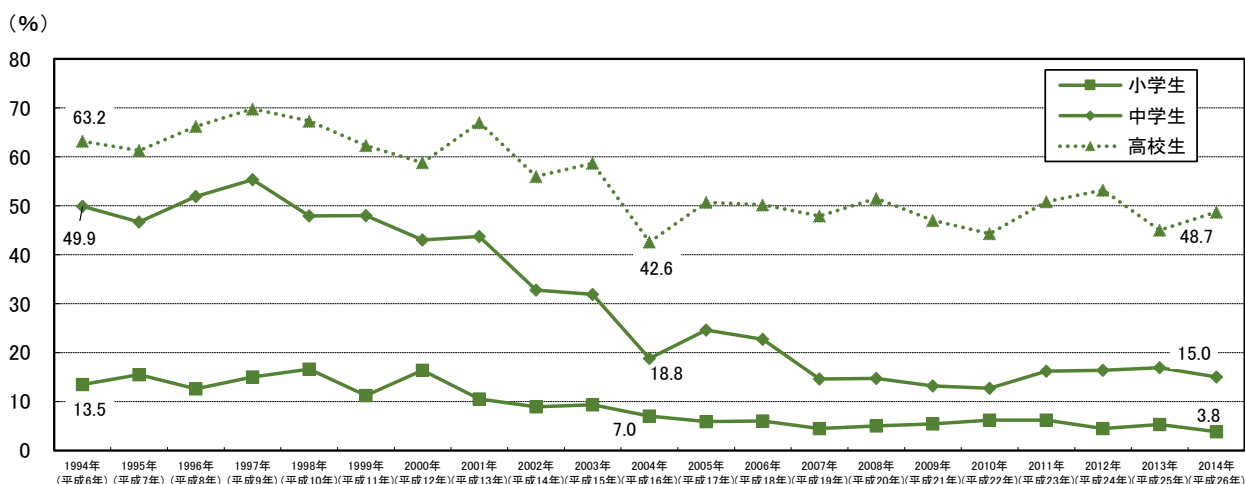
一方、1か月間に読んだ本が0冊の「不読者」の割合は、小学生で3.8%、中学生で15.0%、高校生で48.7%（いずれも2014年（平成26年）調査）となっています。10年前の同調査（2004年（平成16年）調査）では、小学生で7.0%、中学生で18.8%、高校生で42.6%であり、小学生については割合がほぼ半減しているものの、中学生で微減、高校生ではむしろ増加が見られます。このように、学校段階が進むにつれて「読書離れ」が進む傾向は変わらずに続いており、高校生の不読者の割合は小学生、中学生を大きく上回っています。

図表 8 1か月間の平均読書冊数



▼全国学校図書館協議会、毎日新聞社「学校読書調査」(1994年(平成6年)～2014年(平成26年))より作成

図表 9 不読者の割合



▼全国学校図書館協議会、毎日新聞社「学校読書調査」(1994年(平成6年)～2014年(平成26年))より作成

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第三次基本計画; 2013年(平成25年)策定)においても、子どもの読書活動における課題の一つとして、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向があることが指摘されています。

文部科学省の委託調査「高校生の読書に関する意識等調査」(平成26年度)では、高校生の6割以上は読書が好きと回答しているにも関わらず、1日あたりの読書時間がまったくなかったり、1か月に1冊も本を読んでいないという生徒が5割以上を占めています。また、1か月に1冊も本を読んでいない生徒にその理由を調査したところ、「普段から本を読まないから」「読みたいと思う本がないから」「他にしたいことがあったから」という回答が多くなっています。さらに、子どもの読書量(生徒自身の主観(振り返り)に基づく回答)についても、小学校高学年までは増加するものの、中学校・高校と段階を追うごとに減少傾向が見られます。

(2) 貧困問題等さまざまな状況に置かれた子どもに対する配慮の必要性

わが国の子どもの相対的貧困率^{*6}は、OECD加盟国（34か国）の中でも高い水準となっています。特に、ひとり親家庭など、大人ひとりで子どもを養育している世帯の経済的な困窮が社会問題とされています。

子どもの相対的貧困率は、1990年代半ば頃からおおむね上昇傾向にあり、厚生労働省の調査によると、2012年（平成24年）時点で16.3%となっています。さらに、経済的理由で学校教育法の規定に基づく就学援助を受けている小学生・中学生の割合は15.64%（平成24年度時点）で、過去最高となっています。子どもの教育・学習の機会が家庭の経済状況に左右され、子どもが将来安定した職に就く機会に恵まれないことを通じた「貧困の連鎖」が懸念されます。

また、地域には身体障がい、知的障がい等がある子ども、外国籍の子どもなど、読書活動の上で特に支援を必要とする多様な子どもが暮らしています。支援にあたっては、一人ひとりの子どもの心身のさまざまな特性や発達段階への配慮が欠かせません。

すべての子どもが読書に親しむことができるような環境を整備する上では、困難を抱えがちな子どもの状況に十分配慮することが必要です。

(3) インターネットなどさまざまなメディアの普及

近年の情報通信技術（ICT）の発達はめざましく、インターネットや携帯電話、スマートフォン等の情報メディアがわが国の社会で急速に普及しています。

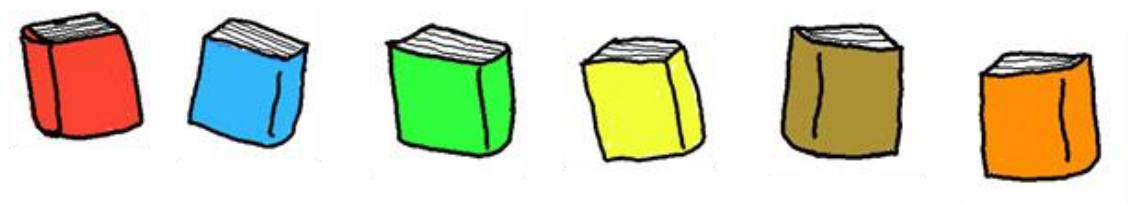
こうした情報通信技術の発達により、私たちは多様で膨大な情報を簡単かつ瞬時に入手できるようになりました。文字を読むことが難しいなど学習に困難を抱える子どものために、ICTを活用した支援への期待も寄せられています。読書活動の面では、従来の紙媒体の本に加え電子書籍が発行され、従来の紙媒体の本とともに、電子メディアを用いて電子書籍を読む行為も広がりを見せています。

今日の子どもたちは、生まれながらに、携帯電話やインターネット端末が身近に存在している社会で生活しています。読書のきっかけづくりの手段としての電子メディアの活用や、情報入手の手段としてのインターネット活用など、その有用性は否定できません。

*6 相対的貧困率：国民を所得順に並べた場合に、真ん中の順位の人のおおむね半分以上しか所得がない人の占める比率のことです。

しかし、その利便性が認識される一方で、いわゆるネット依存や、情報管理の危険性等の問題も社会的に指摘されています。特に子どもについては、携帯電話やスマートフォンの過度な利用による日常生活リズムの乱れや、実体験不足による社会性の獲得への弊害等の問題があげられています。子どもが多様な情報を取捨選択して使いこなす情報リテラシー^{*7}を身につけるための教育が必要です。

さらに、携帯電話やスマートフォンの利用時間増等による子どもの読書離れも懸念されています。子どもの読書活動を考える上では、こうした情報化の推移への注目を続けて、変わり続ける社会状況に対応できるようにすることが必要です。



*7 情報リテラシー：携帯電話やスマートフォン、パソコン等の情報メディアから得られる大量の情報の中から、自分が必要とする情報を取捨選択し、調べものをしたり、意思決定したり、表現したりするなど適切に情報を使いこなすための知識や能力のことです。

本市では、第3次計画の策定に先立つ2014年（平成26年）11月に、子どもの読書活動に関する市民のさまざまな意識やニーズを調査・把握する目的で「藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査」を実施しました。この調査結果からわかる本市の子どもの読書活動の状況と課題は、次のとおりです。

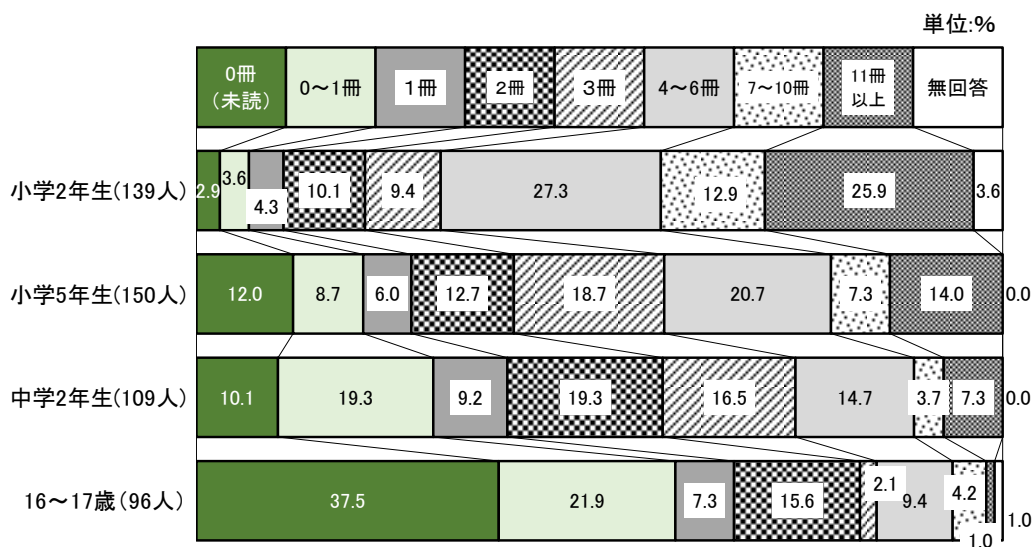
（1）子どもの読書の状況と課題

● 学校段階が上がるにつれて読書離れが進む傾向がある

小学2年生、小学5年生、中学2年生、16～17歳のいずれも、本を読むことが好き（「好き」又は「どちらか」といって好き）」という回答が7割以上を占めています。特に、小学2年生では93.5%、小学5年生では86.7%に達しており、前回調査時（2009年（平成21年）11月実施）と比較して割合が増加しています。

本が好きな子どもが大半を占めている一方で、調査前1か月間に読んだ本が0冊という「不読者」も少なからずいることがわかります。回答者に占める不読者の割合（不読率）をみると、小学2年生では2.9%であるのに対して、小学5年生と中学2年生では1割前後、16～17歳では37.5%に達しています。特に、小学5年生と中学2年生では前回調査時と比べて不読率が5ポイント程度増加しており、小学2年生と16～17歳では不読率がほぼ横ばい傾向にあります。第2章1（1）でも示したとおり、こうした傾向は、本市のみならず全国的にも見られます。

図表 10 調査前1か月に読んだ本の冊数



▼「藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査」(2014年(平成26年)11月)

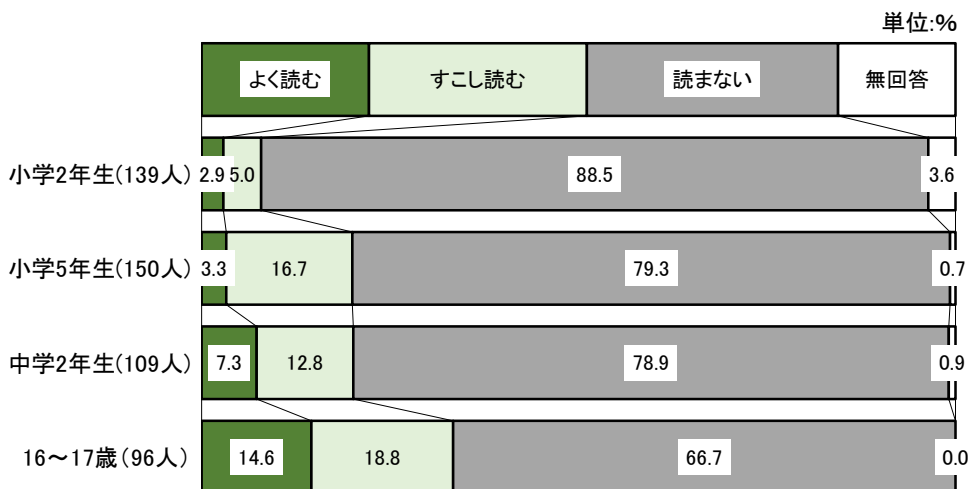
小学校低学年では読書の習慣があっても、学年が上がるにつれて読書から離れてしまう傾向が依然として見られ、課題として留意する必要があります。

● **読書をする上で、インターネットなど電子メディアが活用されつつある**

中学2年生と16～17歳の回答者自身が読む本の情報の入手方法については、「書店で紹介されているもの」「家の人や友達に紹介されたもの」の割合が高くなっています。また、実際の本の入手方法についても、「書店で買う（買ってもらう）」が8割以上を占めています。中学2年生や16～17歳の子どもにとって、読書をする上で書店の役割が重要であることは、前回調査時から変わりません。

しかし、自身が読む本の情報の入手方法として、「インターネットで紹介されているもの」の割合が前回調査時よりも増加しており、特に16～17歳では44.8%と、前回調査を21ポイント上回っています。実際の本の入手方法についても、「インターネットを通じて買う（買ってもらう）」の割合が増えています。また、16～17歳の3人に1人は、パソコンやスマートフォン・タブレット端末等で普段から電子書籍を利用していると回答しています。

図表 11 電子書籍の利用状況



▼「藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査」(2014年(平成26年)11月)

その一方で、調査対象の子どもの保護者の7割以上は、インターネットや携帯電話・ゲーム等の普及により、子どもの読書の機会が減少していると感じています。

情報化社会の進展を背景に、子どもがインターネットなど電子メディアを自身の読書活動に効果的に活用しているという面と、新たなメディアの普及に伴い、読書の機会が減少するという面のそれぞれに注目する必要があります。

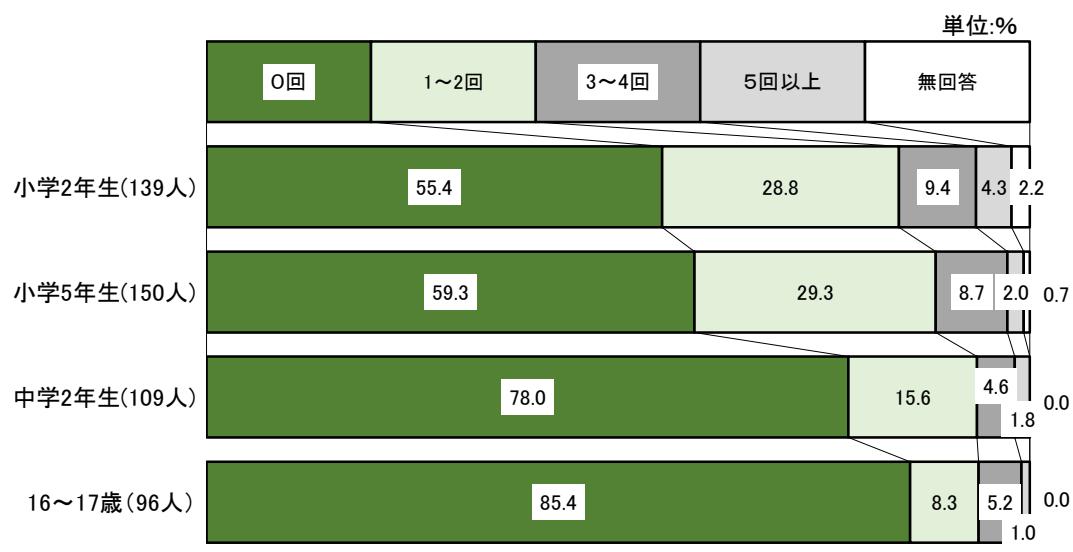
(2) 地域の図書館等の利用状況と課題

- 地域の図書館の利用は、学年が上がるにつれて減少傾向にある
- 少数ながら、地域の子どもに関わる施設で読書をしている子どももいる

調査前1か月間に地域の図書館に行った回数についてみると、回答した子どもの学年が上がるほど「0回」の割合が増加しており、16～17歳では8割を超えています。

地域の図書館に1回も行かなかった理由としては、学年を問わず「行く時間がない」が最も多くなっており、小学生ではこのほかに「図書館が遠いから」「いっしょに行く人がいないから」「本を読むよりも他に楽しいことがあるから」、中学2年生や16～17歳では「何となく行く習慣がないから」「読みたい本がないから」「遠くて不便だから」といった回答が見られます。特に小学2年生の場合、地域の図書館と一緒に行く人として「お母さん」がほぼ7割を占めています。保護者が地域の図書館を利用する習慣をもたない場合、保護者のみならず子どもも地域の図書館を利用する習慣が定着しないという可能性が考えられます。

図表 12 1か月間の地域の図書館の利用状況



▼「藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査」(2014年(平成26年)11月)

地域の図書館以外で、本を読んだり借りたりする場所については、子どもの学年を問わず9割程度が「特にない」と回答しており、現状では地域の図書館以外で子どもたちが身近な読書の場として利用している施設はあまりありません。ただし、少数ながら、児童館や地域子どもの家^{*8}、青少年会館^{*9}等の子どもに関わる施設を本を読んだり借りたりするために使っているという回答もあります。

調査対象の子どもの保護者からは、子どもの読書活動推進のために必要なこととして、身近に読書が楽しめる環境があることを挙げる意見が目立ちます。しかし、現実には前回調査時と同様に、地域の図書館以外の施設が身近な読書施設と認識されているわけではないことに加え、地域の図書館が必ずしも頻繁に利用されているわけではありません。地域の図書館（市民図書館・市民図書室）の利用促進を図るとともに、地域のさまざまな子どもに関わる施設を子どもが本にふれあい親しむ場の一つとして活用することによって、小さい子どもでも安心して利用できるような読書環境を整備していくことも必要です。



* 8 地域子どもの家：地域の子どもの身近な場所で自由にのびのび遊べるよう、遊具や図書コーナー等が設置された本市の施設のことです。市内に17か所あります。

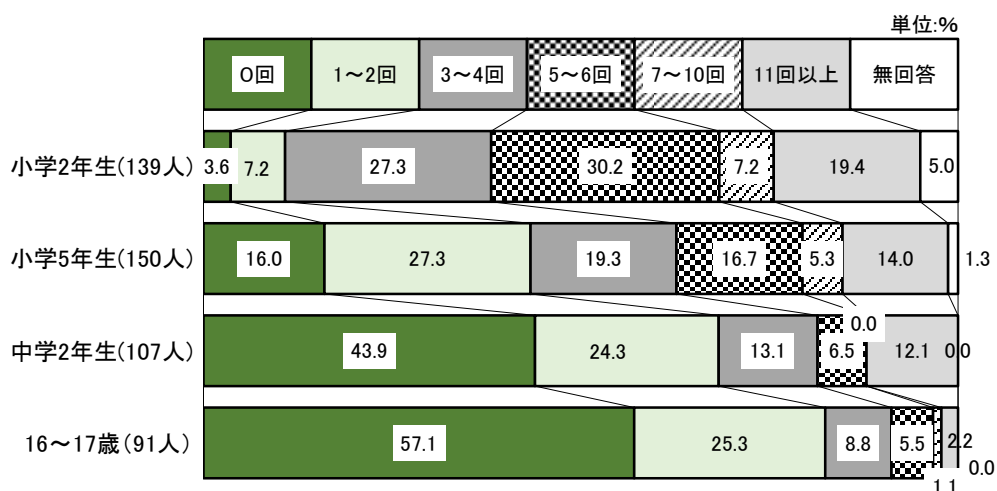
* 9 青少年会館：青少年に活動の場を提供し、健全な育成を図るために設置され、地域に根ざした青少年活動・青少年育成活動の拠点として利用されている本市の施設のことです。

(3) 学校図書館を取り巻く状況と課題

- 学校図書館の利用は、学年が上がるにつれて減少傾向にある
- 学校図書館専門員^{*10}の全校配置により、学校図書館が身近に感じられるようになってきている

調査前1か月間に学校図書館に行った回数についてみると、回答した子どもの学年が上がるとつれて「0回」の割合が増加しており、中学2年生で43.9%、16～17歳で57.1%を占めています。前回調査時と同様の傾向を示していますが、中学2年生の「0回」の割合は、前回調査を20ポイント弱下回っており、状況の改善がうかがわれます。学校図書館に1回も行かなかった理由としては、中学2年生、16～17歳のいずれも「図書館に行く時間がなかったから」が多くなっています。

図表 13 1か月間の学校図書館の利用状況



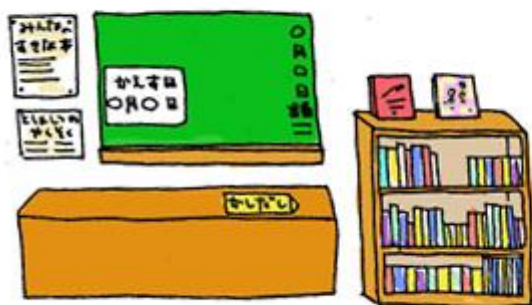
▼「藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査」(2014年(平成26年)11月)

*10 学校図書館専門員：本市の市立小・中学校において、司書又は司書補、司書教諭の資格をもち、専門的な知識を生かして、学校の司書教諭や学校図書館支援ボランティアと協力しながら、学校図書館運営や子どもの読書活動を推進・支援する職員のことです。学校図書館法に規定する学校司書に相当し、本市では2010年(平成22年)4月から配置を進めています。

一方、中学2年生は、本を読む場所として「自分の家」(80.7%)、「教室」(77.1%)に続いて「学校の図書館(図書室)」(23.9%)を挙げており、その割合は前回調査時を10ポイント以上上回っています。自身が読む本の入手方法についても、「学校の図書館(図書室)で借りる」という回答が前回調査時を15ポイント上回る33.9%となっています。これらのことから、特に中学生にとって、以前よりも学校図書館が身近な存在と感じられている様子うかがえます。

本市では、学校司書配置の努力義務を定めた改正学校図書館法の施行(2015年(平成27年)4月)に先立つ平成23年度より、市立全小・中学校に学校図書館専門員を配置しています。調査時点で既に市内の各学校図書館は「人がいる」という環境が整ってきており、このことが中学2年生の回答に影響を与えていると考えられます。

就学している子どもにとって、学校は家庭同様に生活の場でもあります。その学校にある学校図書館は、子どもにとって特に身近な読書環境の一つであるといえます。学校図書館専門員の全校配置にとどまらず、引き続き学校図書館の充実に向けた取組を重点的に進める必要があります。

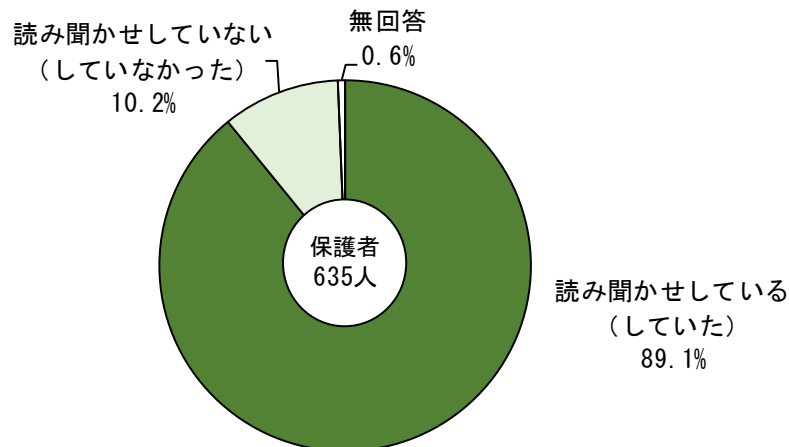


(4) 家庭における子どもの読書活動の支援状況と課題

- 子どもへの読み聞かせを行っている保護者は多く、読み聞かせの開始時期は以前よりも早まっている
- ブックスタート^{*11}事業に対しては、おおむね好意的な意見が挙げられている

調査対象の子どもの保護者に対して、自分の子どもに対する本の読み聞かせの実施状況を聞いたところ、保護者のほぼ9割が読み聞かせを「している(していた)」と回答しています。読書が嫌い(「どちらかという嫌い」又は「嫌い」)であったり、子どもの頃に本を読んでもらった経験が少ない(「あまり読んでもらわなかった」又は「読んでもらわなかった」という保護者でも6割以上が読み聞かせを行っており、子どもに対する読み聞かせが定着していることがわかります。また、読み聞かせを行っている保護者のほぼ7割は、読み聞かせの効果を実感(「効果があったと思う」又は「少しは効果があったと思う」)しています。

図表 14 子どもへの読み聞かせの有無



▼「藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査」(2014年(平成26年)11月)

*11 ブックスタート：すべての赤ちゃんと保護者が、絵本を介してゆっくり心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動のことです。1992年(平成4年)にイギリスのパーミンガムで始まり、日本では2000年(平成12年)の「子ども読書年」をきっかけに紹介され、現在では地域の子育て支援運動として各地に広がっています。本市では1歳6か月児健診終了後、ブックスタートコーナーで実際にスタッフが絵本を読んだり、子育て情報等を紹介し、おすすめの絵本1冊とブックリスト等が入った「ブックスタート・パック」を配付しています。

読み聞かせを開始したときの子どもの年齢については、「1歳未満」が46.6%で「1歳」の32.9%を上回って最も多く、その内訳としては「6か月～7か月」が最も多くなっています。前回調査時は「1歳未満」「1歳」がいずれも3割台半ばであり、「1歳未満」の内訳も「10か月以降」が多かったことから、開始時期が早まっていることがわかります。

本市では、2006年（平成18年）11月からブックスタート事業を開始しています。就学前の子どもの保護者の8割以上がこの事業を利用しており、家庭における子どもの読書活動を支援する上で欠かせない事業となっています。この事業の感想としては、「興味をもつきっかけになった」「絵本選びの参考になった」など、おおむね好意的な意見が寄せられており、その後の読み聞かせや図書館利用のきっかけにもなっていることがわかります。

- **子どもの読書活動推進のため、家庭で積極的な取組が行われている**
- **子どもにとって、身近な大人の存在が重要だが、読書が嫌いだったり、読書をしていない大人が少なくない**

調査対象の子どもの保護者に対して、子どもの読書活動推進のために実際に取り組んでいることを聞いたところ、「読み聞かせをする」(67.9%)、「子どものための本を買う」(49.8%)、「図書館に連れて行く」(48.8%)が多く、前回調査時と同様に、家庭で積極的な取組が行われている様子が見えます。

また、保護者に対して、子どもの読書活動推進のために家庭・学校・地域で必要なことを自由に聞いたところ、身近に本があることや、簡単に本にふれられる環境があることが必要という意見を中心に、家庭での取組の重要性や地域・学校に期待する意見が挙げられています。このほか、子どもの自主性を尊重すべきという意見も多く、本を読み聞かせる、紹介する、読書環境を整えるなど、子どもの読書活動推進のためには身近な大人の存在が重要という意見もあります。

子どもの読書活動の支援に携わる大人は、自分自身も本を読む楽しさを知っていることが大切です。しかし、調査対象の子どもの保護者の5人に1人は読書が嫌い（「どちらかという嫌い」又は「嫌い」）であり、読書が嫌いな保護者の多くは、1か月間に本を1冊も読んでいません。社会全体で子どもの読書活動を見守っていくためには、子どもだけではなく、子どもの周囲の大人に対する働きかけも重要です。

(1) 第2次計画における取組の評価

第2次計画では、「すべての子どもたちが本に親しむことのできる環境の整備」を計画の基本目標として、第1次計画の考え方を踏襲した上で、新たに『みんなで伝えよう 読む楽しさ！ みんなで育もう 読む力！』をキャッチフレーズにしました。そして、次の3つの視点を加え、取組を進めてきました。

- ◎ **すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘う**
～すべての子どもに「読む」楽しさを伝え、自ら喜びを体感できる環境をつくる
- ◎ **子どもの「読む力」を育み、伸ばす**
～子どもの発達段階や個性を踏まえ、「読む力」を育み、能力を伸ばす機会をつくる
- ◎ **地域のちからをつなげる**
～家庭・学校・地域及び行政が協働した効果的な取組をすすめる

さらに、1人の子どもが成長する過程（発達段階）にあわせて、家庭・学校・地域・ボランティアなど社会全体で子どもの読書活動を支えるように、9つの「施策の目標」、39の「施策の展開方向」によって読書支援施策を体系化して、取組を進めてきたところです。

第2次計画の計画期間（平成23年度～27年度）が終了するのにあたり、平成26年度までの取組状況を総合的に判定した「施策の展開方向」単位での評価結果は、次のとおりです。全体としては、A評価（計画どおり十分に実施した）が15、B評価（ほぼ計画どおり実施した）が23、C評価（あまり計画どおり実施できず、改善が必要である）が1であり、おおむね計画どおりの達成状況となっています。

図表 15 第2次計画の評価

計画の基本方針	施策の目標	施策の展開方向	評価
1 すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘う	(1) 乳幼児期における家庭の読書活動の支援	1 ブックスタート事業の推進	A
		2 こんにちは赤ちゃん事業 ^{*12} との連携推進	A
		3 読書に関心をもつ機会や相談機会の充実	B
		4 子どもの読書活動に対する理解の深化	B
		5 乳幼児が読書に親しむ機会の充実	B
	(2) 小学生・中学生・高校生期における読書活動の支援	6 発達段階に応じたブックリストの充実	A
		7 本と出会う機会の充実	B
		8 市民図書館のヤングアダルトサービス ^{*13} の充実	B
		9 市民図書館を知ってもらう機会の充実	A
		10 学校図書館の情報提供の充実	A
		11 学校を通じた子どもの読書活動に対する保護者への理解の深化	B
2 子どもの「読む力」を育み、伸ばす	(1) 学校教育における読書活動の推進	12 読書活動を取り込んだ学校教育の推進	B
		13 読書指導に関する校内協力体制の確立と職員研修の充実	B
		14 学校と市民図書館との連携事業の推進	B
	(2) 魅力ある利用しやすい学校図書館の整備充実	15 学校図書館の図書資料の充実	B
		16 学校図書館のあり方についての検討・研究	B
		17 司書教諭などの研修機会の充実と校内の緊密な協力・連携体制の確立と司書教諭の専任化	A
		18 学校図書館専門員の全校配置	B
		19 学校図書室支援ボランティアの育成と連携強化	B

*12 こんにちは赤ちゃん事業：生後4か月までの母子を全戸訪問して子どもの発育・発達等の支援を行う事業です。

*13 ヤングアダルトサービス：アメリカの図書館界で使われ始めた図書館用語で、中高生などの年齢層を子ども扱いするのではなく、一定の責任と権利を持った「若い大人」（ヤングアダルト：YA）として扱い、図書館としてのサービスを提供しようという姿勢を示すものです。わが国でも公共図書館や出版業界等では定着し、広く使用されています。

計画の基本方針

3 地域の力をつなげる

施策の目標	施策の展開方向	評価
(1) 読書活動推進の拠点として利用者に身近な市民図書館・市民図書室づくりとネットワーク化の推進	20 図書資料の充実	B
	21 快適な市民図書館の環境づくりの推進	B
	22 市民図書館の情報発信機能の充実	A
	23 レファレンスサービスの充実	B
	24 すべての子どもが利用しやすい市民図書館サービスの充実	B
	25 保護者や保育・教育関係者への働きかけ	B
	26 ボランティアの養成と相互連携機会の充実	A
	27 学校等との連携事業の推進	A
	28 市民図書館内の体制の充実	B
(2) 地域の子ども関連施設における読書環境整備とネットワーク化の推進	29 図書資料の充実	A
	30 本に親しむ機会や読書相談機会の充実と意識啓発の推進	A
	31 関連施設との相互交流の推進	A
(3) 地域での読書活動を支える人材の育成とネットワーク化の推進	32 ボランティアの養成と活動への支援の充実	B
	33 関連施設とボランティアとの連携支援	B
	34 ボランティア相互のネットワークの拡大	A
	35 ボランティアや NPO 活動などのコーディネート機能の確立	C
(4) 市民に対する読書活動推進の意識啓発と情報提供	36 「子ども読書の日」などにおける啓発事業の推進	A
	37 市広報やホームページなどによる情報の積極的発信	B
	38 子ども読書活動推進のための講座などの継続的实施	B
(5) 計画の効果的な推進体制づくり	39 「藤沢市子ども読書活動推進会議 ^{*14} 」の開催	A

【評価の凡例】

A：計画どおり十分に実施した

B：ほぼ計画どおり実施した

C：あまり計画どおり実施できず、改善が必要である

*14 藤沢市子ども読書活動推進会議：本市における子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、本市が設置した会議です。【参照：資料編4】

(2) 評価と今後の課題

第2次計画の3つの基本方針に基づく平成26年度までの取組の成果と、第3次計画に向けて対応が必要な課題は、次のとおりです。

● 基本方針1 すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘う

【主な取組と成果】

- 乳幼児とその保護者に対する啓発活動として、ブックスタート事業を実施したり、こんにちは赤ちゃん事業や母子健康手帳交付時等の保健事業時に子どもと本に関する啓発リーフレットを配付したりして、子どもの読書活動を推進することの意義や必要性について周知しました。あわせて、3歳6か月児健診時にも絵本とおはなし会についてのリーフレットを配付するなどして、子どもの発達段階に応じた啓発機会を拡充させることができました。ブックスタート事業については、保護者からはおおむね好意的な反応が寄せられており、子どもへの読み聞かせに対する関心の高まりが見られます。
- 市民図書館・市民図書室によっては、市民ニーズ等を受けて乳幼児向けのおはなし会を開催するようになっており、おはなし会への乳幼児とその保護者の参加も増加しています。また、子育て支援センター等において、市民図書館のおすすめ絵本を読み聞かせする時間を設けるようになりました。
- 小学生、中学生、高校生の子どもに対しては、本と出会い、読書を楽しむきっかけづくりとして、ブックトーク^{*15}の会やワークショップ等を開催しました。また、市民図書館が作成した学年別のブックリストは、学校や、市民図書館・市民図書室内での図書紹介等にも活用されています。



*15 ブックトーク：主に教師や図書館員等が、子どもや図書館の利用者など複数の聞き手に対して、テーマを決めて、何冊かの本を紹介することです。学校図書館では読書指導の一環として行われることもあります。日本では1冊の本を紹介する場合でも「ブックトーク」と呼ばれています。

【評価と今後の課題】

全体として、各発達段階の子どもの読書活動に対する支援を計画どおり十分に実施することができました。しかし、保護者からは、「子どもにどのような本を手渡したらよいのかわからない」という声も聞かれるため、今後は乳幼児とその保護者に対する支援を重点的に行う必要があります。あわせて、さまざまな年代の子どもの保護者に対して、それぞれの状況を十分に考慮しながら、本や読書に親しむ機会を設けたり、子どもの読書活動についての理解を深めるための情報や機会を提供する方策等を検討する必要があります。

● 基本方針2 子どもの「読む力」を育み、伸ばす

【主な取組と成果】

- 市立小・中学校全校に学校図書館専門員を配置し、司書教諭をはじめとする教職員、学校図書館支援ボランティア^{*16}と連携することにより、児童・生徒の多様なニーズに応える学校図書館づくりの面で機能の充実が図られました。こうした取組により、児童・生徒が以前よりも学校図書館を頻繁に利用している様子が見られます。また、学校図書館専門員連絡会を年4回実施し、学校図書館専門員同士の情報共有や知識・技術向上等に努めました。
- 教員等に対して、藤沢市教育文化センター^{*17}、藤沢市学校図書館協議会^{*18}、藤沢市小学校教育研究会^{*19}等による研修を実施し、学校図書館において効果的な読書指導を行うための人材育成に努めました。
- 市民図書館の団体貸出サービスやリサイクルブックを利用することによって、学校図書館や学級文庫等の資料が充実しました。このほかにも、市民図書館の館内見学、利用ガイダンス、職場体験等の学校と市民図書館連携事業が多くの学校に利用されました。

*16 学校図書館支援ボランティア：各学校図書館で子どもの読書活動を推進・支援するボランティアのことです。

*17 藤沢市教育文化センター：本市の教育委員会が設置している施設であり、本市の教育及び文化の振興に関する専門的、技術的事項の調査研究や、教育関係職員の研修を行うことを目的としています。

*18 藤沢市学校図書館協議会：学校図書館協議会（SLA）は、学校図書館の充実発展と青少年読書の振興を図るため、学校図書館活用や読書推進に関する調査研究、読書の振興と普及を図る各種コンクール等の活動を行う組織です。全国学校図書館協議会のほか、都道府県や市町村ごとの組織があり、藤沢市学校図書館協議会はその一つです。

*19 藤沢市小学校教育研究会：本市の教育の充実を図るため、市立小学校における教科等の課題の研究を行う組織です。

- 本市におけるこれからの学校図書館のあり方についての検討・研究を行い、各小・中学校の学校図書館が活動を展開する上での基本となる考え方を整理した「藤沢市立学校図書館運営指針」を定めました。

【評価と今後の課題】

全体として、学校教育における読書活動の推進及び学校図書館の整備充実については、ほぼ計画どおりに実施することができました。今後は、子どもと本をつなぐ人材が重要であることを踏まえ、司書教諭、学校図書館専門員、学校図書館支援ボランティアの育成と連携をより一層強化する必要があります。また、学校図書館の資料や設備の充実など読書環境の整備を図ることにより、学校図書館が小・中学校における「読書センター」「情報・学習センター」としての機能を十分に発揮することができ、子どもにとって魅力ある学校図書館となるよう、引き続き重点的に取り組むとともに、望ましい運営のあり方について検討することも必要です。

情報通信技術（ＩＣＴ）の発達により、多種多様で大量の情報があふれる社会の中で、各種メディア等から必要な情報を適切に入手して理解するための情報リテラシー教育^{*20}に係る取組も必要です。

● 基本方針3 地域のちからをつなげる

【主な取組と成果】

- 子どもの読書要求に応えられるようにするため、市民図書館・市民図書室では幅広く資料の収集に努めました。また、点字絵本やゆびでさわる絵本等についても収集し、さまざまな読書の方法があることについて、子どもや周りの大人へ周知に努めました。
- 市民図書館のホームページに「こどものページ」や「ＹＡのページ」を設けて、子ども（青少年）向けの本や行事、展示の紹介等の情報を掲載して、図書館からの情報発信を行いました。
- 市民図書館や公民館で子どもの読書に関する講座や講演会を開催して、子どもの読書の意義や発達段階に応じた読書活動の支援の必要性等について、子どもの周りの大人が理解を深めるための機会の拡大を図りました。講座、講演会は各回とも多くの来場者を集め、満足度の高い講座となりました。

*20 情報リテラシー教育：情報リテラシーを養うための教育のことです。

- 子どもに関わる地域の施設（幼稚園、保育所、児童館、地域子どもの家、児童クラブ*21等）の担当者会議等で、市民図書館から子どもの読書に関する情報提供を行いました。各施設では、市民図書館の団体貸出サービスやリサイクルブックを活用して、それぞれの施設の図書資料の充実に努めるなど、各施設と市民図書館の取組が有機的に結びつきました。

また、市民図書館と子どもに関わる施設が連携してブックリストの配布やおはなし会を行うなど、子どもが本に親しむ機会の充実に努めました。
- 子どもの読書活動に関わるボランティアに対する研修会について、市の関係部署が連携して実施するなどして、ボランティアの意識や技術の向上を図りました。また、図書館・図書室おはなし会ボランティア*22交流会連絡会やブックスタートボランティア交流会を定期的で開催して、ボランティア相互及び図書館員とボランティアとのネットワークづくりを進め、相互の関係を強化することができました。
- 家庭・学校・地域の子どもの読書活動の関係者で構成する「藤沢市子ども読書活動推進会議」を定期的で開催して、第2次計画に位置づけた事業の実施状況等を確認するとともに、庁内の関係部署が意見交換・情報共有することにより、計画の着実な推進に努めました。

【評価と今後の課題】

全体として、市民図書館及び子どもに関わる地域の施設等における取組や、ボランティアに関する取組は、ほぼ計画どおりに実施することができました。しかし、「ボランティアやNPO活動などのコーディネート機能の確立」の項目については、地域のさまざまな場所で活動するボランティアやNPO団体等を網羅的に把握することが困難であり、市民図書館で一律にコーディネートすることが現実には難しく、あまり計画どおりに実施できず、改善が必要であるという状況です。今後は、ボランティア受入施設・団体及び市の関係部署がそれぞれ子どもの読書活動に関するボランティアの実態の把握に努めるとともに、市の関係部署が相互に連携して、ボランティアに対する支援の方法や、ボランティアとの的確な連携のあり方についての検討が必要です。

*21 児童クラブ：保護者が就労等により放課後不在となる家庭等の児童に居場所、生活の場を提供する事業です。1小学校区に1施設以上、学校内や児童館、専用施設で実施しています。

*22 図書館・図書室おはなし会ボランティア：本市の市民図書館・市民図書室のおはなし会で活動しているボランティアのことです。

4

重点項目の設定

近年のわが国の子どもの読書活動を取り巻く課題、アンケート調査からわかる本市の状況や課題、第2次計画期間中に明らかになった新たな課題を踏まえ、第3次計画策定にあたっての重点項目を整理すると、次のとおりとなります。

第3次計画では、この4つの重点項目を念頭に取組を進めます。課題を解決するために必要な新たな取組を位置づけるとともに、これまでの取組を継続すべき施策・事業については、その充実を図りながら取組を進めます。

《重点項目》

○ 乳幼児期における読書活動支援の充実

読書活動の第一歩となる乳幼児期の子どもとその保護者が、より一層本に親しむことができるように、読書活動の機会の提供について充実を図ります。

○ 学校図書館の充実

すべての子どもの読書環境充実のために、子どもにとって身近な施設である学校図書館が魅力ある利用しやすい施設となるよう、整備・充実を図ります。

○ 地域のさまざまな場における読書環境の整備

子どもがさまざまな機会や場所で本と親しむことができるよう、子どもにとって身近な地域の施設等の読書環境の整備を図ります。

○ 社会全体に対する読書活動支援の取組

社会全体で子どもの読書活動を支援し見守っていくために、子どもだけでなく、大人を含めた社会全体に対して働きかけていきます。

第3章 第3次計画の基本理念と施策の方向性

1 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

子どもが読書を通じて、実生活では体験できない感動や新しい世界を知る喜びを体感することは、子どもにとって“かけがえのない一冊”と出会うことであり、心身の健やかな成長の上で大きな意味をもちます。

また、読書を継続することにより、子ども自身の「読む力」や自ら「考える力」、豊かな「感性」が育まれ、「表現力」や「コミュニケーションの力」が高められることが期待されます。

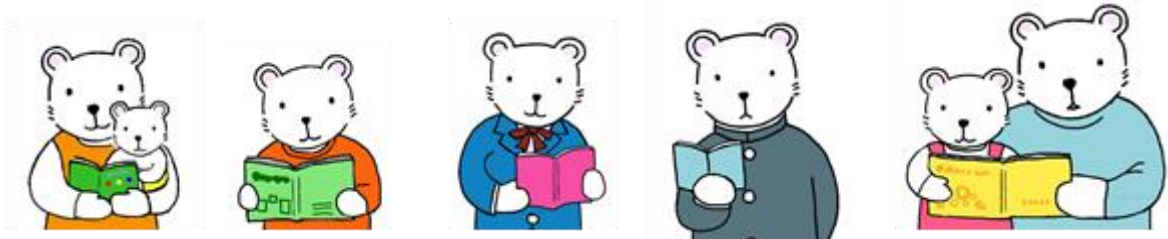
情報化が進む今日では、従来の紙媒体の「本」に加え、「電子書籍」も普及しつつあり、読書の対象として無視できない存在となっています。このような最新の動向も視野に入れながら、子どもがより多くのすばらしい本と出会うことができるよう、支えていくことが必要です。

そのためには、すべての子どもに本と出会う機会を等しく提供し、子どもが自ら本に手を伸ばし、その扉を開くことができるよう、より一層の環境づくりに取り組むことが求められます。また、子どもの発達段階や生活のあらゆる場面で、周りの大人が「子どもと本をつなぐ」役割を担う存在であることを十分認識することが必要です。

子どもの読書に関するこのような基本認識は、平成18年度の第1次計画の開始から間もなく10年を迎える今日でも、変わるものではありません。本市は、第1次計画及び第2次計画における基本的な考え方を踏襲した上で、

すべての子どもが本に親しむことができるまち ふじさわ

をこの計画の「基本理念」として掲げます。



第2次計画では、第1次計画で設定した「家庭」「地域」「学校」「ボランティア」の4つの施策の柱を引き継ぎ、さらに、発達段階にあわせた具体的な方策に取り組んできました。これまでの取組により、各年代の子どもに対する支援策がさまざまな場で展開され、子どもの読書活動の推進についての市民の認知や理解は進んできました。第3次計画でも、これまでの方針や取組を基本的に踏襲しながら、部分的な変更や拡充を行うことによって、継続的な推進を目指します。

第2次計画においては、市民みんなで、地域社会全体で子どもの読書活動を支える取組を進める決意を込めて「**みんなで伝えよう 読む楽しさ！ みんなで育もう 読む力！**」を計画のキャッチフレーズとしました。地域全体で子どもの読書を見守ることの大切さは、今後取組を推進する上で、より強く感じられているところでもあります。その重要性を意識して、第3次計画では、

みんなで伝えよう 読む楽しさ

みんなで育もう 読む力

みんなで見守ろう 子どもの読書

を計画推進のキャッチフレーズとして掲げ、地域全体での推進を目指すとともに、市民への計画周知に努めます。

(2) 計画推進の基本的な考え方と視点

第1次計画では、すべての子どもたちが読書に親しむことができる環境の整備のために、3つの基本方針に基づいて、関連する施策・事業に取り組みました。

第2次計画では、第1次計画の基本方針を踏襲した上で、「すべての子ども」に読書の喜びや楽しさを体感できる機会を一層提供していくことの必要性や、読書環境づくりの重要性を考え、3つの視点を設定しました。さらに、1人の子どもが成長する過程の発達段階にあわせた取組を示し、これに基づき、家庭・学校・地域・ボランティアなど社会全体で子どもの読書活動を支えるために、さまざまな施策や事業に取り組んできました。

こうした基本的な考え方は、第3次計画においても変わるものではありません。本市は、第1次計画及び第2次計画の考え方を踏襲し、次の3点を基本として、計画を進めていきます。

計画推進の基本的な考え方

子どもの読書活動推進の中心的な役割を担う、市民図書館や学校図書館の充実に努める

家庭や地域を含めた社会全体が協力や連携して計画を進める

大人の干渉や強制によらない、子どもが自ら本の楽しさを発見できる環境づくりに努める

子どもの読書活動を推進するためには、社会全体がこうした考えを共有し、子どもの読書活動をみんなで支えていくということが大切です。子どもと同じ社会に生きる大人が、すべての子どもに読書の喜びや楽しさを伝えることによって、子どもにとって“かけがえのない一冊”に出会える社会となります。

このような認識のもとで、第3次計画では、第2次計画における3つの視点を踏襲した上で、新たに『みんなで子どもの「読書」を見守る』を加えて、4つの「目標」と位置づけます。第3次計画では4つの目標に基づき、地域一体となって基本理念の実現に向けて取り組んでいきます。

【目標】

- 1 すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘う
- 2 子どもの「読む力」を育み、伸ばす
- 3 地域のちからをつなげる
- 4 みんなで子どもの「読書」を見守る

【目標 1】すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘う

～すべての子どもに「読む」楽しさを伝え、自ら喜びを体感できる環境をつくる

本は、娯楽・趣味・教養・学習などさまざまな理由で読まれます。子どもは、日々さまざまなことに興味をもち、手を伸ばし、喜びや楽しみをもってそれらのものに親しんでいきます。読書についても周囲の大人が強制するのではなく、知る喜びや学ぶ楽しさを感じることによって、自主的に親しんでいくことが、読書習慣の定着にもつながります。

子どもが自主的に本の楽しさを発見できるようにするための働きかけは、一人ひとりの子どもの発達段階や状況に即していなければなりません。また、すべての子どもに機会が等しく提供されるべきであります。そのため、次の事項に留意して、子どもの読書環境の充実を図るものとします。

●乳幼児期の子どもを「読書」の楽しさへ誘う

ブックスタート事業や乳幼児向けおはなし会など、乳幼児期の子どもに対する読書支援の意義は、単に乳幼児期だけではなく、子どもが成長した後についても認められます。子どもと保護者にとっての適切な支援策として、各種保健事業等を活用した読書活動の充実を引き続き図っていきます。

また、子どもにとって基本的な生活の場は家庭であり、子どもに本を読む楽しさや喜びを伝えていく上では、各家庭（保護者）の役割が大きくなっています。そのため、子どもの読書活動の意義や読書の楽しさを保護者にも伝えて、保護者の取組を支援していくことが重要と考えます。

●小学生期、中学生・高校生期の子どもをさまざまな場で「読書」の楽しさへ誘う

小学生期、中学生・高校生期の子どもが、あらゆる機会・あらゆる場で本にふれて本を身近に感じ、読書への興味・関心をもち続けられるようにするためには、子どもにとって身近な場所に本のある環境の整備に努めることが重要です。そこで、学校や地域の図書館だけではなく、子どもに関わるさまざまな施設や機会を活用するなどして、身近な読書環境の整備に取り組みます。

【目標 2】子どもの「読む力」を育み、伸ばす

～子どもの発達段階や個性を踏まえ、「読む力」を育み、能力を伸ばす機会をつくる

「藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査」の結果からは、子どもの多くは本を好んでおり、小学2年生、小学5年生では本が好きという子どもの割合が増加しています。

しかし、小学校低学年では読書習慣が身に付いていた子どもも、学年が上がるに連れて読書から離れていく傾向が全国的にみられます。小学生期、中学生・高校生期と、子どもの発達段階に応じて一貫した適切な読書支援を行っていくために、子どもにとって最も身近で、かつ平等に読書に親しむことができる場である学校や学校図書館において、次のとおり取り組むこと等が必要です。

●学校教育における読書活動によって、「読む力」を育み、伸ばす

就学後の子どもにとって、家庭と同じく生活の基盤となるのが、学校です。子どもが継続した読書習慣をつけるために、学校での教育や生活を通して、子どもの「読む力」が育まれるように努めます。

●学校図書館の充実によって、「読む力」を育み、伸ばす

本市の学校図書館については、学校図書館専門員が市立小・中学校の全校に配置にされたことにより、以前に比べて環境が整ってきました。今後も引き続き学校図書館のあり方や、学校図書館に関わる人材のあるべき姿について検討等を行い、学校図書館の一層の整備充実を図ります。

【目標 3】地域のちからをつなげる

～家庭・学校・地域及び行政が協働して効果的な取組を進める

子どもが自主的に読書をする上では、子どもにとって身近なところで本と出会えるような環境が整っていることが大切です。

市民図書館・市民図書室をはじめ、地域にある身近な子どもに関わる施設は、子どもの読書活動を支援・推進していく上での重要な拠点です。各家庭（保護者）だけ、学校だけ、地域だけで取り組むのではなく、家庭・学校・地域及び行政といった地域社会全体が連携・協力しながらそれぞれの役割を果たし、次のとおり、地域のちからをつなげて、豊かな読書環境を整えていく必要があります。

●市民図書館・市民図書室と利用者をつなげる

市民図書館・市民図書室の充実を図り、地域における読書活動推進の拠点機能の強化を目指します。図書資料の充実に取り組むとともに、情報化社会である今日の図書館として、情報発信機能の充実にも努めます。

また、市民図書館・市民図書室がすべての子どもにとって身近な施設となり、より一層利用されるようにするため、さまざまな世代の子どもや、利用にあたり困難を伴う子どもなど、それぞれの状況に合ったサービスを検討します。あわせて、子どもと本をつなぐボランティア等の人や、関連する各施設等との連携にも取り組みます。

●子どもに関わる施設・団体等をつなげる

家庭・学校・地域の図書館以外でも、子どもがさまざまな人や場を通して本にふれあうということは、子どもが読書に親しむ上で重要なことです。

また、地域の市民図書館・市民図書室の利用が困難な子どもやその周囲の大人にとって、より身近なところに利用しやすい読書関連施設があるということは、読書のきっかけとなる機会が多くあるということになります。

地域には子どもに関わる施設・団体が多くあります。すべての子どもが読書に親しむ機会を充実させるために、これら地域のさまざまな施設等が互いにつながり合って、読書推進のための拠点となることを目指します。

●子どもと読書に関わる人のちからをつなげる

子どもは、本を手渡してくれる大人の存在を通して、本の楽しさを知っていきます。本市では、多くのボランティアが子どもの読書活動に関わり、子どもが本に親しむ環境を支えています。子どもや読書に関わる市民ボランティアの存在は大きく、その力を十分に発揮できるようにするため、今後ともボランティアの育成や活動を支援します。

【目標 4】 みんなで子どもの「読書」を見守る

～地域社会全体で子どもが「読書」に親しめるような社会をつくる

子どもが読書に親しむためには、大人による強制や干渉によるのではなく、子ども自ら読書の楽しさや喜びを感じる事が大切です。

家庭や学校だけではなく、行政を含めた地域で暮らすすべての大人が子どもの読書に対して関心をもち、見守ることが重要であることを踏まえ、次のような取組を行います。

●地域のみんが本に親しみ、子どもの読書を見守る

子どもの読書活動を推進するためには、保護者など子どもの周囲の大人による関わりが重要です。身近な大人が子どもに本を読み一緒に楽しんだり、子どもの身近に本がある環境を整えたり、本を選んで子どもに紹介したりする等の直接的な関わりだけでなく、大人自身が読書を楽しむ姿が、子どもに本への親しみを感じさせるきっかけになります。

このことを地域全体が認識し、より多くの大人が読書を楽しんでいると感じることができるよう、取組を行っていきます。

●効果的な推進体制で子どもの読書を見守る

子どもの読書活動を推進していくためには、社会状況の変化に対して迅速かつ的確に対応できるような推進体制が必要です。市が中心となって家庭・学校・地域の関係者の間をつなぎ、地域みんなで子どもの読書環境を見守る仕組みづくりを行います。

この計画の基本的な考え方に沿って、より一層取組の効果を高めるためには、乳幼児期から中学生・高校生期に至るまでの子どもの発達段階に応じた特徴や課題を十分考慮するとともに、家庭や学校など、子どもの生活と読書に関わるさまざまな立場の人や団体等がそれぞれに求められる役割を十分認識し、相互に連携しながら積極的に取り組んでいくことが重要です。

そこで、子どもの日常的な生活の場「家庭」「学校など」「地域」の大きな3つの主体ごとに、それぞれ期待される役割を示すとともに、行政がこれらの取組を支援する上で果たすべき基本的な方向を掲げます。

(1) 家庭

家庭は、子どもにとって最も基本的な生活の場です。子どもは家族との交わりの中で、さまざまなことを吸収しながら、成長していきます。家庭では、発達段階に応じた子どもへの支援を心がけながら、子どもに本を読む楽しさや喜び、感動を伝えていくことが求められます。家庭においては、次のようなことを心がけるとよいでしょう。

- 乳児期の子どもは、ぬくもりを感じながら、やさしい声をかけてもらうのが大好きです。子どもとゆったりふれあう中で、子どものしぐさや表情等にあわせて、目と目をあわせ、ゆっくりやさしく語りかけてあげましょう。わらべうたや絵本を使って、語りかけてあげるのもよいでしょう。
- 幼児期には、子どもと一緒に楽しみながら、絵本をたくさん読んであげましょう。子どもはくり返しが大好きなので、子どもが求めてくる時には、気に入った絵本や好きな場面は何度でも読んであげるのもよいでしょう。
- 小学校低学年期になると、自分ひとりでも本が読めるようになりますが、この時期はまだまだ読み聞かせにより本の世界を楽しむ時間をつくることも必要です。また、本から得た感動や知識の喜び等を吸収する時間が必要なこともあるので、子どもの反応をゆっくり受け止めてあげるとよいでしょう。

- 小学校高学年期になると趣味・嗜好も広がり、読む楽しさを知ることできるようになります。子どもが自ら本を選択し、読む楽しさを体感できる環境づくりを心がけてあげるとよいでしょう。
- 中学生・高校生期は、興味や関心も多様化し、生活や環境も大きく変化する時期です。読書を強制、干渉することなく、自ら多くの本にふれて、一人ひとりがそれぞれの興味や関心に合った本に出会うことができるよう、周囲であたたかく見守り、必要に応じて一人ひとりに見合った働きかけを行ってあげるとよいでしょう。
- ブックリストなど、市民図書館・市民図書室をはじめ身近な施設等が提供する本の情報を活用したり、おはなし会や講演会・講習会等のさまざまな事業に関する情報に日頃から関心をもって参加して、子どもができるだけ多くの本や話にふれる機会を設けるようにしましょう。
- 市民図書館・市民図書室など地域の読書に関する施設を子どもが身近に感じられるよう、幼い頃から定期的に一緒に通うなど、施設を利用する機会を設けるようにしましょう。
- 子どもの読書活動の意義や必要性を認識し、それぞれの家庭なりに自由な形で読書の時間や読書の日をつくるなどの工夫を行い、保護者や周りの家族も楽しみながら、本に親しむ時間をできるだけ多く設けるようにしましょう。

(2) 学校など

子どもにとって家庭と並んで身近な生活の場でもあるのが、乳幼児期においては幼稚園・保育所など、就学後は学校になります。多くの子どもが読書に関する環境を等しく享受できるということも、学校等の大きな役割です。

同じ年頃の子ども同士がともに過ごす学校等では、発達段階に応じた本を一緒に楽しみ共感しあうなど、同じ環境で過ごすことによる読書の喜びを得ることもできます。子どもの年齢や発達に合った読書環境を整備することが求められます。

〈幼稚園・保育所など〉

- 幼稚園や保育所等では、発達段階に合った絵本との出会いや楽しさを伝えられるよう、地域のボランティア活動とも連携を図り、読み聞かせやおはなし会等の継続に努めます。
- 読書の意義や具体的な読書活動のあり方について、保育士や幼稚園教諭等の理解を深め、本の選び方や読み聞かせ等の研修機会を設けるようにします。
- 子どもの周りに絵本等があり、子どもが自由に自然に本に接することができる環境をつくるため、市民図書館の団体貸出等も利用しながら「絵本コーナー」等の充実に努めます。
- 園内での読書活動が家庭における読書へとつながるように、読書の意義や具体的な読書活動のあり方について保護者への啓発に努め、さまざまな機会をとらえて保護者への読み聞かせのすすめや絵本紹介の充実に努めます。

〈学校〉

- 小・中学校の学習指導要領では、日常生活における読書活動が活発に行われるようにすること等が挙げられています。学校では児童生徒の読書習慣の動機付けや定着を図るため、学校図書館等を活用して、読書活動や調べ学習等に取り組むよう努めます。
- 学校における子どもの読書活動推進のためには、学校図書館の充実が必要です。学校図書館での子どもの読書活動推進のための運営体制や校内の協力・連携体制を確立し、学校図書館のあり方についての検討を進めます。また各学校では、司書教諭を中心に教職員を対象とした研修・意見交換の機会を設け、子どもの読書活動推進の意義等について教職員の理解を深めます。
- 学校図書館は、学校における「読書センター」や「学習・情報センター」としての

機能を果たします。児童生徒の自由な読書活動を支える場として、また、児童生徒の「居場所」にも資するよう、蔵書の充実や配架・レイアウトの創意工夫等に努め、子どもの多様なニーズに応えられる魅力ある環境づくりを目指します。

- 子どもの読書活動を支えるためには、学校図書館にいつも人がいることが大切です。司書教諭・学校図書館専門員だけでなくボランティアも含め、密接な連携体制づくりと、情報交換・研修機会の充実等を図ります。

(3) 地域

地域で暮らす一人ひとりの市民は、家庭や学校等での子どもの読書活動を理解し、みんなで支えていく役割を担っています。

地域には、市民図書館をはじめ、公民館、地域子どもの家、児童館などさまざまな施設があり、地域家庭文庫^{*23}や子育て支援活動など、子育てや子どもの読書に関わるさまざまな取組も行われています。

子どもが家庭や学校の外で本に親しむための機会を広げるため、子どもが日常的に利用する地域のさまざまな施設は、子どもの読書活動を支える場として、それぞれの特長を活かしていくことが必要です。

- 地域で活動している読み聞かせボランティアのほか、地域の子どもと関わりをもつ関係団体・施設等においても、子どもの読書活動に対する理解や関心を深め、さまざまな機会を捉えて、子どもが主体的に本に親しめるような環境づくりに取り組みます。
- 子どもを取り巻く地域社会全体が子どもの読書活動の意義や必要性を理解するよう、さまざまな人や団体に対する周知の機会の充実に努めます。
- 地域で活動する各団体・施設等が連携しあい、社会全体での取組が広がるように努め、子どもが成長する中で多面的に読書環境づくりを支援することができるような取組を目指します。

*23 地域家庭文庫：個人やグループが自宅を開放したり、地域の施設の集会所等を利用して児童書を貸し出す活動のことです。子どもを対象に図書の間覧や貸出を行うほか、おはなし会や読み聞かせを行う文庫もあります。

(4) 行政

市は、子どもの読書活動に関する取組を総合的、体系的に推進する環境を整備するため、市民図書館等の関連施設の整備充実をはじめ、庁内関係各部署との施策連携の強化や関係機関・団体の取組に対する支援の充実等を図ります。また、子どもの読書を取り巻く社会状況の変化等に的確に対応した取組を行うことができるよう、情報収集や関係者間の協力連携の推進に努めます。

- 社会全体、市民一人ひとりが子どもの読書活動に関心をもち、理解を深めることができるように啓発に努め、あわせて市民や関係者の読書活動支援にも努めます。
- 市民図書館・市民図書室や学校図書館等に求められる機能が十分発揮できるよう、施設環境の整備充実や運営体制面の強化、各施設の連携等に努め、情報収集と情報発信に努めます。
- 子ども読書活動推進会議等を通じて、教育、子育て支援、青少年育成、母子保健など市の関係施策・事業との横断的な連携を図り、一体的、効果的な取組を進めるとともに、子どもを取り巻く社会状況の変化等に柔軟に対応し、計画の適切な進行管理を図ります。
- 子どもの読書活動に関わる人の存在の重要性を認識し、各施設・団体等で子どもの読書に関わっているボランティアの活動や研修の機会を支援し、庁内関係各課・施設等はボランティアの受入体制を整備するように努めます。
- 子どもに関わる地域のさまざまな施設等で、子どもが本と出会う機会の拡充を図り、子どもや保護者等が気軽に読書相談できるように、環境づくりに努めます。

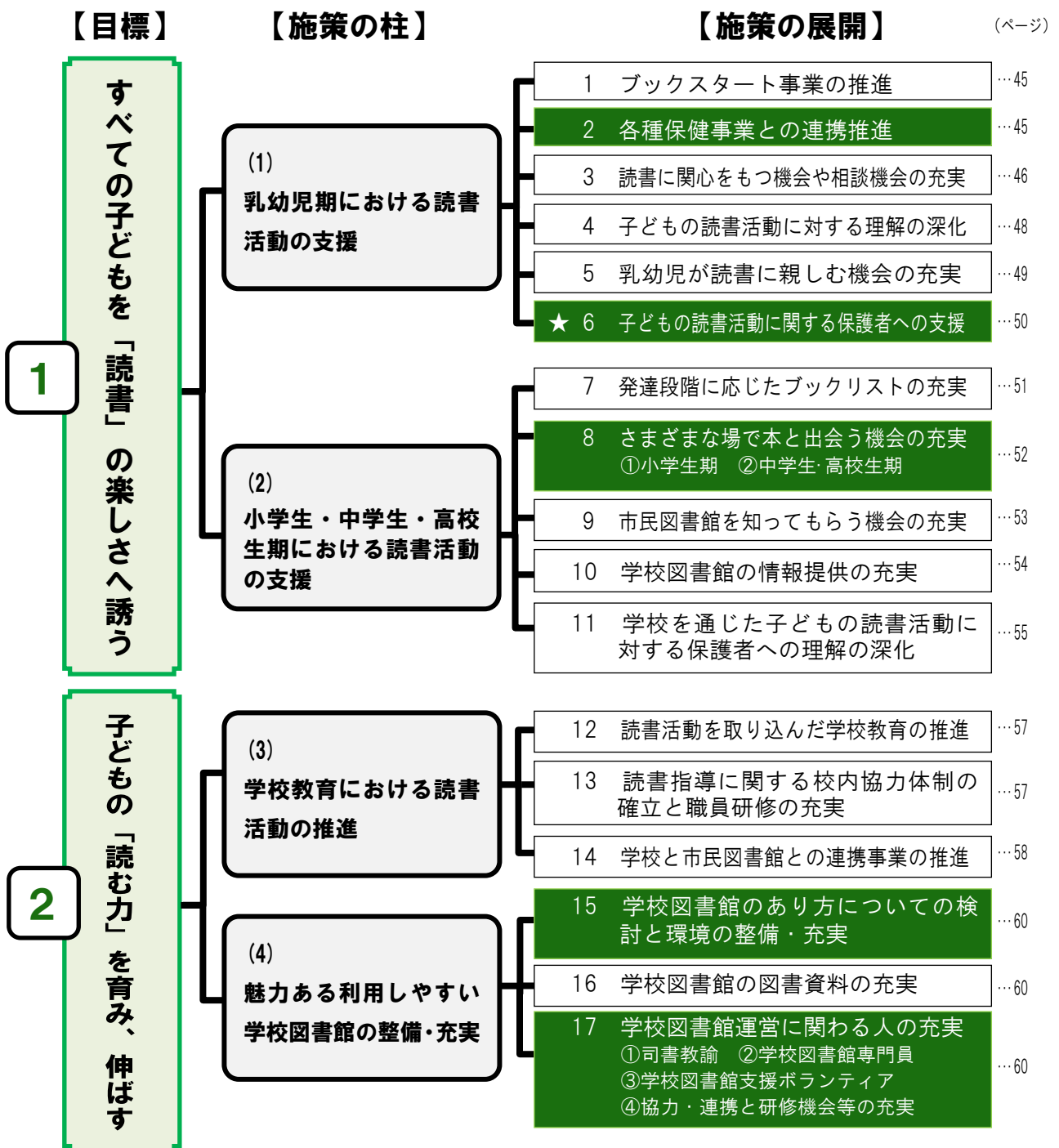
3

施策の体系

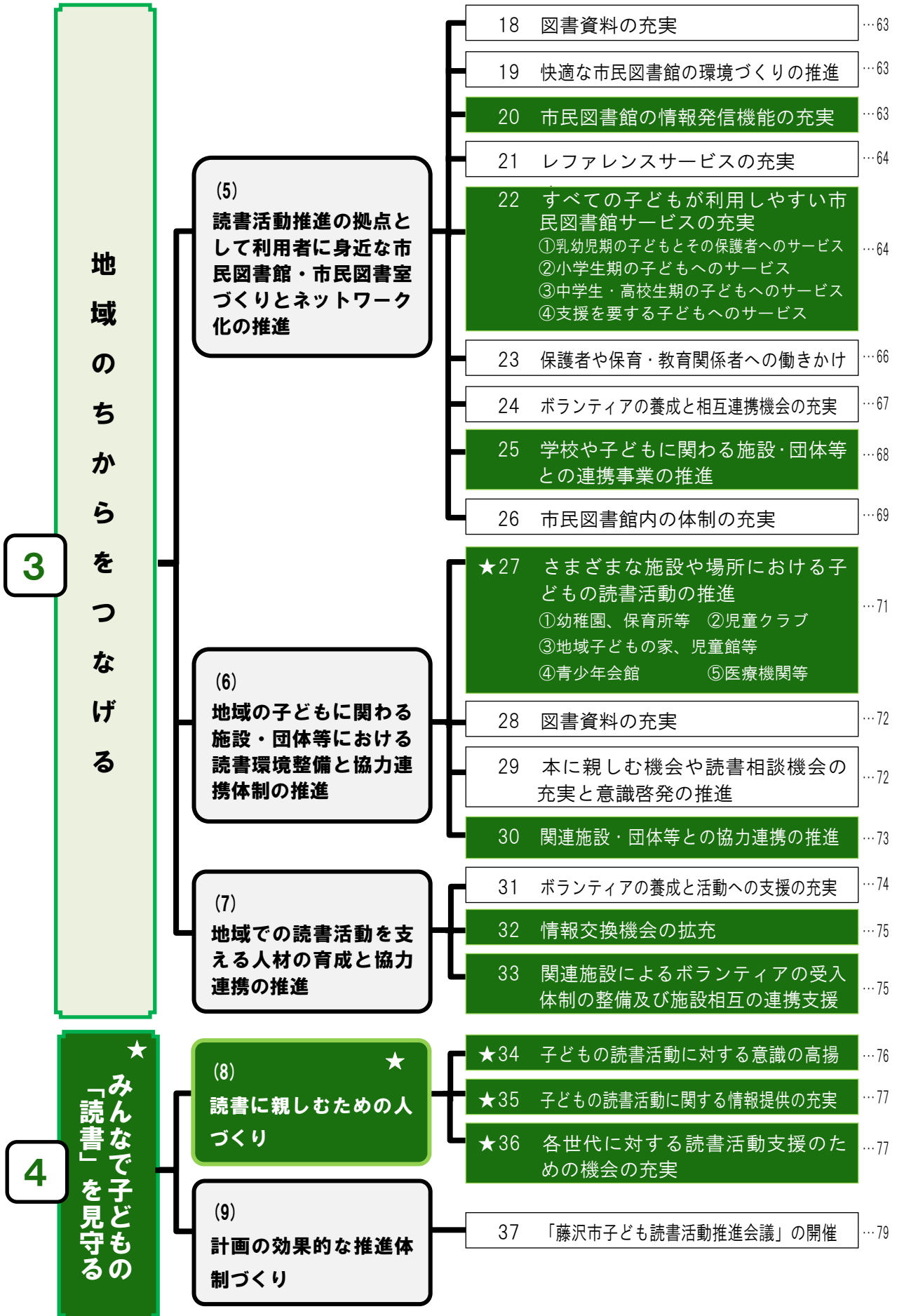
第1次計画及び第2次計画の基本目標及び基本方針を踏まえるとともに、子どもを取り巻く社会状況の変化や国、県の動向を踏まえ、本市における子ども読書活動推進に向けた取組を進めるため、関連施策・事業を次のとおり体系化します。

この体系のもとで、行政内部の関係部署の連携はもとより、地域全体が協働して、子どもの読書活動支援に取り組みます。

【第3次計画における施策の体系】



■：第2次計画の取組をより充実・発展させた施策 ★：新規追加部分



第4章 施策の展開と事業

1 【目標1】すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘う

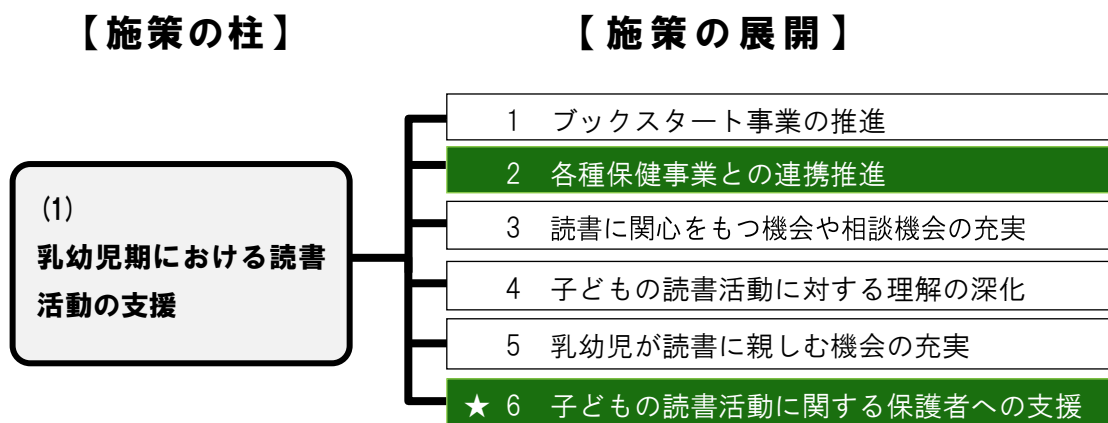
(1) 乳幼児期における読書活動の支援

乳幼児期の子どもに対しては、1歳6か月児健診時に行うブックスタート事業、3歳6か月児健診時の啓発リーフレットの配付など、これまでも保健事業等と連携を図って、乳幼児とその保護者が家庭において本に親しむための支援に取り組んできました。

今後は、各種保健事業とさらに連携を図るとともに、幼稚園・保育所等や子育て支援センターなど、地域のさまざまな場において、乳幼児期の子どもとその保護者が本に出会うことができるように、環境の整備を目指します。

また、乳幼児期の子どもにとっての基本的な生活の場は家庭であることから、保護者が子どもの読書活動の意義や読書の楽しさを知ることができるように、乳幼児期の子どもとその保護者が「読書」の楽しさを感じるできるように、支援していきます。

● 施策の柱と施策の展開



◎ 施策の柱、施策の展開、各事業欄の表記について（凡例）

- ◇ 施策の柱、施策の展開の体系図のうち、■ は第2次計画の取組をより充実・発展させた施策を、★は新規追加部分を指します。
- ◇ 各事業名欄のうち、【拡充】とは、事業の一部が第2次計画で位置づけられていて、第3次計画で内容を充実・発展させていくものを指します。また、【新規】とは第3次計画で新たに盛り込んだ事業を指します。
- ◇ 関係部署等欄の「◎」は主管課を、「○」は連携部署を示します。ここでは、関係部署等を本市の課の単位で表記しているため、例えば、各市民図書館・各市民図書室は総合市民図書館に包含されています。

◆ 施策の展開1 ブックスタート事業の推進

No.	事業名	事業内容	関係部署等
1	ブックスタート事業	<p>1歳6か月児とその保護者を対象に、絵本を通じて子どもとともに楽しいひとときを過ごし、乳児期からの読書推進の重要性を広く知ってもらえるよう、子育て企画課、子ども健康課、市民図書館、地域のボランティアが協働し、引き続きブックスタート事業を推進します。</p> <p>市民図書館・市民図書室、子育て支援センターなど地域のさまざまな場を活用して、ブックスタート事業の周知を図ります。</p> <p>また、これまでに参加経験のない保護者の利用を促し、参加しやすくなる方策について、子育て支援策等とあわせて検討するとともに、内容の充実を図ります。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ブックスタート事業の実施 ◆ 市民図書館・市民図書室等における事業周知 ◆ 「子育て応援メッセ」事業を活用した事業周知 ◆ 子育て支援センターなど地域のさまざまな場を活用した事業周知の検討・実施 ◆ 集団健診外の経過健診等でのブックスタート・パックの配付 ◆ ブックスタート事業実施課の連携によるブックスタート・パックの中身の充実 ◆ ブックスタートボランティア研修会等の実施 	<p>◎総合市民図書館</p> <p>◎子育て企画課</p> <p>◎子ども健康課</p>

◆ 施策の展開2 各種保健事業との連携推進

No.	事業名	事業内容	関係部署等
2	「こんにちは赤ちゃん事業」との連携	<p>産後4か月までの母子を全戸訪問して子どもの発育・発達等の支援を行う「こんにちは赤ちゃん事業」を通じて、乳児期からの読書活動の必要性の周知や本に関する情報の提供を図ります。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「こんにちは赤ちゃん事業」時の乳幼児家庭向け啓発リーフレット配付 	<p>◎総合市民図書館</p> <p>◎子ども健康課</p>

No.	事業名	事業内容	関係部署等
3	乳幼児教室等との連携 【新規】	7か月児を対象にした「もぐもぐ教室」等の機会を通じて、乳児期からの読書活動の必要性の周知や本に関する情報の提供を図ります。 《具体的取組》 ◆ 「もぐもぐ教室」時等における啓発機会の検討	◎総合市民図書館 ◎子ども健康課
4	乳幼児健診等との連携	3歳6か月児健診の機会を通じて、幼児期の子どもが絵本や物語の世界を楽しむことができるように啓発リーフレットの配付等を行います。 また、健診会場等に自由に手にとることができる絵本やブックリストを配置するなど、子ども健康課と市民図書館との連携の中で、乳幼児とその保護者が絵本に親しむことができる機会の提供を図ります。 《具体的取組》 ◆ 3歳6か月児健診時に幼児家庭向け啓発リーフレット配付 ◆ 市民図書館など提供のリサイクル資料の活用等による絵本の配置	◎総合市民図書館 ◎子ども健康課
5	各種保健事業との連携	子どもの年齢ごとに実施される各種保健事業と連携し、幅広い年齢層への啓発を進め、読書に関する相談の機会の充実を図ります。 《具体的取組》 ◆ 各種保健事業時の子どもの読書活動についての啓発機会の検討	◎総合市民図書館 ◎子ども健康課

◆ 施策の展開3 読書に関心をもつ機会や相談機会の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
6	母子手帳交付時等における子どもの読書活動の啓発	母子健康手帳交付時や出生届出時、妊娠中の講座（マタニティクラス）、母子訪問指導等の機会を捉え、「子どもと読書の啓発パンフレット」を配付するなど、保護者が子どもの読書に関心をもつ機会の拡充を図ります。 《具体的取組》 ◆ 母子手帳交付時の図書館と読書に関する啓発リーフレット配付 ◆ 子どもの読書活動に関する啓発機会について検討	◎総合市民図書館 ○市民窓口センター ○各市民センター ○子ども健康課

No.	事業名	事業内容	関係部署等
7	子育て支援事業における子どもの読書活動に関する機会提供	<p>「子育て支援センター」や「巡回子育てひろば」等の事業と連携して、保護者が子どもの読書活動に関心を持ち、子どもが読書に親しむ機会を提供します。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「子育て支援センター」における絵本とのふれあい機会の提供 ◆ 「子育て支援センター」や「巡回子育てひろば」等の事業における、各種ブックリストや子どもの読書活動に関するチラシ等の設置、配布 	<p>◎総合市民図書館</p> <p>○子育て企画課</p>
8	図書館における読書相談 【拡充】	<p>子どもとその保護者が本について気軽に問い合わせを行うことができるように、市民図書館・市民図書室での読書相談をさらに充実させます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 夏休み期間中の市民図書館での子ども向けのカウンターの確保、開設 ◆ 市民図書室における読書相談への市民図書館からの支援の実施 ◆ 市民図書館・市民図書室におけるブックリストの設置、配布及び読書相談におけるブックリストの活用 	◎総合市民図書館
9	幼稚園・保育所等における子どもの読書活動に関する機会提供 【新規】	<p>幼稚園・保育所等の図書コーナーや、おはなし会等の読み聞かせの機会の充実を図ります。また、施設の職員の技能向上のため、子どもの読書活動に関する研修機会の拡充を働きかけます。市民図書館は、こうした幼稚園・保育所等の取組について必要な支援に努めます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 幼稚園・保育所等における図書コーナーの設置 ◆ 市民図書館からの絵本・児童書等の配本やブックリスト等の活用 ◆ 幼稚園・保育所等における読み聞かせ等の実施 ◆ 乳幼児に関わる職員等への子ども読書活動に関する研修機会等の提供 	<p>◎総合市民図書館</p> <p>◎保育課</p>



◆ 施策の展開4 子どもの読書活動に対する理解の深化

No.	事業名	事業内容	関係部署等
10	地域の施設・団体等との連携	地域の子どもに関わる施設・団体等と連携し、発達段階に応じたブックリストを作成・配布するなど、子どもの読書活動に関する情報提供を行うとともに、読書活動の重要性について理解を深めていきます。 《具体的取組》 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 発達段階に応じたブックリストの作成・配布 ◆ ブックリスト等を活用した各施設・団体利用者への情報提供 ◆ ブックリストを参考にした図書コーナー等の設置 	◎総合市民図書館 ○子育て企画課 ○保育課 ○青少年課 ○教育指導課 ○学務保健課
11	子どもの読書活動に関する講座・講演会事業 【拡充】	市民図書館や公民館等で行われる子どもの読書活動に関する講座や研修会等への参加を促進し、保護者が子どもの読書活動について理解を深めることの支援を拡充します。 《具体的取組》 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもの読書活動に関する講座・講演会事業の実施 	◎生涯学習総務課（公民館） ◎総合市民図書館
12	子育て応援事業等における子どもの読書活動啓発事業	各地区で開催される「子育て応援メッセ」など、子育て中の保護者が多く集う子育て応援事業の機会を捉え、保護者への啓発を行います。 《具体的取組》 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「子育て応援メッセ」における「市民図書館」「ブックスタート事業」等の展示ブース出展 	◎総合市民図書館 ◎子育て企画課 ○生涯学習総務課（公民館）
13	子育て支援事業等の活用事業	「つどいの広場 ^{*24} 」や「子育てふれあいコーナー」（地域子どもの家）等の事業と連携し、子どもの読書活動の重要性について周知していきます。 《具体的取組》 <ul style="list-style-type: none"> ◆ ブックリストなど子どもの読書活動に関する資料の設置、配布 	◎総合市民図書館 ◎子育て企画課
14	幼稚園、保育所等を活用した子どもの読書活動啓発事業 【新規】	幼稚園、保育所等において、「保育園だより」等を活用して、乳幼児期の子どもの読書活動の啓発に努めます。 《具体的取組》 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「保育園だより」等による子どもの読書活動の啓発 	◎保育課

*24 つどいの広場：乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流できる場で、子育てアドバイザーによる子育て相談や情報提供等も行っています。

No.	事業名	事業内容	関係部署等
15	インターネット等の活用による情報発信 【拡充】	市民図書館のホームページのほか、「子育てネットふじさわ」など乳幼児をもつ保護者の利用が多い情報発信媒体も活用して、子どもの読書活動の重要性についての周知を拡充していきます。 《具体的取組》 ◆ 市民図書館ホームページでの子どもの読書活動についての情報提供 ◆ 「子育てネットふじさわ」「子育てメールふじさわ」等の活用による子どもの読書活動に関する情報提供	◎総合市民図書館 ◎子育て企画課

◆ 施策の展開5 乳幼児が読書に親しむ機会の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
16	市民図書館におけるおはなし会 【拡充】	乳幼児が読書に親しめる機会をできるだけ多く提供できるよう、各市民図書館・市民図書室で実施しているおはなし会等について、さらに充実を図ります。 《具体的取組》 ◆ 市民図書館・市民図書室における乳幼児向け事業の実施 ◆ 市民図書館における近隣施設からの来館おはなし会の受入	◎総合市民図書館
17	さまざまな施設におけるおはなし会	地域のさまざまな施設や場所を利用したおはなし会等の機会を充実させ、子どもが本に親しむ機会を提供していくとともに、必要に応じてボランティアとの連携を図ります。 《具体的取組》 ◆ 地域のさまざまな施設におけるおはなし会など読み聞かせの実施 ◆ 市民図書館等のおはなし会ボランティアへの情報提供を通じたボランティア募集等の周知	◎子育て企画課 ◎青少年課 ○総合市民図書館
18	幼稚園、保育所等における本と親しむ機会への取組	幼稚園、保育所等に対して、就園前の地域の子どもの交流を図る「おたのしみ会」等において本と親しむ機会を設けること等を働きかけます。また、市民図書館では幼稚園・保育所等との連携を深め、職員やボランティアの派遣などその実施に必要な支援を行います。 《具体的取組》 ◆ 幼稚園・保育所等における図書コーナーの設置やブックリストの配布 ◆ 地域交流時に本と親しむ機会の提供を行うことの検討 ◆ 施設内でのおはなし会等の実施 ◆ 近隣の市民図書館の利用	◎子育て企画課 ◎保育課 ○総合市民図書館

No.	事業名	事業内容	関係部署等
19	外出困難な乳幼児とその保護者への子ども読書活動支援事業 【新規】	外出が困難な乳幼児とその保護者への支援として、ブックリストの配布など情報提供の仕組みや、保護者からの読み聞かせについての相談への対応など、必要な支援について検討を行います。 《具体的取組》 ◆ ブックリストなど情報提供の検討 ◆ 読み聞かせについての相談等への対応	◎総合市民図書館 ◎子ども健康課
20	乳幼児向け資料整備 【拡充】	市民図書館・市民図書室や地域のさまざまな施設や場所において、乳幼児と保護者が本に親しむことができるように、さらに資料の充実に努めます。 《具体的取組》 ◆ 乳幼児向け図書の収集 ◆ 乳幼児をもつ保護者向け図書の収集 ◆ ブックリスト等の活用	◎総合市民図書館 ◎子育て企画課 ○青少年課

◆ 施策の展開6 子どもの読書活動に関する保護者への支援

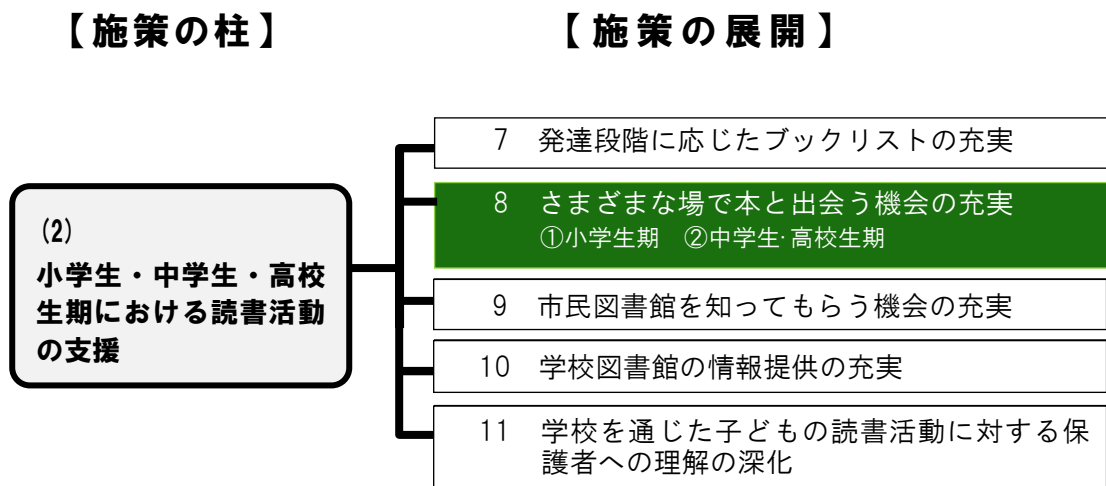
No.	事業名	事業内容	関係部署等
21	保護者に対する情報提供 【新規】	乳幼児の保護者等に向けて、発達段階に応じたブックリストや子どもの読書活動に関するリーフレット等を、地域の子どもに関わる施設・団体等で配布するなど、子どもの読書活動に関する情報提供を行います。 《具体的取組》 ◆ ブックリストや、子どもの読書活動に関するリーフレット等の作成・配布	◎総合市民図書館 ○子育て企画課 ○青少年課
22	読み聞かせ体験の提供 【新規】	保護者が絵本の読み聞かせについて情報を得ることができるように、市民図書館と幼稚園・保育所等が連携を深め、読み聞かせを体験することができる機会の充実に努めます。 《具体的取組》 ◆ 保護者がともに参加できるようなおはなし会の実施 ◆ 発達段階に応じたブックリスト等の配布	◎総合市民図書館 ◎保育課 ○子育て企画課
23	子どもの本に関する保護者向け読書相談事業 【拡充】	市民図書館・市民図書室では、おはなし会の機会等を充実させるとともに、保護者からの読書相談等をさらに積極的に受け付けるように努めます。 《具体的取組》 ◆ おはなし会の実施 ◆ ブックリストの活用など、子どもの本の情報提供や読書相談への対応	◎総合市民図書館

(2) 小学生・中学生・高校生期における読書活動の支援

小学生・中学生・高校生期は、子どもの興味・関心が多様化、拡大し、また生活や環境が大きく変化する時期であり、本の好みや本との出会い方もさまざまになってきます。

子どもが読みたい、調べたいと思う新鮮で魅力ある多様な本、又はその子どもにとって“かけがえのない一冊”の本と出会うことのできる機会をつくっていくためには、子どもの発達段階にあわせたさまざまな形での情報提供や、子どもにとって身近な場所での読書環境づくりが大切になってきます。子どもが本や読書に親しみ、読書の楽しさを感じるような取組を進めます。

● 施策の柱と施策の展開



◆ 施策の展開7 発達段階に応じたブックリストの充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
24	ブックリストの活用事業	<p>小学生、中高生それぞれの発達段階に応じたブックリストを作成し、学校等を通じて活用を促します。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 図書館利用案内リーフレットの作成・配布 ◆ 小中学生向けブックリストの作成・配布 ◆ 小学校低学年向けブックリスト「はじめて出会う物語」の作成・配布 ◆ 中高生向け情報紙「YoungAdult 通信」の作成・配布 	<p>◎総合市民図書館</p> <p>○小・中学校</p>

◆ 施策の展開8 さまざまな場で本と出会う機会の充実
①小学生期 ②中学生・高校生期

No.	事業名	事業内容	関係部署等
25	資料の充実のための市民図書館と学校図書館等の連携事業	子どもの興味や関心に応えられる魅力ある図書資料を提供できるよう、市民図書館・市民図書室と市内にある小・中学校や高校の学校図書館等が連携・協力し、それぞれ資料の充実に努めます。 《具体的取組》 ◆ 市民図書館と学校図書館の連携事業（団体貸出、リサイクル資料提供、利用ガイダンス等）の実施	◎総合市民図書館 ◎教育総務課 ◎教育指導課 ○小・中学校
26	子どもの居場所づくり事業との連携	児童クラブや放課後子ども教室など、子どもの居場所づくり事業と関連づけながら、子どもが本に出会い、親しむ機会を提供します。 《具体的取組》 ◆ 各施設での図書コーナー等の設置	◎青少年課 ◎教育指導課 ○総合市民図書館
27	発達段階に応じた本の紹介 【拡充】	市民図書館・各学校等では、徐々に興味の幅が広がる小学生期以上の子どもに対して、さまざまな本に出会うことができるよう、発達段階に応じたブックリストの活用、ブックトークの実施など、本に出会い、親しむ機会のさらなる充実に努めます。 《具体的取組》 ◆ 発達段階に応じたブックリストの作成・配布 ◆ 年齢に応じたおはなし会やブックトーク等の実施 ◆ 年齢やテーマにあわせた紹介展示	◎総合市民図書館 ◎教育指導課 ○小・中学校
28	市民図書館での中学生・高校生等の受け入れ	市民図書館では各学校等との連携により、職場体験・インターンシップ、ボランティア体験等を積極的に受け入れるとともに、ワークショップなど体験型の事業を行うなど、中学生・高校生等が図書館に親しむ機会の充実に努め、市民図書館のヤングアダルトサービスの充実に努めます。 《具体的取組》 ◆ 職場体験、インターンシップ、ボランティア体験等の受入 ◆ ワークショップ等の実施	◎総合市民図書館 ○小・中学校
29	地域のさまざまな施設における子どもの読書活動	市内の児童館や地域子どもの家をはじめ、子どもが日常的に利用する施設では、市民図書館と連携しながら図書資料の充実やおはなし会等の充実に努めます。 《具体的取組》 ◆ 市民図書館との連携事業（団体貸出、リサイクル資料等の利用）の実施 ◆ さまざまな施設への図書コーナーの設置 ◆ おはなし会など読み聞かせ機会充実の検討	◎青少年課 ○総合市民図書館

◆ 施策の展開9 市民図書館を知ってもらう機会の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
30	市民図書館PR事業 【拡充】	『図書館だより』やホームページについて、子どもにも読まれ、利用されるよう内容の充実を図り、さまざまな本の紹介や行事等の情報の発信の機会を拡充します。 《具体的取組》 ◆ 『図書館だより』の活用 ◆ 図書館ホームページによる情報発信（行事、展示、本の紹介） ◆ 子ども向け情報提供機会の検討	◎総合市民図書館
31	市民図書館の資料による子どもの読書活動への支援	子どもの多様な読書要求に応えられるよう、図書資料の充実に努め、積極的な情報提供を図ります。 《具体的取組》 ◆ 児童図書の収集 ◆ ブックリストの作成・配布	◎総合市民図書館
32	市民図書館等の環境づくり	子どもが自ら自由に本を探し、落ち着いて本を読んだり、学習したりできるよう快適な空間づくりを継続します。 《具体的取組》 ◆ 配架、展示、掲示等の工夫による親しみやすく利用しやすい空間づくりの実施	◎総合市民図書館
33	図書館に親しむ体験 【拡充】	図書館見学、体験学習や職場体験を企画し、子どもが本と出会える機会、子どもとの意見交換の機会のさらなる拡充を図ります。 《具体的取組》 ◆ 学校等からの図書館見学やおはなし会、利用ガイドダンス等の受入 ◆ 図書館利用のきっかけとなるような行事の実施	◎総合市民図書館
34	ネットワーク事業の推進 【拡充】	子どもにとって身近な地域の市民図書室から市民図書館の資料検索ができるようにするなど、子どもが図書館を利用しやすくするためのシステム整備のさらなる充実に努めます。 《具体的取組》 ◆ 市民図書館オンライン化等ネットワーク事業の実施	◎総合市民図書館

No.	事業名	事業内容	関係部署等
35	読書相談体制の整備	<p>子どもが気軽に調べものや、本のことについて相談ができるよう市民図書館の児童サービス*25体制の整備を図ります。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ フロアワークの充実など体制の整備 	◎総合市民図書館
36	地域の施設・団体等における図書館情報の提供 【新規】	<p>子どもが図書館の使い方等を知ることができるように、地域の子どもの関わる施設・団体等の協力・連携により、市民図書館の利用案内等の情報提供に努めます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の施設における図書館利用案内等情報の配布提供 	◎総合市民図書館 ○青少年課

◆ 施策の展開 10 学校図書館の情報提供の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
37	学齢に応じた情報提供	<p>学校図書館が子どもにとって身近であり、本に関する情報を得られる場となるよう、ブックリストの作成など学齢に応じた情報提供の充実を図ります。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 『図書館だより』等による本の紹介 ◆ 市民図書館ブックリストの活用等による学校図書館での情報提供 	◎教育指導課 ◎小・中学校 ○総合市民図書館

* 25 児童サービス：図書館が提供するサービスで、主に乳幼児から小学生・中学生を対象とするものです。本の紹介や本選びの支援、読み聞かせやブックトーク、おはなし会の開催等が含まれます。

◆ 施策の展開 11 学校を通じた子どもの読書活動に対する保護者への理解の深化

No.	事業名	事業内容	関係部署等
38	学校を通じた子どもの読書活動啓発事業	<p>「子ども読書の日」や「読書週間^{*26}」等の期間を中心に『学校だより』や『図書だより』等を通じて、本の紹介や子どもの読書活動の様子等を保護者に知らせ、子どもの読書に対する理解を深めていきます。</p> <p>また、学校PTA活動等と連携し、保護者に対する啓発の機会を充実させます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 『学校だより』『図書だより』等による子どもの読書活動の紹介 ◆ 保護者への啓発機会の充実のための検討 	<p>◎教育指導課</p> <p>◎小・中学校</p> <p>○総合市民図書館</p> <p>○青少年課</p> <p>○学務保健課</p>



* 26 読書週間：毎年11月3日（文化の日）を中心とした前後2週間の期間のことで、全国各地で本や読書に親しむためのさまざまな行事が行われています。また、毎年4月23日～5月12日の約3週間の期間は「こどもの読書週間」であり、子どもに本を勧めるとともに、大人が子どもの読書の大切さを考える機会として、図書館や書店、学校等を中心にさまざまな行事が行われています。

2

【目標2】子どもの「読む力」を育み、伸ばす

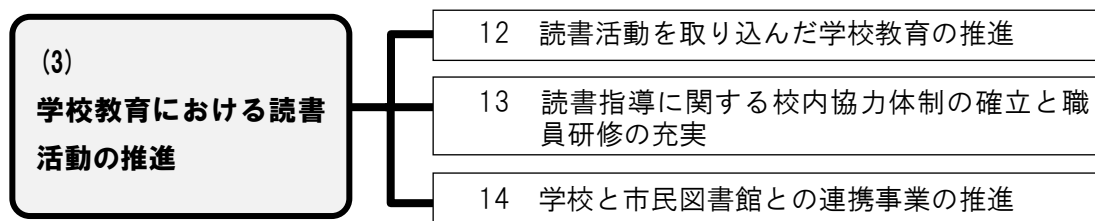
(3) 学校教育における読書活動の推進

就学後の子どもにとって、学校は家庭と同じく生活の場となります。子どもが継続した読書習慣を身につけ、その読む力が育まれていくために、学校生活を通じた読書活動の推進を図ります。

● 施策の柱と施策の展開

【施策の柱】

【施策の展開】



◆ 施策の展開 12 読書活動を取り込んだ学校教育の推進

No.	事業名	事業内容	関係部署等
39	学校図書館の活用のための整備 【拡充】	<p>「藤沢市立学校図書館運営指針」に基づき、各学校において指導計画、学校図書館に係る年間計画等を定め、学校全体で計画的な取組を行うように努めます。</p> <p>読書時間の確保とともに、読書指導、各教科・特別活動・総合的な学習におけるさらなる学校図書館の利用を推進します。</p> <p>図書だよりの配布、掲示の工夫、学級文庫等の活用により、子どもが本にふれる機会の拡充に努めます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 年間計画等の作成 ◆ 読書時間の確保や、学校図書館を活用した教科指導に関する取組の実施 ◆ 『図書だより』の作成配布 ◆ わかりやすく親しみやすい配架や掲示・展示等の工夫による環境整備 ◆ 学級文庫等の活用 	<p>◎教育指導課</p> <p>◎小・中学校</p> <p>○総合市民図書館</p>
40	情報リテラシー教育	<p>子どもがインターネットや携帯電話等を通じた情報の入手・利用の適切なあり方を習得できるよう、発達段階に応じた情報リテラシー教育を推進します。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 情報リテラシー教育の実施 	<p>◎教育指導課</p> <p>◎小・中学校</p> <p>○総合市民図書館</p>

◆ 施策の展開 13 読書指導に関する校内協力体制の確立と職員研修の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
41	学校における職員体制づくり 【拡充】	<p>司書教諭が学校図書館の職務をさらに円滑に行うことができるように校務の分掌を整備し、各学校の実情に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりを進めます。</p> <p>効果的な読書指導のための校内研修・情報交換の機会を設けるとともに、子どもの読書活動推進に関する研修への教職員の参加を働きかけます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 司書教諭の校務分掌整備など、校内協力体制づくりの推進促進 ◆ 子どもの読書活動推進に関する教職員への研修・情報交換等の実施 	<p>◎教育指導課</p> <p>◎小・中学校</p> <p>○総合市民図書館</p>

◆ 施策の展開 14 学校と市民図書館との連携事業の推進

No.	事業名	事業内容	関係部署等
42	学校図書館等の資料充実のための市民図書館活用	学校と市民図書館等との連携を密にし、図書館資料の団体貸出サービスの利用を通じた学級文庫の充実や教材としての活用を図ります。 《具体的取組》 ◆ 市民図書館の団体貸出サービスの利用	◎総合市民図書館 ◎教育指導課 ◎小・中学校
43	子どもの読書活動きっかけ体験事業	市民図書館やボランティアの協力のもと、学校におけるおはなし会の開催や図書館訪問、職業体験授業を奨励します。 《具体的取組》 ◆ おはなし会など読み聞かせの実施 ◆ 図書館訪問、図書館職業体験等の実施	◎総合市民図書館 ◎教育指導課 ◎小・中学校
44	市民図書館と学校図書館の連携体制	市民図書館と学校図書館担当者(司書教諭ほか)との連絡会議の定例化を図ります。 《具体的取組》 ◆ 市民図書館と学校図書館担当者による連携会議等の開催、相互の情報提供	◎総合市民図書館 ◎教育指導課 ◎小・中学校
45	ブックリストの活用	学年に応じたブックリストを活用し、子どもの読書活動の日常化への動機づけを図ります。 《具体的取組》 ◆ 図書館作成のブックリスト等の活用	◎総合市民図書館 ◎教育指導課 ◎小・中学校



(4) 魅力ある利用しやすい学校図書館の整備・充実

学校図書館は、学校に通う子どもにとって最も身近な読書環境のひとつであり、特に義務教育期間の子どもにとっては、だれもが平等に本に親しむことのできる場でもあります。

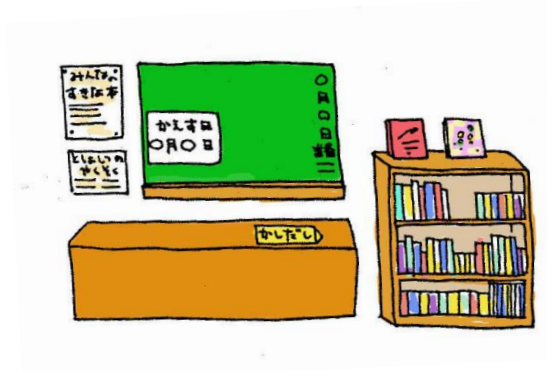
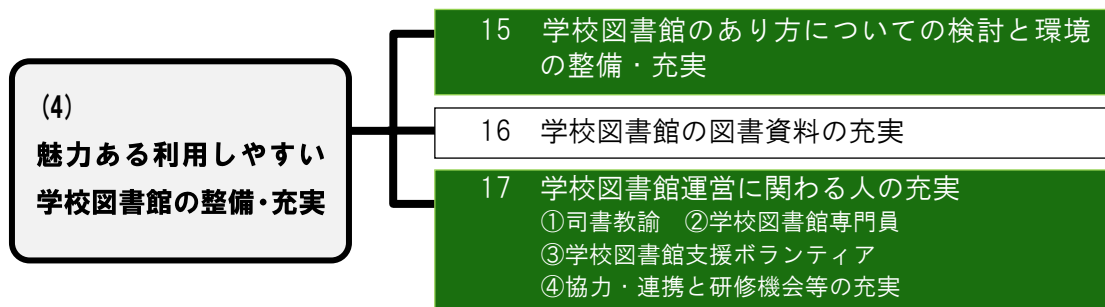
藤沢市内の市立小・中学校では、学校図書館専門員が全校に配置され、「本がある 人がいる 行ってみたくなる」学校図書館の環境が整いつつあります。学校図書館に子どもと本をつなぐ「人」のいることの重要性が次第に理解されるようになっており、子どもの学校図書館利用も増えてきています。

子どもの読む力を育み、伸ばすため、学校図書館が魅力的で利用しやすい場所となるように、学校図書館のさらなる充実を目指します。

● 施策の柱と施策の展開

【施策の柱】

【施策の展開】



◆ 施策の展開 15 学校図書館のあり方についての検討と環境の整備・充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
46	学校図書館のあり方検討 【拡充】	<p>市民図書館や関係機関等と連携し、子どもにとって魅力ある利用しやすい学校図書館づくりの検討・研究に取り組み、環境のさらなる整備充実に努めます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校図書館のあり方・環境づくりについての検討、ガイドブック等の整備 	<p>◎教育総務課</p> <p>◎教育指導課</p> <p>◎小・中学校</p> <p>○総合市民図書館</p>

◆ 施策の展開 16 学校図書館の図書資料の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
47	学校図書館の図書資料整備 【拡充】	<p>市民図書館と学校図書館との連携を密にし、学校図書館の蔵書構成や子どもの読書状況の把握に努め、図書資料の選定についてさらに研究を深めます。また、市民図書館の団体貸出も活用しながら、「読書センター」「学習・情報センター」として機能するために、学校図書館の図書資料の充実に計画的に取り組みます。</p> <p>興味や関心が大きく広がり、流行にも敏感な中学生等のさまざまな読書ニーズに的確に応えられるよう、図書資料の収集や本の紹介に工夫を加えるなど、さらなるサービスの充実に取り組みます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校図書館の蔵書構成の把握と目標とする蔵書配分比率の確認 ◆ 的確な選書のための研修機会の確保 ◆ 図書資料の紹介の工夫 ◆ 教職員及び児童生徒のニーズ把握 	<p>◎教育総務課</p> <p>◎教育指導課</p> <p>◎小・中学校</p> <p>○総合市民図書館</p>

◆ 施策の展開 17 学校図書館運営に関わる人の充実

- ①司書教諭 ②学校図書館専門員 ③学校図書館支援ボランティア
④協力・連携と研修機会等の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
48	司書教諭の校内体制 【拡充】	<p>司書教諭が学校図書館の職務を円滑に行うことができるように校務の分掌を整備し、各学校の実情に応じた読書活動をさらに計画的に実施するよう体制づくりを進めます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 司書教諭の校務分掌整理など、校内体制の整備に向けた検討 	<p>◎教育総務課</p> <p>◎教育指導課</p> <p>◎学務保健課</p> <p>◎小・中学校</p> <p>◎特別支援学校</p> <p>○総合市民図書館</p>

No.	事業名	事業内容	関係部署等
49	読書指導のための研修	<p>司書教諭を中心に、効果的な読書指導を行うための校内研修・情報交換の機会を設けるとともに、子どもの読書活動推進に関する研修への教職員の参加を働きかけます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 藤沢市学校図書館協議会、藤沢市小学校教育研究会等による読書指導に関する研究・研修の実施 ◆ 読書指導に関する校内研修や情報交換の実施 	<p>◎教育総務課</p> <p>◎教育指導課</p> <p>◎学務保健課</p> <p>◎小・中学校</p> <p>◎特別支援学校</p> <p>○総合市民図書館</p>
50	司書教諭等による情報交換	<p>市内の各学校の司書教諭が情報交換等を行うことができるよう、機会の提供に努めます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 司書教諭（学校図書館担当者）による情報交換会の整備 	<p>◎教育総務課</p> <p>◎教育指導課</p> <p>◎学務保健課</p> <p>◎小・中学校</p> <p>◎特別支援学校</p> <p>○総合市民図書館</p>
51	司書教諭専任化の推進	<p>司書教諭の専任化を県に要望します。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 司書教諭専任化について県への要望 	<p>◎教育総務課</p> <p>◎教育指導課</p> <p>◎学務保健課</p> <p>◎小・中学校</p> <p>◎特別支援学校</p> <p>○総合市民図書館</p>
52	学校図書館に関わる人の体制の整備 【拡充】	<p>学校図書館に関わる人の役割分担を行い、学校図書館や年間指導計画等について情報の共有を図り、円滑な学校図書館運営に向けた取組のさらなる充実を図ります。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校図書館に関わる人の役割の整理 ◆ 学校図書館専門員の連絡会の充実 ◆ 学校図書館に関わる人同士での情報共有の体制づくりの検討 	<p>◎教育総務課</p> <p>◎教育指導課</p> <p>◎学務保健課</p> <p>◎小・中学校</p> <p>◎特別支援学校</p> <p>○総合市民図書館</p>
53	学校図書館支援ボランティアの受入・育成 【拡充】	<p>各学校の実情にあわせ、学校図書館支援ボランティアの受入・育成をさらに推進します。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校図書館支援ボランティアの受入体制の整備 ◆ 学校図書館支援ボランティアへの育成及び研修等機会の検討 	<p>◎生涯学習総務課</p> <p>◎教育指導課</p> <p>◎小・中学校</p> <p>◎特別支援学校</p> <p>○総合市民図書館</p>



【目標3】地域のちからをつなげる

(5) 読書活動推進の拠点として利用者に身近な市民図書館・市民図書室づくりとネットワーク化の推進

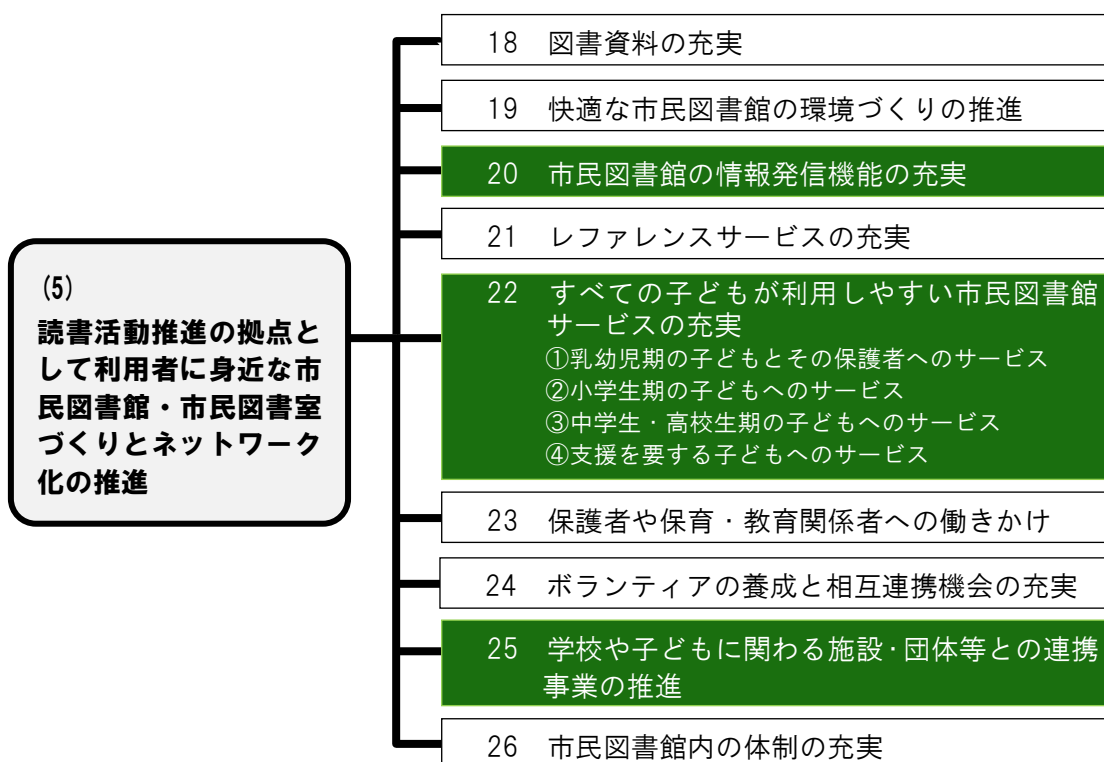
市民図書館・市民図書室は、地域における読書活動推進の拠点であり、子どもをはじめ市民のだれにでも利用しやすい親しまれる施設として、充実を目指す必要があります。

子どもにとって身近な施設となるために、市民図書館・市民図書室は、それぞれの子どもの状況に合ったサービスを検討していきます。また、子どもと本をつなぐ人や、関連する各施設との連携にも取り組むなど、地域のちからをつなげ、子どもの読書活動を支援します。

● 施策の柱と施策の展開

【施策の柱】

【施策の展開】



◆ 施策の展開 18 図書資料の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
54	子どもの読書活動のための資料整備	<p>絵本・児童書・紙芝居など収集方針に沿った資料の充実を図り、子どもの多様な読書要求に応えられる選書のための知識の向上等を目的に、職員の育成や研修の実施に努めます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童図書の新刊購入、読み継がれている資料の再購入 ◆ 児童サービスに関わる職員の研修機会の確保 	◎総合市民図書館

◆ 施策の展開 19 快適な市民図書館の環境づくりの推進

No.	事業名	事業内容	関係部署等
55	市民図書館の環境づくり	<p>子どもが自ら自由に本を探し、落ち着いて本を読んだり、学習したりできるよう、快適な環境や空間づくりに努めます。</p> <p>また、社会状況の変化を踏まえながら、デジタル情報に対応するICT環境の整備について検討します。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもが親しみやすくわかりやすい空間づくり（児童コーナーやヤングアダルトコーナー） ◆ 乳幼児連れから利用しやすい図書館環境についての検討 ◆ 時代に即したICT設備・環境づくりに関する検討 	◎総合市民図書館

◆ 施策の展開 20 市民図書館の情報発信機能の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
56	市民図書館PR事業 【拡充】	<p>『図書館だより』やホームページを充実させて、さまざまな本の紹介や行事等の情報を発信します。</p> <p>市民図書館の子ども向けホームページによる情報発信をさらに積極的に実施するほか、市の広報媒体などその他の方法による情報発信の拡充についても検討します。</p> <p>さまざまな施設や場所を活用した『図書館だより』の配布等について検討し、情報発信の機会の拡充に努めます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 『図書館だより』による情報発信 ◆ 図書館ホームページを活用した情報発信 ◆ さまざまな媒体による情報発信の検討 ◆ 『図書館だより』やチラシ等の配布場所の拡大・充実など、さまざまな場における情報発信の検討 	◎総合市民図書館

◆ 施策の展開 21 レファレンスサービスの充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
57	子どものためのレファレンスサービス	<p>子どもが気軽に調べものや本について相談できるような体制づくりとして、職員の育成、研修機会の充実に努め、レファレンスサービスの充実に図ります。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 図書館職員のサービス技術の向上のための研修等の実施 ◆ 子どもの利用が多い時期や時間帯等に読書相談に対応できる体制の整備 ◆ レファレンス記録の共有や情報ファイル・パスファインダー^{*27}等の作成 	◎総合市民図書館

◆ 施策の展開 22 すべての子どもが利用しやすい市民図書館サービスの充実

- ①乳幼児期の子どもとその保護者へのサービス
- ②小学生期の子どもへのサービス
- ③中学生・高校生期の子どもへのサービス
- ④支援を要する子どもへのサービス

No.	事業名	事業内容	関係部署等
58	市民図書館・市民図書室ネットワーク事業	<p>各市民図書館・市民図書室が連携を強化して、子どもが読みたい本をいつでもより身近な市民図書館・市民図書室で利用できるようにします。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童サービス担当者会議の開催 ◆ 各市民図書館・市民図書室間における児童サービスに関する情報の共有 	◎総合市民図書館

*27 パスファインダー：知りたいことがあるときに、どのように資料を探したらよいかという手順をまとめた手引きのことです。パスファインダーとは、「道 (path)」を「見つける人 (finder)」という意味です。

No.	事業名	事業内容	関係部署等
59	さまざまな子どもへの児童サービス 【拡充】	<p>障がいのある子どもや外国につながるのある子どもなど、配慮が必要な子どもが不便なくサービスを受けられるように、市民図書館は関係機関等と連携し、点字付き図書や外国語（母国語）の図書資料など多様な資料の収集に努め、利用を促進します。また、点字図書館や関係各課との連携を強化して、子どもや保護者からの読書相談の対応に努めます。また、障がいのある子どもへの宅配サービスの周知と利用促進を図ります。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 点字表記のある本やゆびでさわる絵本の収集 ◆ 外国語資料の収集 ◆ 児童書扱いの大活字本、LLブック*28 などユニバーサルデザイン図書についての情報収集 ◆ 宅配サービスの実施 ◆ 点字図書館や関係各課との連携によるサービス内容の検討 	<p>◎総合市民図書館 ○人権男女共同参画課 ○平和国際課 ○障がい福祉課</p>
60	おはなし会の開催	<p>子どもが本に親しむためのきっかけづくりとして、各市民図書館・市民図書室において、ボランティアと協働しながら、子どもの発達段階にあわせておはなし会等を行います。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 各市民図書館・市民図書室によるおはなし会の実施 ◆ ブックトーク、人形劇など、子ども向けに本を紹介する事業の開催 ◆ 情報共有等のための市民図書館・市民図書室とボランティアの連絡会の開催 ◆ ボランティア向け研修会の実施 	◎総合市民図書館
61	乳幼児とその保護者に向けた図書館サービス 【拡充】	<p>乳幼児とその保護者が気軽に市民図書館・市民図書室を利用できるように、乳幼児向けのおはなし会等の実施や、資料の収集、職員の意識向上など図書館サービスのさらなる充実に努めます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 乳幼児向けおはなし会の実施 ◆ 乳幼児向け絵本や保護者向け図書等の収集と紹介 ◆ 保護者からの読書相談への対応 	◎総合市民図書館

* 28 LLブック：知的障がいや学習障がいの人等が読みやすくわかりやすいように、やさしく書き直したり、図や写真を多く用いる等の工夫をした本のことで、スウェーデン語の「lattlast」（「やさしく読める」の意味）からLLブックと呼んでいます。

No.	事業名	事業内容	関係部署等
62	市民図書館利用促進事業	<p>小学1年生（市内在学）向けに図書館利用や読書を促すリーフレットを配布するとともに、他の学年や中学生・高校生に対しても図書館利用案内の配布や利用ガイダンスの受入等に努めます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小学1年生（市内在学）向けリーフレット「としょかんにおいでよ」の配布 ◆ 施設見学、利用ガイダンス等の受入 ◆ 利用案内の配布機会の拡大など、図書館PR機会の検討 	◎総合市民図書館
63	ヤングアダルトサービス事業	<p>中学生・高校生期の子どもの読書ニーズ等を把握し、多様な読書に親しむきっかけとなるような資料の収集に努めます。また職場体験、インターンシップ、ボランティア体験等を積極的に受け入れ、子どもとの意見交流の結果を生かしながら、ヤングアダルトサービスの充実を図ります。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民図書館におけるヤングアダルトコーナーの整備と活用 ◆ 中学生・高校生の読書要求に応えるためのニーズの把握と、それに沿った資料の収集・紹介 ◆ 職場体験、インターンシップ、ボランティア体験等の受入 ◆ ヤングアダルトサービスとしてのワークショップ等の実施 ◆ 近隣の中学校・高校との情報交換等の実施 	◎総合市民図書館

◆ 施策の展開 23 保護者や保育・教育関係者への働きかけ

No.	事業名	事業内容	関係部署等
64	年齢・成長にあわせた本の紹介	<p>子どもの年齢や成長にあわせ、多様な興味に対応したブックリストを作成・配布します。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 各年代別のブックリストの作成・配布 ◆ 多様な興味に対応できるよう、さまざまなテーマによる本の紹介の実施 	◎総合市民図書館 ◎保育課 ◎教育指導課 ○子育て企画課 ○青少年課 ○子ども健康課 ○学務保健課

No.	事業名	事業内容	関係部署等
65	子どもの読書活動への理解の深化のための事業	<p>子どもの読書活動に関する資料の作成・配布や、子どもの読書活動について理解を深めるための講座や講演会の実施、学校や幼稚園、保育所等を通じた働きかけの検討など、子どもの読書活動への理解の深化のための事業実施に努めます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校や幼稚園・保育所等との連携による保護者への子どもの読書活動推進に関する情報提供機会の検討 ◆ 子どもの読書活動に関する啓発リーフレット等の作成・配布 ◆ 子どもの読書活動に関する図書の紹介 ◆ 子どもの読書活動に関する講演会等の実施 	<p>◎総合市民図書館</p> <p>◎保育課</p> <p>◎教育指導課</p> <p>○生涯学習総務課（公民館）</p> <p>○子育て企画課</p> <p>○子ども健康課</p> <p>○学務保健課</p>
66	保育・教育現場への研修等	<p>保育・教育の現場に関わる職員等が、子どもの読書活動に関して理解を深めることができるように、研修機会や情報の提供に努めます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 幼稚園・保育所や学校の職員等が参加できるような研修機会の提供の検討 ◆ 関係各課との連携による研修機会の充実や、情報提供の実施 ◆ ブックリスト等の情報提供の実施 	<p>◎総合市民図書館</p> <p>◎保育課</p> <p>◎教育指導課</p> <p>○子育て企画課</p> <p>○学務保健課</p>

◆ 施策の展開 24 ボランティアの養成と相互連携機会の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
67	ボランティア養成・意識啓発事業	<p>ボランティアに対する研修機会を充実させ、意識啓発を図ることで、子どもの読書活動推進の目標に沿った効果的な活動が行われるようにします。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもの読書活動に関わるボランティアを対象にした研修の実施 	◎総合市民図書館
68	ボランティアとの相互連携	<p>活動の意味・目的を共有しながら、ゆるやかなネットワーク化を図り、全体として計画性のある体系的な活動が進められるよう、ボランティア間の交流会や市民図書館とボランティアとの交流会など、相互の交流機会を充実します。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ボランティアと市民図書館の情報共有や情報交換のための交流会等の実施 	◎総合市民図書館

◆ 施策の展開 25 学校や子どもに関わる施設・団体等との連携事業の推進

No.	事業名	事業内容	関係部署等
69	学校図書館への支援事業	<p>学校図書館の運営に対する支援を行います。 図書資料等を活用した授業の充実のために、レファレンスサービスによる支援を行います。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 図書資料等に関する学校図書館からの相談への対応 ◆ 教員や学校図書館専門員等からのレファレンスへの対応と資料提供の実施 	<p>◎総合市民図書館</p> <p>○教育指導課</p> <p>○小・中学校</p> <p>○特別支援学校</p>
70	資料充実への支援事業 【拡充】	<p>学校図書館、地域の子どもの関わる施設・団体等への団体貸出の実施やリサイクル資料の提供など、子どもに関わる施設の図書資料の充実に向けた支援の拡充に努めます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校図書館、子どもに関わる施設・団体への団体貸出の実施 ◆ リサイクル資料の提供 ◆ 選書のための資料・情報提供など、児童図書に関する相談への対応 	<p>◎総合市民図書館</p> <p>○子育て企画課</p> <p>○保育課</p> <p>○青少年課</p> <p>○教育指導課</p> <p>○小・中学校</p> <p>○特別支援学校</p>
71	研修、相談機会の提供	<p>研修会開催や学校図書館支援ボランティアへの協力や相談に対応します。 学校や幼稚園・保育所等におけるおはなし会等への協力や相談に対応します。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ボランティアへの研修支援 ◆ おはなし会開催のためのボランティア等募集への協力 ◆ 子どもの読書活動に関する相談等への対応 	<p>◎総合市民図書館</p> <p>○子育て企画課</p> <p>○保育課</p> <p>○青少年課</p> <p>○教育指導課</p> <p>○小・中学校</p> <p>○特別支援学校</p>
72	団体による図書館利用や相談	<p>学校や幼稚園・保育所など、地域の子どもの関わる施設・団体等との連携事業を推進し、図書館来館利用や施設見学、職場体験授業等への協力や、積極的な受入に努めます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校や幼稚園・保育所等による施設見学の受入や利用ガイダンスの実施等 ◆ 学校からの職場体験授業依頼への協力 ◆ 団体利用に関する相談への対応 	<p>◎総合市民図書館</p> <p>○子育て企画課</p> <p>○保育課</p> <p>○青少年課</p> <p>○教育指導課</p> <p>○小・中学校</p> <p>○特別支援学校</p>

No.	事業名	事業内容	関係部署等
73	学校図書館関係者との連携	<p>市民図書館と藤沢市学校図書館協議会や藤沢市小学校教育研究会との定例的な意見交換や研修の機会を充実させるとともに、学校図書館担当者（司書教諭、学校図書館専門員等）との連絡会議の定例化を図り、相互の協力・連携体制を強化します。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 藤沢市学校図書館協議会や藤沢市小学校教育研究会への図書館職員の参加や情報交換 ◆ 学校図書館担当者との連絡会議の定例化の検討 ◆ 学校図書館関係者への情報提供 	<p>◎総合市民図書館</p> <p>○教育指導課</p> <p>○小・中学校</p> <p>○特別支援学校</p>

◆ 施策の展開 26 市民図書館内の体制の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
74	市民図書館の体制確立	<p>子ども読書活動推進上の市民図書館・市民図書室の位置づけや役割を十分認識し、全館で一体的な取組が行われるよう担当職員の研修を行い、専門性や意識の向上とともに、全館的な協力・連携体制を確立します。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民図書館内における児童サービスに関する研修の実施や情報の共有化 ◆ 担当職員による研修参加など、知識・技術向上への取組 	◎総合市民図書館



(6) 地域の子どもに関わる施設・団体等における読書環境整備と協力連携体制の推進

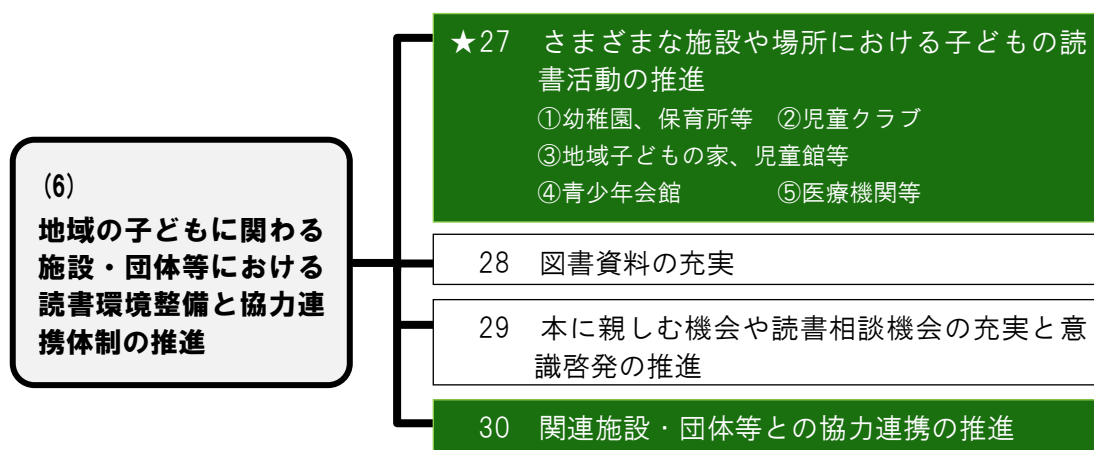
子どもの自発的な読書活動を推進するためには、身近に本と出会える環境が整うことが大切です。地域には、幼稚園・保育所や児童クラブをはじめ、子どもが日常的に利用する施設等があります。これらの身近な地域の施設において、図書資料の充実が図られ、施設に関わる大人が子どもと本をつなぐ存在になることによって、子どもが自然に本に出会い、親しんでいく機会が拡大します。

こうした考え方のもとで、地域の子どもに関わる施設・団体等が相互につながりあうことによって、子どもの読書環境の充実を目指します。

● 施策の柱と施策の展開

【施策の柱】

【施策の展開】



◆ 施策の展開 27 さまざまな施設や場所における子どもの読書活動の推進

- ①幼稚園、保育所等 ②児童クラブ ③地域子どもの家、児童館等
④青少年会館 ⑤医療機関等

No.	事業名	事業内容	関係部署等
75	さまざまな場における図書資料の整備 【拡充】	<p>地域の子どもに関わるさまざまな施設や場所において、市民図書館からの団体貸出や、市民図書館・市民図書室のリサイクル資料の活用等を通じて、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民図書館からの絵本・児童書等の配本、団体貸出、リサイクル資料の活用 	<p>◎子育て企画課</p> <p>◎保育課</p> <p>◎青少年課</p> <p>○総合市民図書館</p>
76	子どもに関わる大人への啓発事業	<p>地域の子どもに関わる施設・団体等に関わる大人が、子どもの読書活動推進について理解を深めることができるように働きかけます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 啓発リーフレットやブックリストを活用した子どもの読書活動に関する情報提供 ◆ 子どもの読書活動に関する講演等事業の情報提供 	<p>◎子育て企画課</p> <p>◎保育課</p> <p>◎青少年課</p> <p>○総合市民図書館</p>
77	おはなし会等読書に親しむための事業	<p>地域の子どもに関わるさまざまな施設や場所において、子どもが読書に親しむことができるように、ボランティアと連携を図りながらおはなし会の実施等に努めます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ おはなし会等の実施 ◆ 市民図書館・市民図書室のおはなし会等の情報提供 	<p>◎子育て企画課</p> <p>◎保育課</p> <p>◎青少年課</p> <p>○総合市民図書館</p>
78	子どもの本に関する情報提供事業 【拡充】	<p>さまざまな施設や場所において、市民図書館からの「おすすめの本のリスト」等の子どもの本に関するさらなる情報提供やその活用について検討します。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民図書館作成のブックリストや啓発リーフレット等の配置、配布 	<p>◎子育て企画課</p> <p>◎青少年課</p> <p>○病院総務課</p> <p>○市民図書館</p>

◆ 施策の展開 28 図書資料の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
79	図書資料の整備	市民図書館からの団体貸出や、市民図書館・市民図書室のリサイクル資料の活用等を通じて、地域の子どもに関わるさまざまな施設・団体等における図書資料の充実を促進します。 《具体的取組》 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもの年齢や発達段階に応じた資料の収集 ◆ 市民図書館からの団体貸出、リサイクル資料の活用 	◎子育て企画課 ◎青少年課 ○総合市民図書館
80	ブックリスト等子どもの読書活動に関する情報の提供	図書資料の充実のため、市民図書館からの「おすすめの本のリスト」等や子どもの読書活動に関する情報を提供して、活用を促進します。 《具体的取組》 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民図書館作成のブックリスト等の活用による情報提供 	◎子育て企画課 ◎青少年課 ○総合市民図書館

◆ 施策の展開 29 本に親しむ機会や読書相談機会の充実と意識啓発の推進

No.	事業名	事業内容	関係部署等
81	本に親しむ機会の充実及び、子どもの読書活動に関する理解推進事業	地域の子どもの関わるさまざまな施設・団体等は、子どもが身近な場所で本に親しむ機会としてのおはなし会等の実施や、保護者や子どもの周囲の大人が子どもの読書活動について理解を深めるための機会の提供に努めます。 《具体的取組》 <ul style="list-style-type: none"> ◆ おはなし会など読み聞かせの機会の提供 ◆ 図書コーナー等の設置 ◆ 市民図書館やボランティアの協力による、保護者からの読書相談等への対応の検討 ◆ 子どもの読書活動推進に関する講座や研修会を活用した啓発活動の実施 	◎子育て企画課 ◎青少年課 ○生涯学習総務課（公民館） ○総合市民図書館



◆ 施策の展開 30 関連施設・団体等との協力連携の推進

No.	事業名	事業内容	関係部署等
82	関連施設・団体相互の連携 【拡充】	<p>地域の子どもに関わる施設・団体等との意見交換や、相互の情報共有に努め、子どもと本をつなげる環境づくりや、子どもの読書活動に関する情報提供の機会の拡充に努めます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもに関わる施設・団体の担当者会議等での子どもの読書に関する意見交換・情報提供 ◆ 市民図書館と子どもに関わる施設・団体の連携による、子どもの読書活動に関する環境づくりについての検討 ◆ ブックリストやおはなし会等に関するチラシ等の配布・活用 	<p>◎総合市民図書館</p> <p>◎子育て企画課</p> <p>◎青少年課</p>
83	子どもが本に親しむ機会と読書相談	<p>ボランティアとの連携を図りながら、地域の子どもに関わる施設・団体等におけるおはなし会等の機会を充実させ、子どもが身近な場所で本に親しむ機会を提供するとともに、保護者等の読書相談に対応します。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ おはなし会など読み聞かせの実施 ◆ ボランティアや市民図書館との連携を活用した、子どもに関わる施設・団体による、保護者の読書相談への対応の検討 	<p>◎総合市民図書館</p> <p>◎子育て企画課</p> <p>◎青少年課</p>

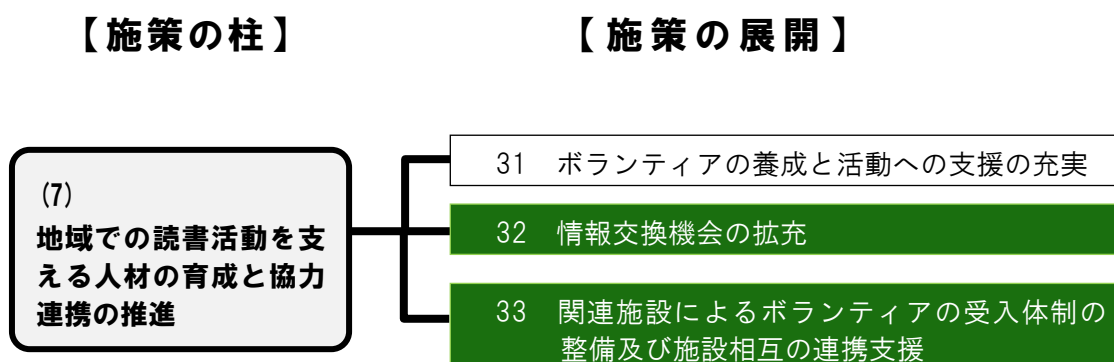


(7) 地域での読書活動を支える人材の育成と協力連携の推進

子どもは、本を手渡してくれる大人の存在を通して、本や読書の楽しさを知っていきます。そのため、子どもの身近な大人が子どもの読書に関わり、子どもの読書活動を支えていくことが大切です。

市内では、これまでも多くのボランティアが子どもの読書に関わり、子どもが本に親しむ環境を支えてきました。今後も、その活動や人材の育成を支援することを通して、地域がつながりあって、子どもの読書活動を支えていく必要があります。

● 施策の柱と施策の展開



◆ 施策の展開 31 ボランティアの養成と活動への支援の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
84	ボランティア受入施設等支援事業	<p>子どもの読書活動に関するボランティアの受入施設・機関と連携し、ボランティア活動を支援します。また、ボランティア養成についての支援や情報提供等を行います。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係部署等によるボランティア受入施設等への支援 ◆ 市民図書館等によるボランティア養成支援 ◆ ボランティアへの情報提供 	<p>◎総合市民図書館</p> <p>○生涯学習総務課</p> <p>○子育て企画課</p> <p>○青少年課</p> <p>○教育指導課</p> <p>○小・中学校</p> <p>○特別支援学校</p>

No.	事業名	事業内容	関係部署等
85	ボランティア支援・研修事業	<p>子どもの読書活動に関わるボランティアの受入機関・団体等は、必要に応じて市民図書館と連携を図りながら、ボランティアに対して、子どもの読書に関する研修機会等の充実に努めます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ボランティア受入機関・団体による研修機会等の提供 ◆ 市民図書館によるおはなし会のプログラムや発達段階に応じたブックリストなど、ボランティアに役立つ情報の提供 	<p>◎総合市民図書館</p> <p>○子育て企画課</p> <p>○青少年課</p> <p>○教育指導課</p> <p>○小・中学校</p> <p>○特別支援学校</p>
86	ボランティア養成事業	<p>市民図書館において、ボランティアなど子どもの読書に関わる人材の育成のため、読み聞かせ等についての講座の開催に努めます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 読み聞かせ等に関する講座の実施 ◆ 子どもの発達段階に応じたブックリストの配布 ◆ 子どもの読書活動に関する資料の収集 	<p>◎総合市民図書館</p> <p>○子育て企画課</p> <p>○青少年課</p> <p>○教育指導課</p> <p>○小・中学校</p> <p>○特別支援学校</p>

◆ 施策の展開 32 情報交換機会の拡充

No.	事業名	事業内容	関係部署等
87	ボランティア同士の情報共有 【拡充】	<p>ボランティア同士の情報共有等が図られるように、受入施設・機関は情報交換機会の拡充に努めます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ボランティアによる情報共有のための交流会や情報提供の実施 	<p>◎総合市民図書館</p> <p>○子育て企画課</p> <p>○青少年課</p> <p>○教育指導課</p> <p>○小・中学校</p>

◆ 施策の展開 33 関連施設によるボランティアの受入体制の整備及び施設相互の連携支援

No.	事業名	事業内容	関係部署等
88	ボランティア受入体制の整備 【拡充】	<p>地域の子どもに関わる施設・団体等は、ボランティアの受入について、継続した活動ができるよう体制の整備や研修機会の提供に努めます。</p> <p>また、施設・団体等が互いにボランティア受入状況等の情報共有に努め、必要な支援や研修機会の拡充について連携・協力できるように検討します。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ボランティア受入施設・団体等における受入体制づくり ◆ 研修機会の提供や情報提供の実施 ◆ 関連施設同士によるボランティア受入情報の共有についての検討 	<p>◎総合市民図書館</p> <p>○子育て企画課</p> <p>○青少年課</p> <p>○教育指導課</p> <p>○小・中学校</p>



【目標4】みんなで子どもの「読書」を見守る

(8) 読書に親しむための人づくり

子どもが読書に親しむためには、強制や干渉によるのではなく、自ら読書の楽しさや喜びを感じることが大切です。そのためには、本が身近にあったり、周りに本を手渡してくれる大人が存在することが重要です。また、周りの大人自身が読書を楽しむ姿を通して、子どもは本に親しみを感じていきます。

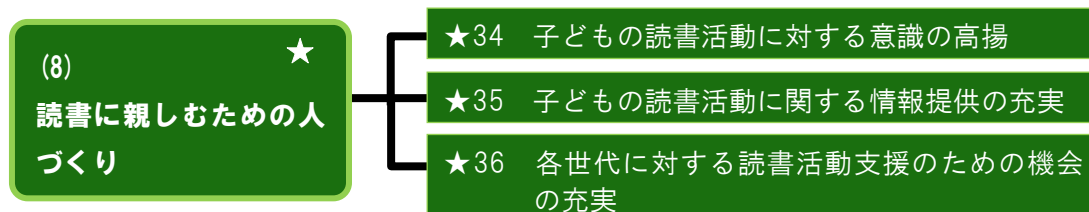
こうした保護者など身近な大人による関わりが大切であるということを、社会全体が認識して、子どもの読書を支援し見守ることができるように、働きかけます。

また、大人自身が本に出会い、読書の楽しみを感じることができるよう支援にも努めます。

● 施策の柱と施策の展開

【施策の柱】

【施策の展開】



◆ 施策の展開 34 子どもの読書活動に対する意識の高揚

No.	事業名	事業内容	関係部署等
89	子どもの読書活動に関する資料提供事業	地域の子どもの、子どもの読書活動への理解や関心を深めるため、市民図書館において関連する資料の収集・提供に努めます。 《具体的取組》 ◆ 子どもの読書活動に関する資料の収集及び紹介、提供	◎総合市民図書館 ◎教育指導課 ◎小・中学校 ○子育て企画課 ○青少年課
90	子どもの読書活動に関する事業【拡充】	市民図書館・市民図書室、学校や地域の子どもの関わる施設・団体等は、「子ども読書の日」や「読書週間」等にあわせて、工夫を凝らした催しや行事の実施に努め、広く子どもの読書活動に対する理解や関心を深めるための取組のさらなる充実に努めます。 《具体的取組》 ◆ 子どもの読書活動に関する催しや行事の実施	◎総合市民図書館 ◎教育指導課 ◎小・中学校 ○子育て企画課 ○青少年課

◆ 施策の展開 35 子どもの読書活動に関する情報提供の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
91	子どもの読書活動推進に関する講演等啓発事業 【拡充】	市民図書館等では、子どもの読書活動に関する大人を対象とした講座等の事業の拡充に努め、子どもの読書活動推進に関する保護者や周囲の大人の理解を深めていきます。 《具体的取組》 ◆ 子どもの読書活動に関する大人を対象とした講演会等啓発事業の実施	◎総合市民図書館 ○生涯学習総務課（公民館） ○子育て企画課 ○青少年課
92	関連施設による情報提供	地域の子どもに関わる施設・団体等は、相互の事業等の情報提供や、図書館利用案内や対象年齢にあわせたブックリストの配布など、子どもの読書活動推進に関する情報提供の機会の拡充に努めます。 《具体的取組》 ◆ 子どもに関する事業の情報提供等による、対象となる年齢層に向けたブックリスト等の配布 ◆ 子どもの読書活動推進に関する情報提供の機会となるような事業におけるブックリストの配布等	◎総合市民図書館 ○子育て企画課 ○青少年課
93	子どもの読書活動に関する情報発信事業 【拡充】	市や図書館の広報紙やホームページのほか、子育て家庭の利用が多い「子育てネットふじさわ」など多くの媒体を活用し、子どもの読書活動に関する取組事例等の情報発信の拡充に努めます。 《具体的取組》 ◆ 『広報ふじさわ』『図書館だより』、図書館ホームページ等による子ども読書活動推進に関する情報提供の実施 ◆ 「子育てネットふじさわ」「子育てメールふじさわ」等の活用による情報提供の検討 ◆ 子育て家庭に向けた効果的な情報発信についての検討	◎総合市民図書館 ○子育て企画課 ○青少年課

◆ 施策の展開 36 各世代に対する読書活動支援のための機会の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
94	読書活動に関する講演会等の事業 【新規】	読書に親しむきっかけを各世代に提供するために、市民図書館や公民館など地域の各施設は、読書活動に関する講座や講演会等事業の実施に努めます。 《具体的取組》 ◆ 読書活動や図書に関する講演会等事業の実施	◎総合市民図書館 ○生涯学習総務課（公民館）

No.	事業名	事業内容	関係部署等
95	各世代に向けた読書情報提供 【新規】	市民図書館や公民館など地域の各施設は、講演会等事業の対象にあわせて図書資料等の紹介を行うように努め、各世代が読書に親しむきっかけとなる環境づくりを行います。 《具体的取組》 ◆ 講演会等事業における関連図書の紹介等の実施	◎総合市民図書館 ○生涯学習総務課（公民館） ○子育て企画課 ○青少年課
96	市民図書館における読書に関する情報提供 【拡充】	多くの方が読書に親しむことができるように、市民図書館は各種行事や展示による図書案内等に努めます。また、図書館や本について、図書館の広報紙『図書館だより』やホームページ等を活用した情報発信の拡充に努めます。 《具体的取組》 ◆ 市民図書館における行事の開催 ◆ 市民図書館における展示による図書紹介の実施 ◆ 『図書館だより』や図書館ホームページを活用した情報発信	◎総合市民図書館
97	読書案内・レファレンスサービス事業 【拡充】	生涯学習において、図書館や図書資料の利用を継続することができるように、市民図書館・市民図書室では、読書案内やレファレンスサービス等の拡充に努めます。 《具体的取組》 ◆ 読書案内やレファレンスサービスの充実	◎総合市民図書館



(9) 計画の効果的な推進体制づくり

子どもの読書活動の推進のためには、家庭・学校・地域等が連携・協力し、一体となって取り組む必要があります。第2章で示したように、近年の社会状況は大きく変化しており、この計画の期間中も子どもと読書を取り巻く環境が変化していく可能性があります。こうした状況を踏まえながら、「藤沢市子ども読書活動推進会議」を通じ、関係施設・機関・団体等との連携を確保しながら、この計画に位置づけた施策・事業の毎年度の進捗状況を把握し、検証します。あわせて、必要な見直しを適宜行いながら、この計画の円滑かつ効果的な推進に向けて取り組みます。さらに、この計画を広く市民や関係施設・機関・団体等へ周知します。

● 施策の柱と施策の展開

【 施策の柱 】

【 施策の展開 】



◆ 施策の展開 37 「藤沢市子ども読書活動推進会議」の開催

No.	事業名	事業内容	関係部署等
98	計画推進事業	<p>計画の効果的な推進にあたっては、家庭・学校・地域での子どもの読書活動についての市関係各課担当で構成する「藤沢市子ども読書活動推進会議」を定期的開催し、計画に基づく事業等の取組状況についての協議を行うほか、社会の状況等も踏まえた効果的な読書活動の推進についての意見交換や情報収集を行います。また、市民・関係施設等に対する計画の周知に努めます。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「藤沢市子ども読書活動推進会議」の開催 ◆ 子どもの読書活動を取り巻く状況に関する情報の収集 ◆ 「藤沢市子ども読書活動推進計画」概要版の活用等による計画の周知 	◎総合市民図書館

5

総事業数

《総事業数 98 (新規事業 9、拡充事業 31)》

【目 標】	【施策の柱】	(事業数)
【目標 1】 すべての子どもを 「読書」の楽しさへ誘う 事業数 38 (新規 7、拡充 10)	(1) 乳幼児期における読書活動の支援	事業数 23 (新規 6) (拡充 6)
	(2) 小学生・中学生・高校生期における読書活動の支援	事業数 15 (新規 1) (拡充 4)
【目標 2】 子どもの「読む力」を 育み、伸ばす 事業数 15 (拡充 7)	(3) 学校教育における読書活動の推進	事業数 7 (拡充 2)
	(4) 魅力ある利用しやすい学校図書館の整備・充実	事業数 8 (拡充 5)
【目標 3】 地域のちからを つなげる 事業数 35 (拡充 9)	(5) 読書活動推進の拠点として利用者に身近な市民図書館・市民図書室づくりとネットワーク化の推進	事業数 21 (拡充 4)
	(6) 地域の子どもに関わる施設・団体等における読書環境整備と協力連携体制の推進	事業数 9 (拡充 3)
	(7) 地域での読書活動を支える人材の育成と協力連携の推進	事業数 5 (拡充 2)
【目標 4】 みんなで子どもの 「読書」を見守る 事業数 10 (新規 2、拡充 5)	(8) 読書に親しむための人づくり	事業数 9 (新規 2) (拡充 5)
	(9) 計画の効果的な推進体制づくり	事業数 1



資料編



第3次藤沢市子ども読書活動推進計画の策定経過

実施日	会議名、内容等
2014年(平成26年) 6月12日	藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会(第1回) ◆ 「藤沢市子ども読書活動推進計画」について ◆ 改定スケジュール及び作業部会について ◆ 平成25年度事業の報告及び評価について ◆ 各課現状報告及び計画の点検評価について ◆ アンケート調査項目について
7月22日	藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会(第2回) ◆ アンケート調査項目について ◆ 計画の点検評価について
9月4日	藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会(第1回) ◆ 「藤沢市子ども読書活動推進計画」及び改定スケジュールについて ◆ アンケート調査の実施について
11月10日～30日	藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査の実施
2015年(平成27年) 1月14日	藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会(第3回) ◆ 「ふじさわ子ども読書プラン2015」の評価及び現状と課題について ◆ 「子どもの読書に関するアンケート調査」実施状況について
1月28日	藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会(第2回) ◆ 「子どもの読書に関するアンケート調査」実施状況について ◆ 「ふじさわ子ども読書プラン2015」の評価及び現状と課題について

実施日	会議名、内容等
2月17日	藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会（第4回） <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「ふじさわ子ども読書プラン2015」の評価及び現状と課題について ◆ 子ども読書活動推進計画改定にむけての意見等について
3月17日	藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会（第3回） <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「子どもの読書に関するアンケート調査」報告書について ◆ 子ども読書活動推進計画改定にむけての意見等について
6月5日	藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会（第4回） <ul style="list-style-type: none"> ◆ 計画改定スケジュールについて ◆ 子ども読書活動推進計画改定にむけての意見等について
7月8日	藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会（第5回） <ul style="list-style-type: none"> ◆ 子ども読書活動推進計画改定にむけての意見等について
8月6日	藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会（第6回） <ul style="list-style-type: none"> ◆ 第3次藤沢市子ども読書活動推進計画（骨子素案）について ◆ 子ども読書活動推進計画改定にむけての意見等について
10月15日	藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会（第7回） <ul style="list-style-type: none"> ◆ 第3次藤沢市子ども読書活動推進計画（素案）について ◆ パブリックコメントの実施について ◆ 今後のスケジュールについて
10月27日～ 11月27日	ふじさわ子ども読書プラン2020～第3次藤沢市子ども読書活動推進計画（素案）に対するパブリックコメントの実施
2016年(平成28年) 1月14日	藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会（第8回） <ul style="list-style-type: none"> ◆ パブリックコメント結果について ◆ 第3次藤沢市子ども読書活動推進計画（案）について

(1) 藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 藤沢市における子どもの読書活動を推進するため、子どもの読書活動に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、「藤沢市子ども読書活動推進計画」（以下「計画」という）を策定（改定）し、子どもの読書活動に係わる施策の推進を図るため、藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 計画の策定（改定）に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要な事項。

(組織)

第3条 委員会の委員は、17名以内とする。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 幼児教育関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 子どもの読書活動推進関係者
- (6) 行政関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会には、委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開催し、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決すると

ころによる。

（作業部会）

第8条 第2条の所掌事務の細部について検討するため、市職員等で組織する作業部会を置くことができる。

（意見の聴取）

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明または意見を聞くことができる。

（秘密の保持）

第10条 委員は委員会の中で知ることができた個人の情報その他秘密にすべき事項を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

（報酬）

第11条 委員会の委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する規則（昭和43年規則第22号）に定めるところによる。

（庶務）

第12条 委員会の庶務は、生涯学習部総合市民図書館において総括し、及び処理する。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成16年11月9日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

● 平成 26 年度

(委員名は順不同。敬称略)

	委員名	選出区分	備考
委員長	木村 依子	社会教育関係	藤沢市社会教育委員会議
副委員長	菊地 彰子	学識経験者	神奈川県子どもの読書活動推進 会議委員
委員	小松 眞弓	学校教育関係	藤沢市小学校長会
委員	十川 由利	学校教育関係	藤沢市中学校長会
委員	木下 京子	幼児教育関係者	特定非営利法人藤沢市幼稚園協会
委員	古橋 祐子	子どもの読書活動推進 関係者	ブックスタートボランティア、図書 館・図書室おはなし会ボランティア
委員	榊原 智子	公募委員	
委員	福本 良治	公募委員	
委員	中島 直	生涯学習部長	
委員	上野 進	生涯学習総務課長	
委員	佐藤 良子	子ども青少年育成課長	
委員	和田 章義	保育課長	
委員	高橋 徹	子ども健康課長	
委員	小林 誠二	教育総務課長	
委員	小木曾 貴洋	教育指導課長	
委員	栗原 かほる	総合市民図書館長	

【事務局（総合市民図書館）】

五島 陽子	主幹
饗庭 寛子	専任主幹補佐
小林 恭子	専任上級主査
寺村 郁	事務職員

● 平成 27 年度

(委員名は順不同。敬称略)

	委員名	選出区分	備考
委員長	木村 依子	社会教育関係	藤沢市社会教育委員会議
副委員長	菊地 彰子	学識経験者	神奈川県子どもの読書活動推進 会議委員
委員	小松 眞弓	学校教育関係	藤沢市小学校長会
委員	吉田 葉子	学校教育関係	藤沢市中学校長会
委員	木下 京子	幼児教育関係者	特定非営利法人藤沢市幼稚園協会
委員	古橋 祐子	子どもの読書活動推進 関係者	ブックスタートボランティア、図書館・図書室おはなし会ボランティア
委員	榊原 智子	公募委員	
委員	福本 良治	公募委員	
委員	中島 直	生涯学習部長	
委員	上野 進	生涯学習総務課長	
委員	和田 章義	子育て企画課長	
委員	武井 正純	保育課長	
委員	高橋 徹	子ども健康課長	
委員	福岡 浩一	青少年課長	
委員	神尾 友美	教育総務課長	
委員	小木曾 貴洋	教育指導課長	
委員	松井 洋二	総合市民図書館長	

【事務局（総合市民図書館）】

織部 朋子	主幹
饗庭 寛子	専任主幹補佐
小林 恭子	専任上級主査
寺村 郁	事務職員

3

藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会設置要綱・委員名簿

(1) 藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市の子ども読書活動推進計画を策定するにあたり、「藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱」第8条に基づき、藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 作業部会は、藤沢市子ども読書活動推進計画の策定に向け、調査及び検討を行うものとする。

(組織)

第3条 作業部会は、部会長、副部会長及び委員をもって組織し、別表1に掲げる関係課の原則として上級主査級以上の職員をもって構成する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会長は、総合市民図書館職員をもって充てる。

2 部会長は、作業部会を代表し、その所掌事項を総括する。

3 副部会長は、生涯学習総務課職員をもって充てる。

4 副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 作業部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

(意見聴取)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、総合市民図書館において総括し処理する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

<別表1>

部会長	総合市民図書館
副部会長	生涯学習総務課 (生涯学習担当)
委員	教育指導課 小学校教諭 中学校教諭 総合市民図書館 子育て企画課 保育課(幼稚園担当) 保育課(保育士) 青少年課 子ども健康課(保健師)

(2) 藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会委員名簿

● 平成 26 年度

(委員名は順不同。敬称略)

	委員名	部署名	役職名
部会長	五島 陽子	総合市民図書館	主幹
副部会長	関本 佳子	生涯学習総務課(生涯学習担当)	事務職員
委員	川邊 尚子	教育指導課	指導主事
委員	金井 佳代	小学校教諭(御所見小学校)	教諭(司書教諭)
委員	和賀井 伸子	中学校教諭(滝の沢中学校)	教諭(司書教諭)
委員	菊地 誠	子ども青少年育成課	上級主査
委員	室 一高	保育課(幼稚園担当)	上級主査
委員	三觜 幸子	保育課(保育士)	上級主査
委員	内田 美奈子	子ども健康課(保健師)	課長補佐
委員	饗庭 寛子	総合市民図書館	専任主幹補佐
委員	小林 恭子	総合市民図書館	専任上級主査
委員	寺村 郁	総合市民図書館	事務職員
委員	八重樫 あかり	総合市民図書館(南市民図書館)	事務職員

【事務局(総合市民図書館)】

饗庭 寛子	専任主幹補佐
小林 恭子	専任上級主査
寺村 郁	事務職員

(目的及び設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、藤沢市における子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、藤沢市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、前条の目的達成のため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもの読書活動推進のための施策に関すること。
- (2) 「藤沢市子ども読書活動推進計画」の見直しに関すること。
- (3) 子どもの読書活動推進に関わる施設及び機関等との情報交換に関すること。
- (4) その他、子どもの読書活動推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、推進会議を代表し、その所掌事項を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(意見聴取)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(作業部会)

第7条 会長は、必要に応じて作業部会を設け、推進会議の所掌事務について調査又は研究をさせることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、総合市民図書館において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

- 3 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
- 5 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

＜別表 1＞	
会 長	生涯学習部長
副会長	生涯学習総務課長 教育指導課長
委 員	教育総務課長 子育て企画課長 保育課長 青少年課長 子ども健康課長 総合市民図書館長

(1) 調査の概要

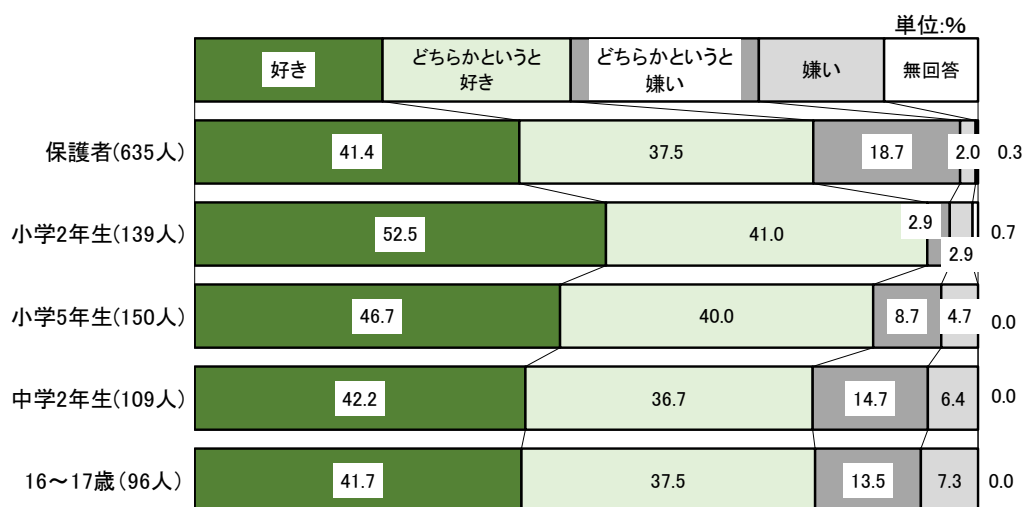
- **調査の目的** 平成 22 年度に策定した「ふじさわ子ども読書プラン 2015 第 2 次藤沢市子ども読書活動推進計画」が平成 27 年度で終了し、平成 28 年度からの新たな計画の改定にあたり、本市の子どもの読書活動に関する市民の皆様のさまざまな意識やニーズを調査・把握するために実施しました。
- **調査対象者**
 - ① 藤沢市内在住の幼児の保護者
 - ② 藤沢市内在住の小学生（2 年生、5 年生）・中学 2 年生
 - ③ 藤沢市内在住の 16～17 歳の子ども
 - ④ ②、③の保護者
- **調査方法** 対象者（合計 2,970 人）を無作為に抽出して、郵送にてアンケート調査票を配布・回収する方式としました。
- **実施期間** 2014 年（平成 26 年）11 月 10 日（月）～11 月 30 日（日）
- **回収結果**

	調査対象数 (A)	回収数 (B)	有効回収数 (C)	有効回収率 (D=C/A)
小学 2 年生	330	139	139	42.1%
小学 5 年生	330	150	150	45.5%
中学 2 年生	330	109	109	33.0%
16～17 歳	330	96	96	29.1%
保護者	1,650	635	635	38.5%
合計	2,970	1,129	1,129	38.0%

(2) 調査結果の概要

● 本を読むことについて

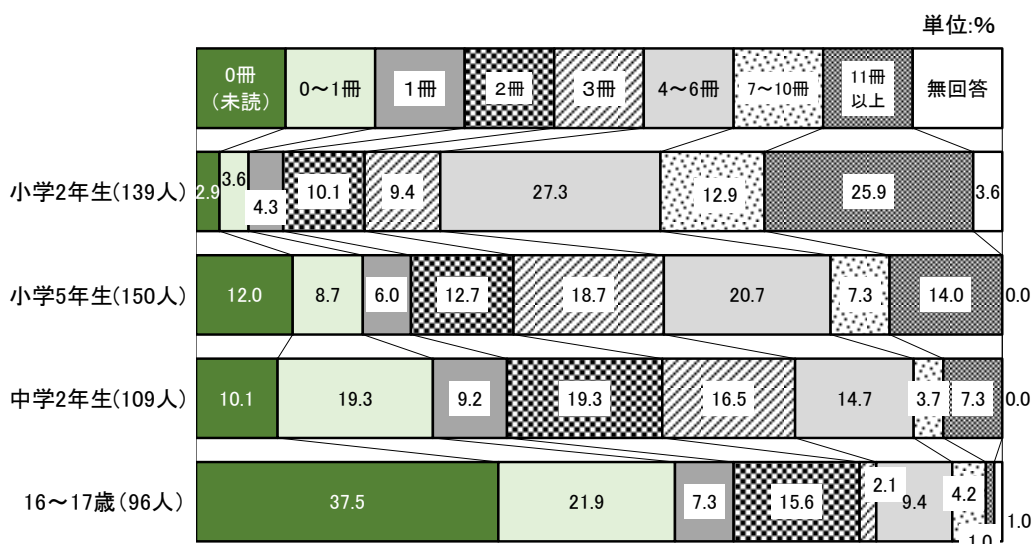
《本編 15 ページ》



本を読むことが好き（「好き」又は「どちらかというが好き」）という回答は、小学2年生で93.5%、小学5年生で86.7%、16～17歳が79.2%、中学2年生と保護者がともに78.9%となっており、特に小学生の好感度が高くなっています。

● 調査前1か月に読んだ本の冊数

《本編 15 ページ》



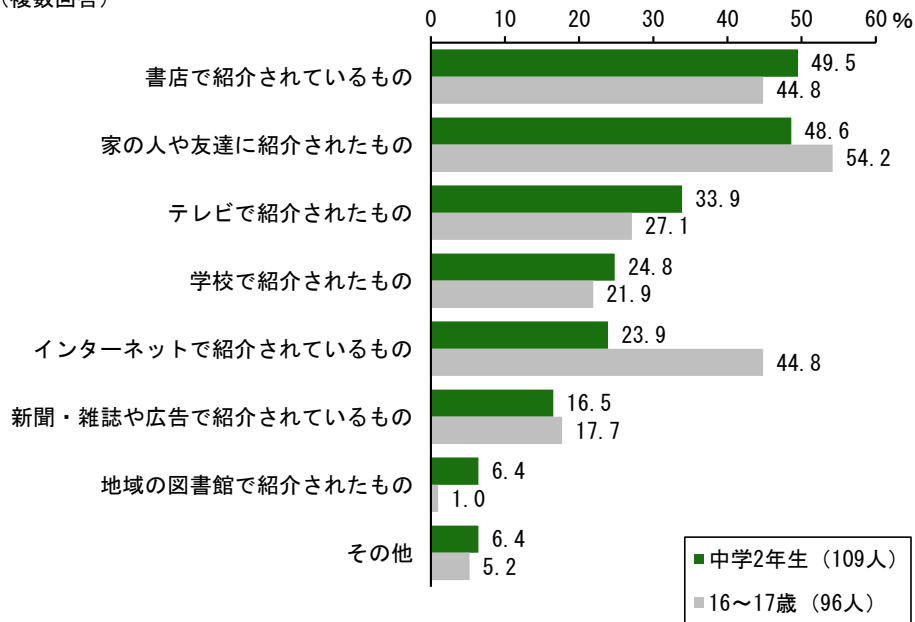
調査前1か月に読んだ本の冊数について、小学2年生と小学5年生では「4～6冊」が最も高く、中学2年生では「0～1冊」「2冊」がともに高く、16～17歳では「0冊（読んでいない）」が最も高くなっています。

回答者に占める不読者（「0冊」と回答）の割合については、16～17歳（37.5%）が最も高く、次いで小学5年生（12.0%）、中学2年生（10.1%）、小学2年生（2.9%）となっています。

● **自分が読む本の情報の入手方法【中学生、16～17歳】**

《本編 16 ページ》

(複数回答)



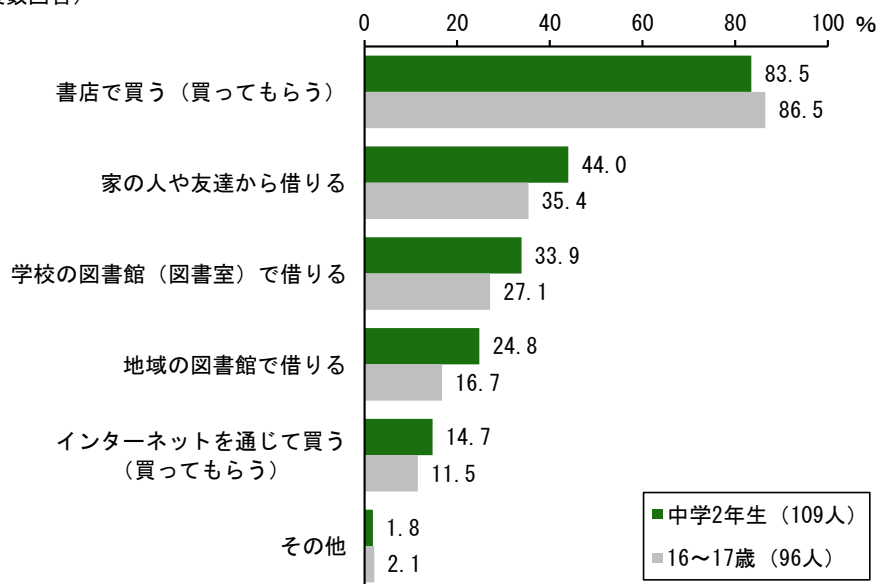
自分が読む本の情報入手方法は、中学2年生では「書店で紹介されているもの」、16～17歳では「家の人や友達に紹介されたもの」が最も高くなっています。

このほか、16～17歳では「インターネットで紹介されているもの」が44.8%となっています。

● **本の入手方法【中学生、16～17歳】**

《本編 16 ページ》

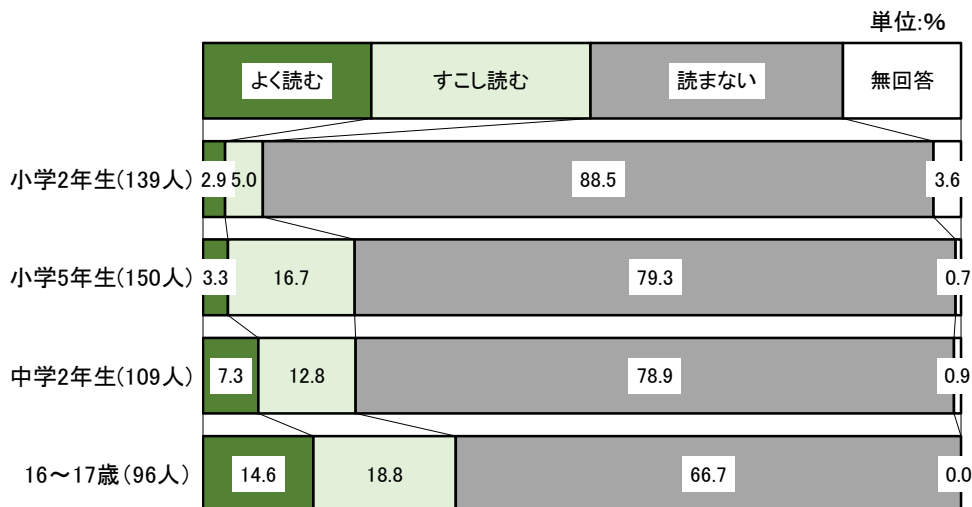
(複数回答)



本の入手方法については、中学2年生と16～17歳のいずれも「書店で買う (買ってもらう)」が最も高く、次いで「家の人や友達から借りる」「学校の図書館 (図書室) で借りる」となっています。

● 電子書籍の利用状況

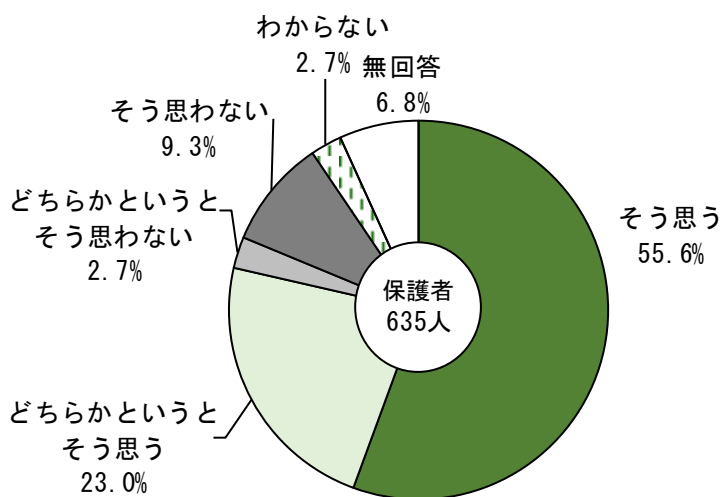
《本編 16 ページ》



電子書籍を「よく読む」「すこし読む」を合わせた割合は、16～17歳では33.4%、中学2年生では20.1%、小学5年生では20.0%、小学2年生では7.9%となっており、16～17歳での電子書籍の利用経験・頻度が小学生・中学生に比べて高くなっています。

● インターネット・携帯電話・ゲーム等の普及により、子どもが本を読む機会が少なくなったと思うか【保護者】

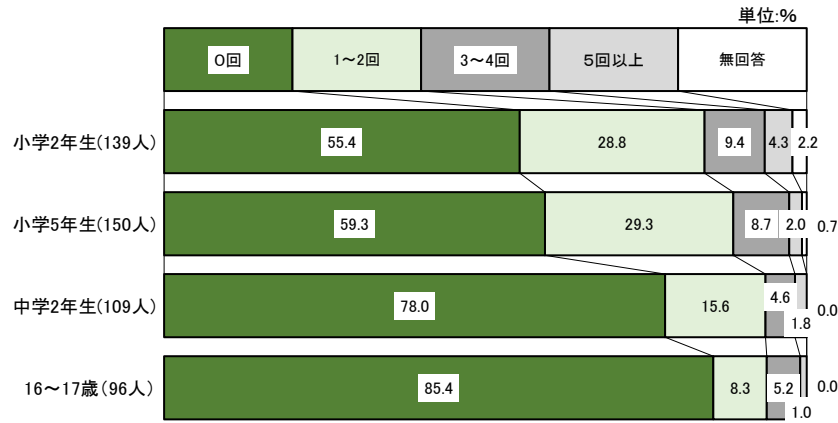
《本編 16 ページ》



さまざまなメディアの普及により、子どもの読書の機会が減少していると思う（「そう思う」又は「どちらかというそう思う」）という回答が78.6%となっています。

● 調査前1か月間の地域の図書館の利用状況

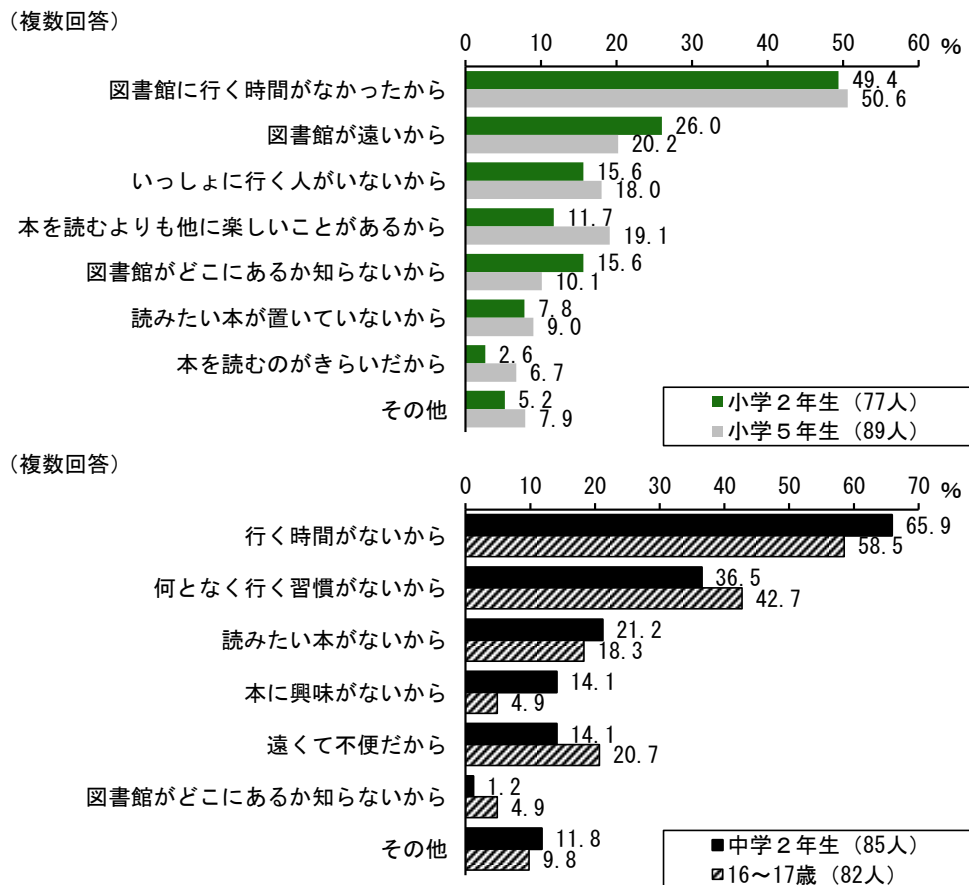
《本編 17 ページ》



調査前1か月で地域の図書館に行った回数については、学年(年齢)が上がるとともに「0回」の割合が高まり、中学2年生では78.0%、16~17歳では85.4%を占めています。

● 地域の図書館に行かなかった理由

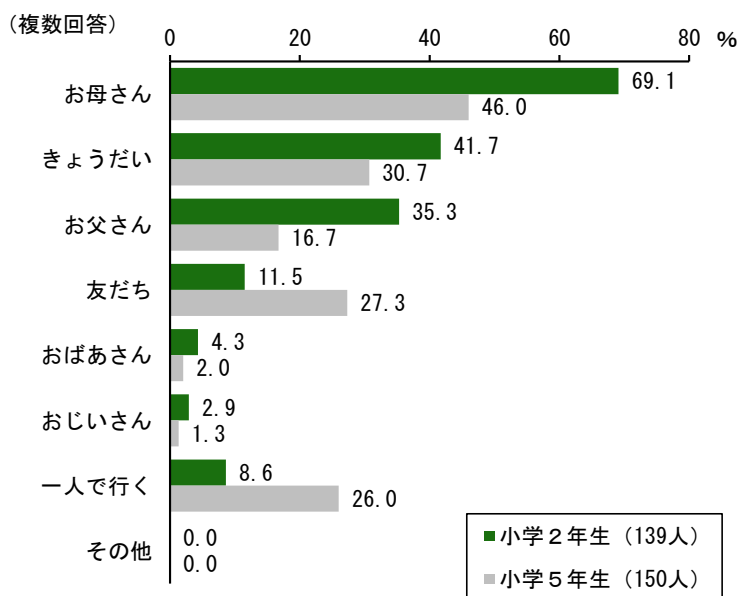
《本編 17 ページ》



調査前1か月で地域の図書館に行った回数が「0回」という回答者にその理由を聞いたところ、小学2年生、小学5年生、中学2年生、16~17歳のいずれも、図書館に行く時間がなかったからという回答が最も高くなっています。

● 地域の図書館に一緒に行く人【小学生】

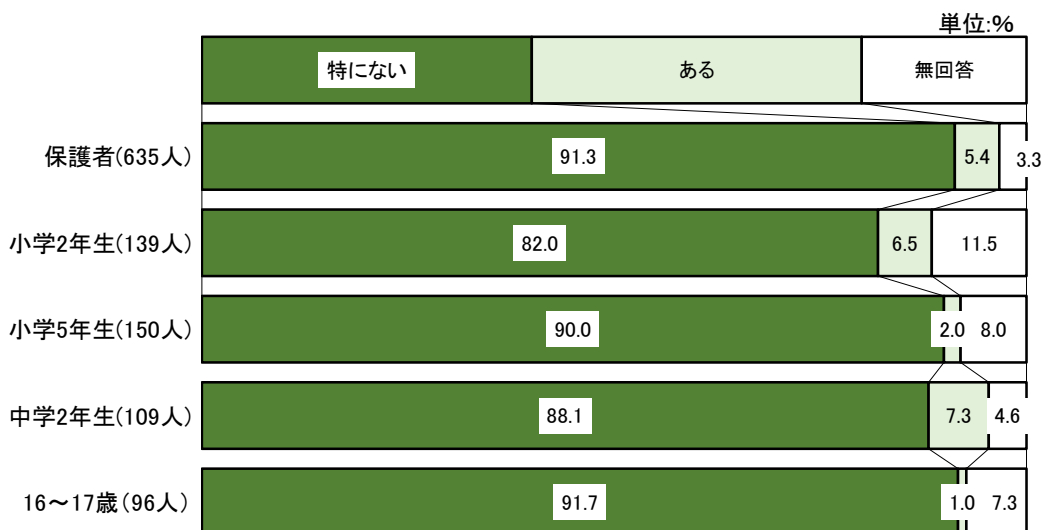
《本編 17 ページ》



小学生に対して、地域の図書館に誰と行くのかを聞いたところ、小学2年生、小学5年生ともに「お母さん」が最も高く、「きょうだい」が続いています。小学5年生では小学2年生に比べ、「友だち」「一人で行く」の割合が高くなっています。

● 地域の図書館以外の利用について

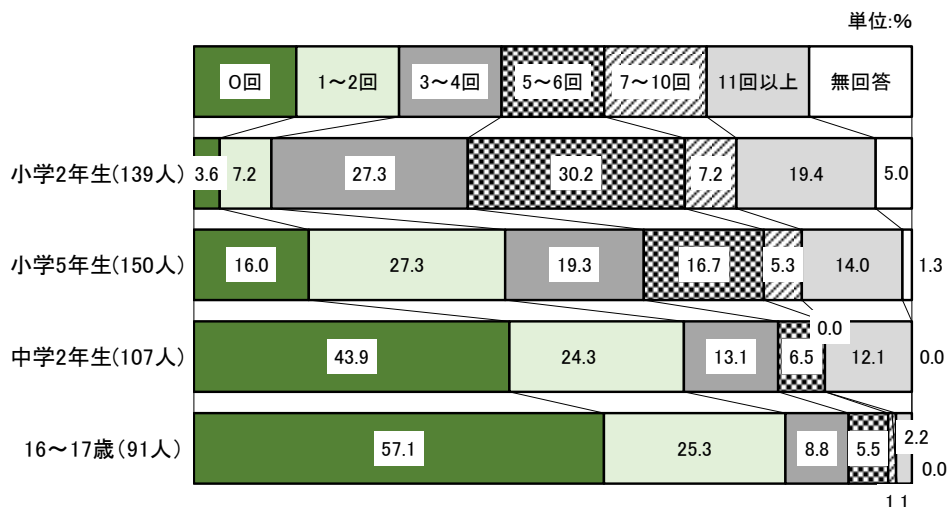
《本編 18 ページ》



地域の図書館以外で、本を読んだり借りたりする場所が「ある」という回答の割合は、中学2年生では 7.3%、小学2年生では 6.5%、保護者では 5.4%、小学5年生では 2.0%、16~17歳では 1.0%となっています。

● 調査前1か月の学校図書館の利用状況

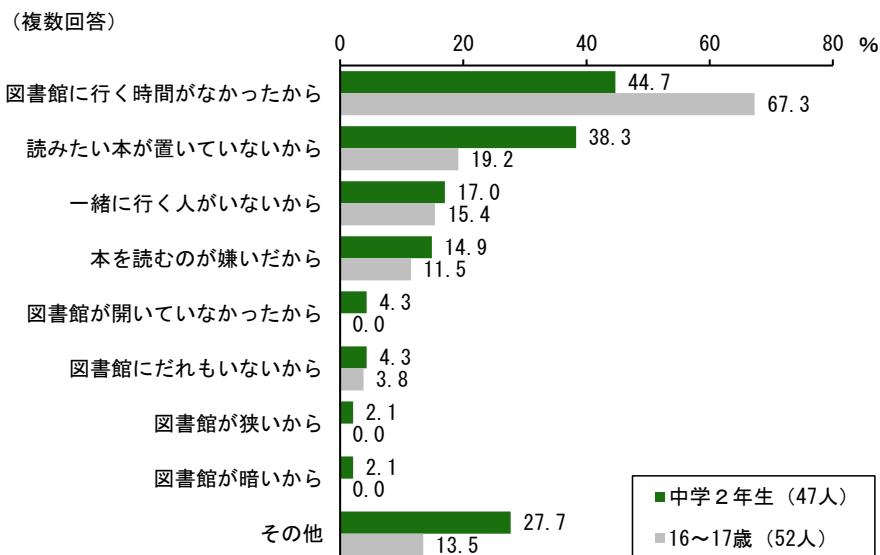
《本編 19 ページ》



調査前1か月で学校の図書館(図書室)に1回以上行ったという回答の割合は、小学2年生では91.3%、小学5年生では82.6%、中学2年生では56.0%、16~17歳では42.9%となっています。学年(年齢)が上がるとともに「0回」の割合が高まり、中学2年生では43.9%、16~17歳では57.1%を占めています。

● 学校図書館に行かなかった理由【中学生、16~17歳】

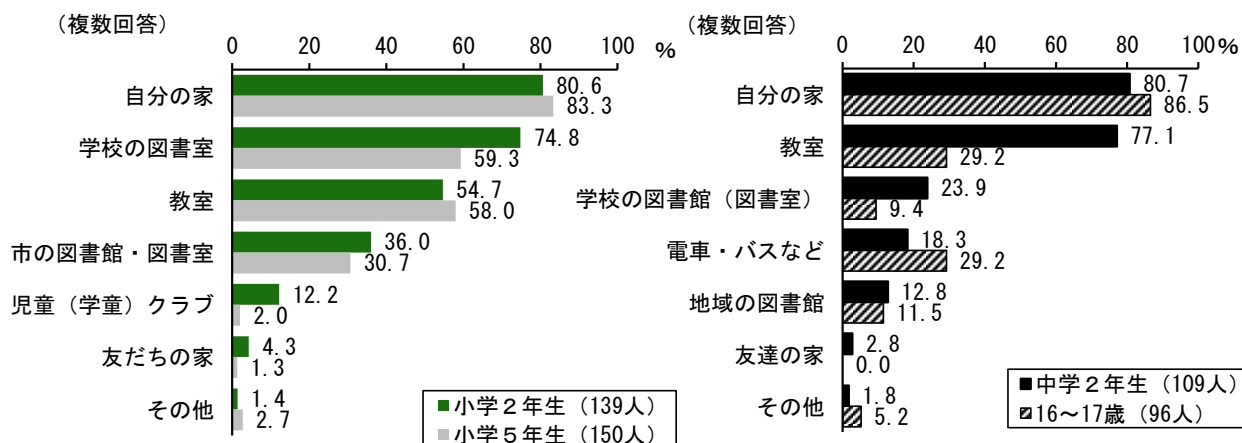
《本編 19 ページ》



調査前1か月で学校の図書館に行った回数が「0回」という回答者にその理由を聞いたところ、中学2年生、16~17歳のいずれも「図書館(図書室)に行く時間がなかったから」が最も高く、次いで「読みたい本が置いていないから」となっています。

● **本を読む場所**

＜本編 20 ページ＞

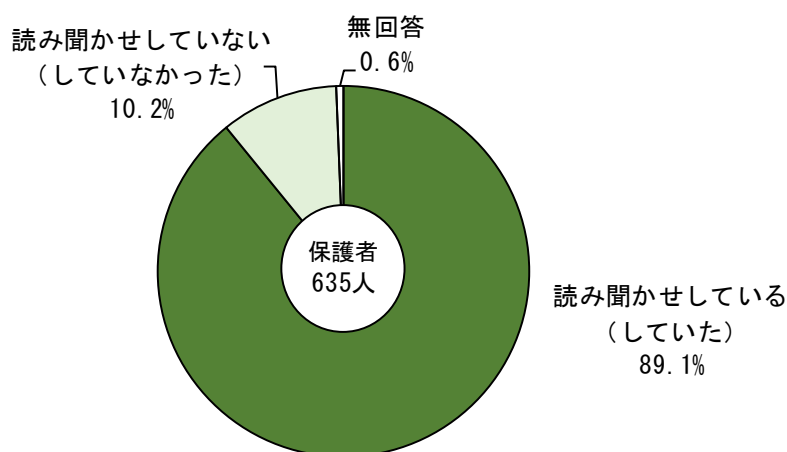


本を読む場所について、小学2年生、小学5年生ともに「自分の家」が最も高く、次いで「学校の図書室」「教室」となっているほか、「市の図書館・図書室」が3割台となっています。「学校の図書室」の割合は、小学2年生が小学5年生を約16ポイント上回っています。

中学2年生、16～17歳についても「自分の家」が最も高くなっており、中学2年生では「教室」も77.1%で高くなっています。「学校の図書館(図書室)」については、中学2年生が23.9%、16～17歳が9.4%であり、「地域の図書館」については、中学2年生、16～17歳ともに1割強にとどまっています。

● **子どもへの読み聞かせの有無【保護者】**

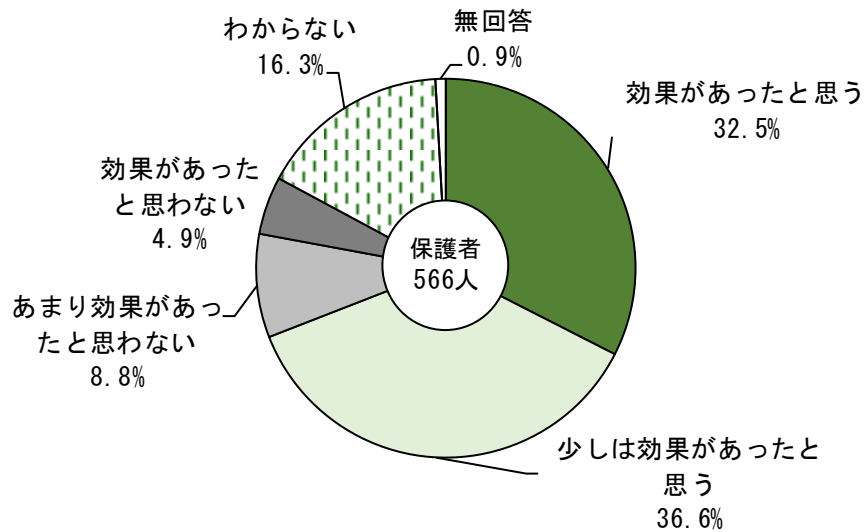
＜本編 21 ページ＞



回答者の子どもへの読み聞かせの有無については、「している(していた)」が89.1%、「していない(していなかった)」が10.2%となっています。

● 読み聞かせの効果【保護者】

《本編 21 ページ》

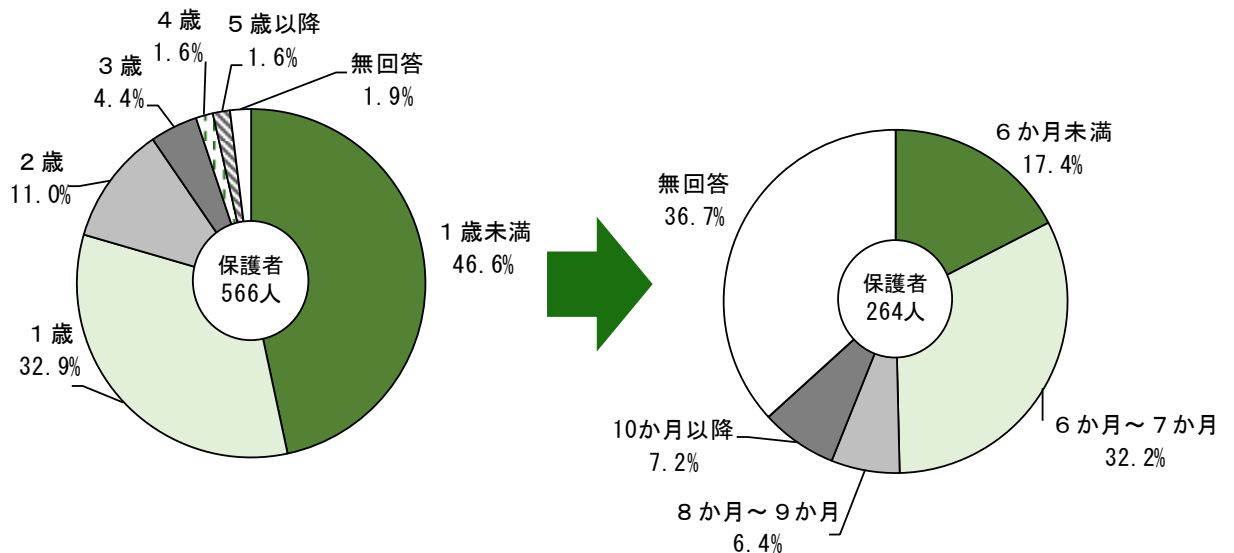


自分の子どもに読み聞かせを「している（していた）」と回答した保護者に対して、読み聞かせの効果の有無について聞いたところ、「効果があったと思う」「少しは効果があったと思う」を合わせた割合が 69.1%となっており、自分の子どもへの読み聞かせ経験者のほぼ7割が読み聞かせの効果を実感していることがわかります。

資料編

● 子どもへの読み聞かせの開始時期【保護者】

《本編 22 ページ》

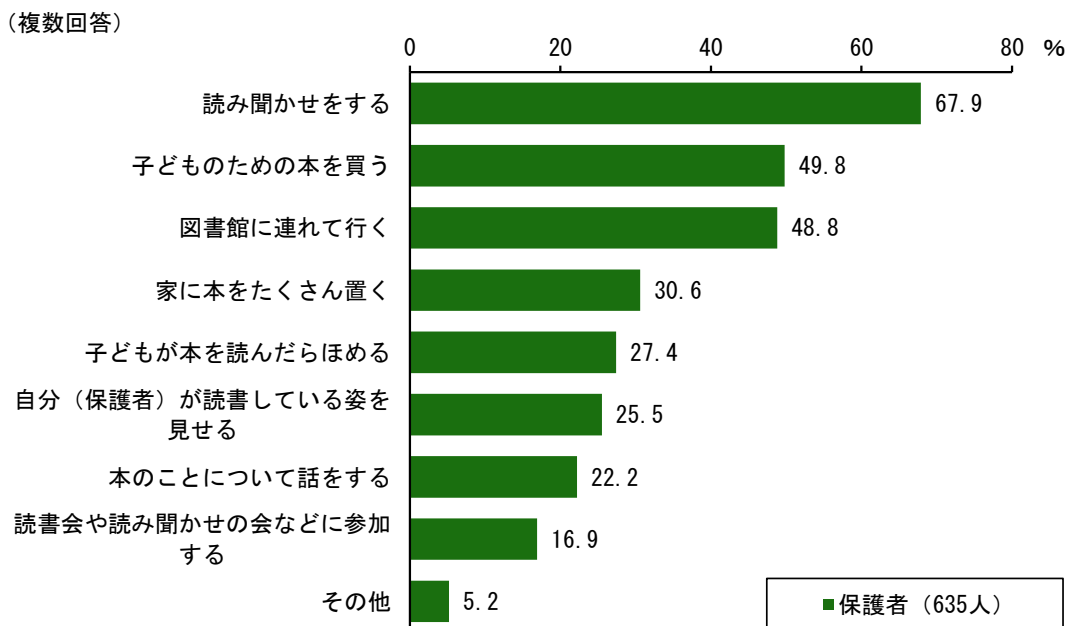


自分の子どもに読み聞かせを「している（していた）」と回答した保護者に対して、読み聞かせをしている（していた）時期について聞いたところ、開始時期については、「1歳未満」(46.6%)が最も高く、「1歳」(32.9%)が続いています。

「1歳未満」の内訳では、「6か月～7か月」(32.2%)が最も高く、「6か月未満」(17.4%)が続いています。

● 子どもの読書活動推進のためにしていること【保護者】

《本編 22 ページ》



子どもの読書活動を推進するためにしている(していた)こととしては、「読み聞かせをする」(67.9%)が最も高く、次いで「子どものための本を買う」(49.8%)、「図書館に連れて行く」(48.8%)、「家に本をたくさん置く」(30.6%)となっています。

(1) パブリックコメントの概要

- **内容** 「ふじさわ子ども読書プラン 2020 第3次藤沢市子ども読書活動推進計画(素案)」について
- **実施期間** 2015年(平成27年)10月27日(火)～11月27日(金)
- **周知方法** 「広報ふじさわ」でお知らせを行い、各市民図書館、各市民図書室、市役所受付案内、市政情報コーナー、各市民センター、公民館で素案を配布するとともに、市のホームページ「パブリックコメント」に掲載しました。
- **募集方法** 各市民図書館、各市民図書室へ直接持参、総合市民図書館へ郵送、ファクス、インターネットによる募集を行いました。

(2) 実施結果

- **意見等の提出人数** 24人(個人22、団体2)
- **意見等の総件数** 86件
- **意見等の内容別件数内訳**

分類	件数	分類	件数
①全体について	9件	⑪ボランティア	3件
②学校図書館の充実・整備	5件	⑫本と触れ合う機会	5件
③教職員(司書教諭含む)・学校図書館専門員	11件	⑬ブックスタート	3件
④学校図書館と市民図書館の連携	3件	⑭おはなし会、ブックトーク	2件
⑤市民図書館のサービス	10件	⑮計画の推進	5件
⑥市民図書館の充実・整備	4件	⑯第2次計画について	6件
⑦市民図書館の情報提供	3件	⑰子どもの貧困問題	3件
⑧市民図書館職員の研修	1件	⑱誤字脱字指摘	1件
⑨図書館以外の場所	7件	⑲その他	2件
⑩子どもの身近にいる大人	3件	合計	86件



7 関係法令

(1) 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健全な成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健全な成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を

策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

● **子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議**

(平成13年11月28日衆議院文部科学委員会)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

(2) 文字・活字文化振興法

(平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第 3 条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第 6 条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第 7 条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数

の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

この計画の策定にあたり、参考とした資料は次のとおりです。

- ・「図書館情報学用語辞典 第4版」
日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編 2013年（平成25年）12月
- ・「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」
文部科学省 2013年（平成25年）5月
- ・「かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～」
神奈川県教育委員会 2014年（平成26年）4月
- ・「読書世論調査 2015年版」 毎日新聞社 2015年（平成27年）4月
- ・「高校生の読書に関する意識等調査報告書」
株式会社浜銀総合研究所 2015年（平成27年）3月
- ・「平成24年度版厚生労働白書」 厚生労働省編 2012年（平成24年）9月
- ・「平成27年版 子供・若者白書」 内閣府編 2015年（平成27年）7月
- ・「藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査報告書」
藤沢市総合市民図書館 2015年（平成27年）3月
- ・「新・こどもの本と読書の事典」 黒澤浩 他 編著 2004年（平成16年）4月



ふじさわ子ども読書プラン2020

第3次 藤沢市子ども読書活動推進計画

2016年（平成28年）3月発行

発行 藤沢市

編集 藤沢市総合市民図書館

〒252-0804 神奈川県藤沢市湘南台7丁目18番地の2

電話 0466-43-1111 FAX 0466-46-1130

ホームページ <http://www.lib.city.fujisawa.kanagawa.jp/>



この冊子は再生紙を使用しています